

関連資料

-
- 1 福祉のまちづくり条例
 - 2 福祉のまちづくり基本方針
 - 3 特定施設の建築等の手続
 - 4 J I S規格等
-

1 福祉のまちづくり条例

1 福祉のまちづくり条例

(1) 福祉のまちづくり条例

制定	平成4年10月9日	条例第37号
施行	平成5年10月1日	
改正	平成8年3月27日	条例第7号
施行	平成9年4月1日	
改正	平成14年3月27日	条例第24号
施行	平成14年10月1日	
改正	平成22年12月16日	条例第42号
施行	平成23年7月1日	
改正	平成30年3月22日	条例第27号
施行	平成30年4月1日	
改正	令和7年3月25日	条例第19号
施行	令和7年6月1日	

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 福祉のまちづくり基本方針等（第7条—第11条）

第3章 特定施設等の整備

第1節 特定施設の整備（第12条—第24条の6）

第1節の2 小規模購買施設等の施設の整備（第24条の7—第24条の13）

第2節 公共車両の整備（第25条・第26条）

第3節 住宅の整備（第27条—第33条）

第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり（第33条の2—第33条の4）

第4章 雑則（第34条—第37条）

附則

すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務である。

いま、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、こころ豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していかなければならない。

ここに我々は、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりの理想を高く掲げ、県民一人一人が手を携え、共に生きる心のきずなを確かめあいながら、その実現に向けて全力を挙げて取り組む決意の下、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において「高齢者等」とは、高齢者、障害者その他心身機能の低下した者、妊婦、乳幼児を同伴する者その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者をいう。

2 この条例において「公益的施設」とは、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。

4 この条例において「共同住宅等の施設」とは、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場で規則で定める規模以上のものをいう。

5 この条例において「特定施設」とは、公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設をいう。

6 この条例において「特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であって、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第18号に規定する特定建築物をいう。

7 この条例において「特別特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であって、法第2条第19号に規定する特別特定建築物をいう。

8 この条例において「小規模購買施設等の施設」とは、公益的施設に該当しない小規模の購買施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。

9 この条例において「公共車両」とは、鉄道の車両及び乗合自動車で規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第2条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

第3条 市町は、当該地域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、福祉のまちづくりに関して理解を深め、意識の高揚を図り、自ら進んで生活の自立と能力の発揮に努め、かつ、相互に協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 県民は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、自ら所有し、又は管理する施設について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう努め、かつ、県民と協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

（福祉のまちづくりの総合的推進）

第6条 県、市町、県民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となってその推進体制を整備し、福祉のまちづくりの実現を図るものとする。

2 県及び市町は、地域社会における県民相互の交流及び連帯の促進並びに高齢者等の健康及び福祉の増進に関する拠点の体系的な整備を通じて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

3 県及び市町は、市街地開発事業その他規則で定める事業の実施の機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第2章 福祉のまちづくり基本方針等

（福祉のまちづくり基本方針）

第7条 県は、福祉のまちづくり基本方針を定めるものとする。

2 前項の福祉のまちづくり基本方針は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第12条第1項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であってまちづくりに関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（福祉教育の推進）

第8条 県は、高齢者等に対する理解と思いやりのある児童を育成するための福祉教育を推進するものとする。

（県民の意識の高揚等）

第9条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及に努めるものとする。

2 県は、市町、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導又は助言を行うものとする。

（住民の意識の高揚等）

第10条 市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する意識の高揚に努めるものとする。

2 市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する必要な指導又は助言を行うものとする。

（財政措置）

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 特定施設等の整備

第1節 特定施設の整備

（特定施設のあり方）

第12条 特定施設は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備されたものでなければならない。

（特定施設整備基準）

第13条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の基準は、次に掲げる事項について特定施設の種類の区分に応じて規則で定めるものとする。

- (1) 車椅子で通行できる傾斜路の設置
- (2) 車椅子で通行できる幅員の確保
- (3) 視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導又は案内の設備の設置
- (4) 階段の手すりの設置
- (5) 車椅子で利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の利用に配慮すべき事項

（特定施設整備基準の遵守）

第14条 公益的施設若しくは共同住宅等の施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更（用途を変更して、公益的施設又は共同住宅等の施設とする場合を含む。以下同じ。）又は公共施設の新設若しくは改築等（以下「特定施設の建築等」という。）をしようとする者は、特定施設整備基準を遵守しなければならない。

（特定施設の建築等の届出）

第15条 特定施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。ただし、法令又は第24条の3から第24条の6までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項については、この限りでない。

（指導又は助言）

第16条 知事は、特定施設の建築等の内容が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定施設の建築等をしようとする者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（特定施設の建築等の内容の変更）

第17条 前2条の規定は、特定施設の建築等の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（工事の完了の届出）

第18条 第15条（前条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（特定施設に関する検査）

第19条 知事は、前条の規定による届出に係る特定施設が、特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査す

るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定める適合証を交付するものとする。

(勧告)

第20条 知事は、特定施設の建築等をしようとする者が第15条の規定に違反して特定施設の建築等の工事に着手したとき又は当該工事に関して不正又は不誠実な行為をしたと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(国等に関する特例)

第21条 国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う特定施設の建築等については、第15条の規定による届出を要しない。

- 2 前項の場合において、当該国等は、当該特定施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。ただし、法令又は第24条の3から第24条の6までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項については、この限りでない。
- 3 知事は、国等が行う特定施設の建築等の内容が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該国等に対し、必要な要請を行うことができる。

(整備努力義務)

第22条 特定施設整備基準が設定された日前に現に存する特定施設の所有者又は管理者（特定施設の建築等の工事に着手している所有者又は管理者を含む。）は、当該特定施設について、特定施設整備基準に適合するようにその整備に努めなければならない。

(調査等)

第23条 特定施設整備基準が設定された日前に現に存する公益的施設及び公共施設の所有者又は管理者（公益的施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更若しくは公共施設の新設若しくは改築等の工事に着手している所有者又は管理者を含む。以下「公益的施設等の所有者等」という。）は、当該公益的施設又は公共施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査し、その整備状況を把握しておかなければならない。

(報告の徴収等)

第24条 知事は、必要があると認めるときは、公益的施設等の所有者等に対し、当該公益的施設及び公共施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。

- 2 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、公益的施設等の所有者等に対し、特定施設整備基準に基づき、必要な指導若しくは助言又は要請を行うことができる。

(情報の公表)

第24条の2 特定施設（規則で定める用途及び規模のものに限る。）の所有者又は管理者は、当該特定施設の整備状況に関する情報であって規則で定めるものをインターネットの利用その他の規則で定める方法により公表しなければならない。

(特別特定建築物等に係る基準適合義務)

第24条の3 特別特定建築物（次条に規定する特定建築物を含む。第24条の6第2項において同じ。）に係る基準適合義務については、法第14条第1項及び第2項に定めるもののほか、次条から第24条の6までに定めるところによる。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第24条の4 法第14条第3項の規定により特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物及び同条第5項の許可を受けた仮設建築物を除く。）とする。

- (1) 学校（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第5条第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 事務所（政令第5条第8号に掲げるものを除き、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 共同住宅又は寄宿舎
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるものを除く。）
- (5) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（政令第5条第11号に掲げる運動施設を除く。）
- (6) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- (7) 工場（床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。）

(建築の規模)

第24条の5 法第14条第3項の規定により別に定める同条第1項の建築の規模は、別表第1の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模とする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第24条の6 法第14条第3項の規定により同条第1項の建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、別表第2の左欄に掲げる建築物特定施設（法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項であって規則で定めるもの（政令第11条から第25条までに規定するものを除く。）とする。

- 2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、前項の規定は、当該増築等に係る部分に限り、適用する。
- 3 前2項の規定は、知事が、これらの規定による場合と同等以上に建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由によりこれらの規定によることが困難であると認めるときは、適用しない。

第1節の2 小規模購買施設等の施設の整備

(小規模購買施設等整備基準)

第24条の7 知事は、小規模購買施設等の施設の構造及び設備の整備について、高齢者等が安全かつ快適に利用

できるよう配慮すべき事項に係る基準（以下「小規模購買施設等整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

（整備努力義務）

第24条の8 小規模購買施設等の施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「小規模購買施設等の施設の建築等」という。）をしようとする者及び小規模購買施設等の施設の所有者又は管理者（以下「小規模購買施設等の施設の所有者等」という。）は、当該小規模購買施設等の施設について、小規模購買施設等整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

（小規模購買施設等の施設の建築等の届出）

第24条の9 小規模購買施設等の施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該小規模購買施設等の施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

（指導又は助言）

第24条の10 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る小規模購買施設等の施設が小規模購買施設等整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（小規模購買施設等の施設の建築等の内容の変更）

第24条の11 前2条の規定は、小規模購買施設等の施設の建築等の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（国等に関する特例）

第24条の12 国等が行う小規模購買施設等の施設の建築等については、第24条の9の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該小規模購買施設等の施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る小規模購買施設等の施設が小規模購買施設等整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

（報告の徴収等）

第24条の13 知事は、必要があると認めるときは、小規模購買施設等の施設の所有者等に対し、当該公益的施設及び公共施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、公益的施設等の所有者等に対し、特定施設整備基準に基づき、必要な指導若しくは助言又は要請を行うことができる。

第2節 公共車両の整備

（整備努力義務）

第25条 公共車両の所有者又は管理者（以下「公共車両の所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する公共車両について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

（報告の徴収等）

第26条 知事は、必要があると認めるときは、公共車両の所有者等に対し、当該公共車両の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、公共車両の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第3節 住宅の整備

（住宅整備基準）

第27条 知事は、住宅の構造及び設備の整備について高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき基準（以下「住宅整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

（整備努力義務）

第28条 県民は、その所有する住宅について、住宅整備基準に適合するよう自らの心身機能の低下等に対応し、又は備えて、その整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、当該住宅について、住宅整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

（共同住宅の建築等の届出）

第29条 共同住宅（規則で定める規模以上のものに限る。以下同じ。）の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「共同住宅の建築等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該共同住宅の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

（指導又は助言）

第30条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る共同住宅が住宅整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（共同住宅の建築等の内容の変更）

第31条 前2条の規定は、共同住宅の建築等の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（国等に関する特例）

第32条 国等が行う共同住宅の建築等については、第29条の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該共同住宅の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る共同住宅が住宅整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

（報告の徴収等）

第33条 知事は、必要があると認めるときは、住宅を供給する事業者に対し、当該住宅の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、当該住宅を供給する事業者に対し、必要な指導又は助言を

行うことができる。

第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり

(利用者の意見を尊重した特定施設の整備運営)

第33条の2 特定施設の所有者若しくは管理者又は特定施設の建築等をしようとする者（以下この章において「特定施設の所有者等」という。）は、当該特定施設が高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特定施設の整備及び運営について、当該特定施設の利用者に意見を求め、当該意見を尊重して、当該特定施設の整備及び運営をするよう努めなければならない。

2 特定施設の所有者等は、当該特定施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりアドバイザー)

第33条の3 知事は、福祉のまちづくりに関して識見を有する高齢者等及び福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であって、福祉のまちづくりに自ら参画し、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録することができる。

2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営に関し、当該特定施設の利用者の立場に立って、点検し、助言を行う。

3 知事は、規則で定めるところにより、特定施設の所有者等の求めに応じて、アドバイザーをあつせんすることができる。

(県民参加型特定施設の認定)

第33条の4 知事は、県民の参画と協働により高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した整備及び運営が行われていると認められる特定施設を、規則で定めるところにより、県民参加型特定施設として認定することができる。

第4章 雑則

(表彰)

第34条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うものとする。

(公表)

第35条 知事は、第20条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(条例の適用除外)

第36条 公益的施設、公共施設若しくは共同住宅等の施設、小規模購買施設等の施設又は住宅の整備に関して、第13条から第21条まで及び前条の規定、第24条の7から第24条の12までの規定又は第27条から第32条までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における公益的施設、公共施設若しくは共同住宅等の施設、小規模購買施設等の施設又は住宅の整備に係るこれらの規定の適用については、規則で定める。

2 特別特定建築物に追加する特定建築物、法第14条第3項の建築の規模及び同項の建築物移動等円滑化基準に付加する事項に関して、第24条の3から第24条の6までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこれらの規定の適用については、規則で定める。

(補則)

第37条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1章及び第2章の規定は、公布の日から施行する。（平成5年3月規則第14号で、同5年10月1日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に高齢者等が安全かつ快適に利用できる特定施設の整備に関する条例を制定している市町の区域については、第13条から第21条まで及び第35条の規定は、規則で定める日までの間は、適用しない。

附 則（平成8年3月27日条例第7号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第5条の改正規定並びに第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第24号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月16日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に規定する特別特定建築物（改正後の福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第24条の4に規定する同法第2条第16号に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）又は修繕若しくは模様替え（修繕又は模様替えにあっては、同条第18号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。）については、改正後の条例第3章第1節第24条の3から第24条の6までの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、規則で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第3章第1節第24条の3から第24条の6までの規定は、適用しない。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 4 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表79の部「(12)」を「(16)」に改め、同部(6)の項中「第21条第1項」を「第21条第2項」に改め、同部(7)の項中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改め、同部(8)の項中「第24条の4」を「第24条の9」に、「条例第24条の6」を「第24条の11」に改め、同部(9)の項中「第24条の5」を「第24条の10」に、「第24条の6」を「第24条の11」に改め、同部(10)の項中「第24条の7第1項」を「第24条の12第1項」に改め、同部(11)の項中「第24条の7第2項」を「第24条の12第2項」に改める。

附 則（平成30年3月22日条例第27号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第19号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第24条の5関係）

建築物	規模
1 学校	全ての規模。ただし、政令第11条から第22条まで及びこの条例第24条の6第1項の規定（以下この表において「基準規定」という。）のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。
2 病院又は診療所	
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
4 集会場又は公会堂	
5 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
8 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
9 博物館、美術館又は図書館	
10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
11 自動車教習所	
12 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
13 公衆便所	
14 公共用歩廊	
15 展示場	床面積の合計100平方メートル以上の規模。ただし、基準規定のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。
16 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
17 ホテル又は旅館	
18 遊技場	
19 公衆浴場	
20 飲食店	
21 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
23 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	床面積（自動車の停留又は駐車のために供する部分に限る。）の合計500平方メートル以上の規模。ただし、基準規定のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。
24 共同住宅	
25 寄宿舎	

備考 床面積、戸数又は室数とは、新築の場合にあっては当該建築物の床面積、戸数又は室数をいい、増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては当該建築物の増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積、戸数又は室数とする。

別表第2（第24条の6関係）

建築物特定施設	事項
出入口	出入口の幅、戸又は扉の構造、点状ブロック等の設置その他の出入口の構造及び配置に関する事項
廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）	廊下等の幅、表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は車椅子が転回できる場所の設置その他の廊下等の構造及び配置に関する事項
階段	表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は標識の設置その他の階段の構造及び配置に関する事項
傾斜路	傾斜路の幅及び勾配、表面の仕上げ、手すり、踊場又は点状ブロック等の設置その他の傾斜路の構造及び配置に関する事項
エレベーターその他の昇降機	エレベーターの設置、籠又は乗降ロビーの構造、標識の設置その他の昇降機の構造及び配置に関する事項
便所	表面の仕上げ、便房、便器又は洗面器の設置及び構造、手すり又は標識の設置その他の便所の構造及び配置に関する事項
劇場等（劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂をいう。以下同じ。）の客席	車椅子を使用している者が円滑に利用することができる場所の設置及び構造その他の劇場等の客席の構造及び配置に関する事項
ホテル又は旅館の客室	車椅子を使用している者が円滑に利用できる客室の設置、表面の仕上げ、便所及び浴室の設置及び構造その他のホテル又は旅館の客室の構造及び配置に関する事項
敷地内の通路	敷地内の通路の幅、表面の仕上げ、手すり又は点状ブロック等の設置その他の敷地内の通路の構造及び配置に関する事項
駐車場	車椅子を使用している者が円滑に利用できる駐車施設の設置及び構造、標識の設置その他の駐車場の構造及び配置に関する事項
浴室等（浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。）	表面の仕上げ、出入口の幅、手すりの設置その他の浴室等の構造及び配置に関する事項

(2) 福祉のまちづくり条例施行規則

制定	平成5年3月26日	規則第15号	改正	平成7年6月30日	規則第44号
施行	平成5年10月1日		施行	平成7年7月1日	
改正	平成7年7月21日	規則第52号	改正	平成8年6月28日	規則第64号
施行	平成7年12月1日		施行	平成9年4月1日	
改正	平成11年3月31日	規則第48号	改正	平成14年6月14日	規則第64号
施行	平成11年4月1日		施行	平成14年10月1日	
改正	平成15年9月30日	規則第81号	改正	平成16年3月26日	規則第20号
施行	平成15年10月1日		施行	平成16年4月1日	
改正	平成16年6月30日	規則第62号	改正	平成17年9月30日	規則第73号
施行	平成16年7月1日		施行	平成17年10月1日	
改正	平成18年3月31日	規則第42号	改正	平成18年9月29日	規則第80号
施行	平成18年4月1日		施行	平成18年10月1日	
改正	平成19年9月28日	規則第62号	改正	平成20年3月31日	規則第28号
施行	平成19年9月30日		施行	平成20年4月1日	
改正	平成20年8月22日	規則第59号	改正	平成23年5月16日	規則第25号
施行	平成20年10月1日		施行	平成23年7月1日	
改正	平成24年6月29日	規則第38号	改正	令和元年6月28日	規則第7号
施行	平成24年7月1日		施行	令和元年7月1日	
改正	令和3年3月31日	規則第10号	改正	令和3年9月28日	規則第47号
施行	令和3年4月1日		施行	令和3年10月1日	
改正	令和3年12月27日	規則第53号	改正	令和7年3月31日	規則第26号
施行	令和4年4月1日		施行	令和7年6月1日	

(趣旨)

第1条 この規則は、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

第2条 条例第1条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(公共施設)

第3条 条例第1条第3項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。以下「道路」という。）

(2) 次に掲げる公園、緑地等の施設（以下「公園等」という。）

ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地

ウ 勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第7号）附則第2項の規定による廃止前の勤労者総合福祉施設整備基金条例（昭和52年兵庫県条例第5号）第1条に規定する勤労者総合福祉施設整備基金がその整備の資金に充てられ、又は勤労者福祉基金条例（昭和56年兵庫県条例第4号）第1条に規定する勤労者福祉基金がその改修の資金に充てられた野外活動施設

(共同住宅等の施設の規模)

第4条 条例第1条第4項に規定する規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。

(小規模購買施設等の施設)

第4条の2 条例第1条第8項に規定する規則で定める施設は、別表第2の2のとおりとする。

(公共車両)

第5条 条例第1条第9項に規定する規則で定める鉄道の車両及び乗合自動車は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する旅客車

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（特定施設整備基準）

第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。

2 地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由により特定施設整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、当該基準によらないことができる。

(特定施設の建築等の届出)

第7条 条例第15条（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車場の用に供する部分に、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）及び道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）（以下「路外駐車場等」という。）を除く。）にあっては特定施設建築等（変更）届（様式第1号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等（変更）届（様式第2号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、特定施設（路外駐車場等を除く。）の建築等の届出にあっては第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書、路外駐車場等の設置等の届出にあっては第1号、第8号及び第9号に掲げる図書、特定施設の建築等の変更の届出にあっては当該変更に係る第1号から第9号までに掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図

(3) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した2面以上の敷地の断面図

(4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図

(5) 縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口（以下「外部出入口」という。）の位置を明示した2面以上の建築物の立面図

(6) 縮尺及び床の高さを明示した2面以上の建築物の断面図

(7) 知事が別に定める様式による特定施設の整備の計画を記載した調書

- (8) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用できる駐車施設を明示した駐車場の平面図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
（特定施設の建築等に係る軽微な変更）
- 第8条 条例第17条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 特定施設の規模の変更のうち、特定施設整備基準の適用の変更を伴わないもの
- (2) 高齢者等の安全かつ快適な特定施設の利用の見地から支障がないと認められる変更
（工事の完了の届出）
- 第9条 条例第18条の規定による届出は、特定施設（路外駐車場等を除く。）にあっては特定施設工事完了届（様式第4号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等工事完了届（様式第5号）により行わなければならない。
（適合証）
- 第10条 条例第19条第2項に規定する規則で定める適合証の様式は、様式第6号のとおりとする。
（通知をもって届出に代える法人）
- 第11条 条例第21条第1項に規定する規則で定める法人は、別表第4のとおりとする。
（特定施設の建築等の通知）
- 第12条 条例第21条第2項の規定による通知は、特定施設（公共施設を除く。）の建築等の工事に着手する日の30日前までに、公益的施設（路外駐車場等を除く。）及び共同住宅等の施設にあっては公益的施設等建築等通知書（様式第7号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等通知書（様式第8号）、公共施設にあっては公共施設新設等通知書（様式第9号）により行わなければならない。この場合において、公共施設に係る通知は、年度ごとに当該年度分について行うものとする。
- 2 前項の通知書には、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添付しなければならない。
- (1) 公益的施設等建築等通知書 第7条第2項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書
- (2) 路外駐車場等建築等通知書 第7条第2項第1号、第8号及び第9号に掲げる図書
- (3) 公共施設新設等通知書 工事箇所図及び公共施設（道路を除く。）に係る通知にあっては、知事が別に定める様式による公共施設の整備の計画を記載した調書
（整備状況に関する情報の公表）
- 第12条の2 条例第24条の2に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第4の2のとおりとする。
- 2 条例第24条の2に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項（特定施設整備基準に該当するものに限る。）とする。
- (1) 主要な出入口の戸の形式
- (2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無
- (3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が安全かつ快適に利用することができる便所の有無
- (4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況
- (5) ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる客室（以下「車椅子利用者利用客室」という。）の有無、点灯及び音声により非常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無並びに車椅子利用者利用客室以外の高齢者等の利用に配慮した客室の数
- (6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者利用駐車施設」という。）の有無
- (8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備まで視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (9) 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）のうち、固定式の観覧席又は客席（以下「観覧席等」という。）を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子利用者利用区画」という。）及び集団補聴設備の有無
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 日本産業規格 Z8210 に定められている図記号（以下「JIS適合図」という。）を用いる等、高齢者等に分かりやすく表示すること。
- (2) 前項第2号、第3号及び第5号から第9号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示することとされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。
- 4 条例第24条の2に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
- (1) インターネットの利用
- (2) パンフレットその他これに類するものへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 5 条例第24条の2の規定による情報の公表は、原則として前項第1号に掲げる方法により行わなければならない。
（特別特定建築物に追加する工場の床面積）
- 第12条の2の2 条例第24条の4第7号に規定する工場の床面積には、全ての生産工程が自動化されること等により通常は人が立ち入らない部分（以下「人が立ち入らない部分」という。）の床面積を含まないものとする。
（建築の規模）
- 第12条の3 条例別表第1に規定する規則で定める基準規定及び規模は、次項に定めるもののほか、別表第4の3のとおりとする。
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第11条から第22条までの規定を政令第23条第2号から第6号までに掲げる建築物の部分に適用させる場合にあっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2,000平方メートル以上（公衆便所にあっては、50平方メートル以上）の規模とする。
（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

- 第12条の4 条例第24条の6第1項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる特別特定建築物（条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- (1) 次号に掲げるもの以外の特別特定建築物 別表第4の4に定めるもの
 - (2) 政令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物 政令第11条から第18条まで、第19条（政令第26条第1項において読み替えて準用する場合を除く。）、第21条、第22条、第23条（第1号に係る部分に限る。）、第24条及び第25条に定めるもの並びに別表第4の4に定めるもの
- 2 政令第5条第1号に規定する公立小学校等及び条例第24条の4に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第4の4の規定の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
- （制限の緩和）
- 第12条の5 条例第24条の6第3項の規定による認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の写し（建築物の構造に係る図書のうち知事が別に定めるものを除く。）
 - (2) 知事が別に定める様式による特別特定建築物の建築の計画を記載した調書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
（小規模購買施設等整備基準）
- 第12条の6 小規模購買施設等整備基準は、別表第4の5のとおりとする。
- （小規模購買施設等の施設の建築等の届出）
- 第12条の7 条例第24条の9（条例第24条の11において準用する場合を含む。）の規定による届出は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等（変更）届（様式第10号の2）により行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書（小規模購買施設等の施設の建築等の変更の届出にあつては、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。
- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
 - (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図
 - (3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図
 - (4) 知事が別に定める様式による小規模購買施設等の施設の整備の計画を記載した調書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
（小規模購買施設等の施設の建築等に係る軽微な変更）
- 第12条の8 条例第24条の11に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 小規模購買施設等の施設の規模の変更のうち、小規模購買施設等整備基準の適用の変更を伴わないもの
 - (2) 高齢者等の安全かつ快適な小規模購買施設等の施設の利用の見地から支障がないと認められる変更
（小規模購買施設等の施設の建築等の通知）
- 第12条の9 条例第24条の12第1項の規定による通知は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等通知書（様式第10号の4）により行わなければならない。
- 2 前項の通知書には、第12条の7第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。
- （住宅整備基準）
- 第13条 住宅整備基準は、別表第5のとおりとする。
- 2 心身の状況により住宅整備基準による整備が適当でない場合は、当該基準によらないことができる。
- （届出を要する共同住宅の規模）
- 第14条 条例第29条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に存する戸数21戸とする。
- （共同住宅の建築等の届出）
- 第15条 条例第29条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等（変更）届（様式第11号）により行われなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 知事が別に定める様式による共同住宅の整備の計画を記載した調書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
（共同住宅の建築等に係る軽微な変更）
- 第16条 条例第31条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 共同住宅の規模の変更のうち、住宅整備基準の適用の変更を伴わないもの
 - (2) 高齢者等の安全かつ快適な共同住宅の利用の見地から支障がないと認められる変更
（共同住宅の建築等の通知）
- 第17条 条例第32条第1項の規定による通知は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等通知書（様式第13号）により行われなければならない。
- 2 前項の通知書には、第15条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。
- （福祉のまちづくりアドバイザーの登録の要件）
- 第17条の2 知事は、次に掲げる者のうちから、条例第33条の3第1項の規定による登録を行うものとする。
- (1) 福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者等であつて、知事が指定する研修を受講した者
 - (2) 福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であつて、知事が指定する建築又は福祉に関する資格を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者と同等以上の識見又は専門的知識を有すると知事が認める者
（福祉のまちづくりアドバイザーのあつせん）
- 第17条の3 条例第33条の3第3項の規定による福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）のあつせんを求めようとする者は、福祉のまちづくりアドバイザーあつせん申請書（様式第14号）により申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
- (2) 知事が別に定める様式による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の運営の状況又は計画を記載した調書
- (3) 特定施設の整備を予定している場合にあっては、工事工程表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 3 知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、アドバイザーのうちから、当該申請に係る特定施設の整備及び運営に関する点検及び助言を行う者として適当と認める者をあつせんするものとする。
(県民参加型特定施設の認定)
- 第17条の4 条例第33条の4の規定による認定（以下この条から第17条の6までにおいて「認定」という。）は、認定を受けようとする特定施設の所有者又は管理者（以下「特定施設の所有者等」という。）の申請に基づき行うものとする。
- 2 前項の申請をする者は、県民参加型特定施設認定申請書（様式第15号）に、次に掲げる図書を添付して、これらを知事に提出しなければならない。
- (1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
- (2) 県民の参画と協働による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営の状況に関する図書
- 3 前項第2号に掲げる図書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) アドバイザーによる点検及び助言その他の県民の参画と協働により提示された整備及び運営に関する意見の内容
- (2) 前号の意見を受けて行う特定施設の整備又は運営の措置の状況
- 4 知事は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定施設が、前項第1号の意見の内容を適切に反映して整備及び運営が行われているものと認めるときは、当該特定施設を県民参加型特定施設として認定するものとする。
- 5 知事は、認定をしたときは、申請をした者に対し、知事が別に定める認定証を交付するものとする。
(報告の徴収等)
- 第17条の5 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた特定施設の所有者等に対し、当該認定に係る特定施設の整備又は運営の状況の報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該認定を受けた特定施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
(認定の取消し)
- 第17条の6 知事は、認定を受けた特定施設が当該認定の内容に従った整備又は運営が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
(勧告に従わない場合の公表)
- 第18条 条例第35条の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。
- 2 条例第35条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 住所並びに法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 神戸市の区域における条例第13条から第21条まで及び第35条の規定（公益的施設及び公共施設の整備に係る部分に限る。）の適用に係る条例附則第2項に規定する規則で定める日は、平成12年9月30日とする。

附 則（平成7年6月30日規則第44号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日規則第46号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年7月21日規則第52号）

この規則は、平成7年7月21日から施行する。

附 則（平成8年6月28日規則第64号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（「第29条」を「第35条」に改める部分を除く。）は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第48号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月14日規則第64号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、別表第1第1の部1の項(7)の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日規則第81号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第4 7の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第20号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月30日規則第62号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第73号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第42号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第80号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第62号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部5の項の改正規定 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日

(2) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部11の項(4)の改正規定 平成19年9月30日

(3) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部11の項(13)の改正規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日

(4) （略）

附 則（平成20年3月31日規則第28号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月22日規則第59号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、（中略）第4条中福祉のまちづくり条例施行規則第5条並びに別表第1の第1の部1の項(7)及び10の項(2)並びに第2の部1の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月16日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

（類似の用途）

- 2 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第42号）附則第3項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物（同条例による改正後の福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第24条の4の規定により追加した特定建築物を含み、改正後の条例第24条の5に規定する規模以上の用途の変更を行うものをいう。）が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

(1) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

(2) 劇場、映画館又は演芸場

(3) 集会場又は公会堂

(4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(5) ホテル又は旅館

(6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

(7) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

(8) 博物館、美術館又は図書館

附 則（平成24年6月29日規則第38号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

附 則（令和3年9月28日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第7条、第12条の4第2項、別表第3第2の13の項及び14の項並びに同表第3の歩道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則様式第10号、様式第14号及び様式第15号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の福祉のまちづくり条例施行規則様式第10号、様式第14号及び様式第15号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

附 則（令和3年12月27日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第4の4の7の項(1)アからウまで、(3)及び(4)の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する建築（用途の変更をしてホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をしたホテル等の維持について適用し、この規則の施行日前に着手した建築及び当該建築をしたホテル等の維持については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存するホテル等で、ホテル等の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の規則別表第4の4の7の項(1)アからウまで、(3)及び(4)の規定は、適用しない。

附 則（令和7年3月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する特定施設の建築等（福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号。次項において「条例」という。）第14条に規定する特定施設の建築等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に着手した特定施設の建築等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第4の3及び別表第4の4の規定は、施行日以後に着手する建築（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第21号に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物（同条第19号に規定する特別特定建築物をいい、条例第24条の4各号に掲げるものを含む。以下同じ。）にすることを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則様式第2号及び様式第8号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の福祉のまちづくり条例施行規則様式第2号及び様式第8号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

別表第1（第2条関係）

施設の用途	施設の規模
1 学校	全ての規模
2 病院又は診療所（以下「病院等」という。）	
3 劇場等	
4 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（以下「官公署」という。）	
5 次に掲げる社会福祉施設（以下「老人ホーム等」という。） (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
6 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（以下「運動施設」という。）	
7 博物館、美術館又は図書館（以下「博物館等」という。）	
8 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「銀行等」という。）	
9 自動車教習所	
10 次に掲げる公共の交通機関の施設（以下「公共の交通機関の施設」という。） (1) 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設（以下「鉄道駅等」という。） (2) 車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（別表第4の3及び別表第4の4において、「停車場等」という。）	
11 公衆便所	
12 公共用歩廊	
13 地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（以下「地下街等」という。）	
14 展示場	床面積の合計 100 平方メートル以上の規模
15 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「物販店舗」という。）	
16 ホテル等	
17 遊技場	
18 公衆浴場	
19 飲食店	
20 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（以下「理髪店等」という。）	
21 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「クリーニング取次店等」という。）	
22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（以下「学習塾等」という。）	
23 路外駐車場等	自動車の停留又は駐車のに供する部分の床面積の合計 500 平方メートル以上の規模

別表第2（第4条関係）

施設の用途	施設の規模
1 共同住宅	床面積の合計 2,000 平方メートル以上又は戸数の合計 21 戸以上の規模
2 寄宿舍	床面積の合計 2,000 平方メートル以上又は室数の合計 51 室以上の規模
3 事務所又は工場（以下「事務所等」という。）	床面積（人が立ち入らない部分の床面積を除く。）の合計 3,000 平方メートル以上の規模

別表第2の2（第4条の2関係）

施設の用途	施設の規模
1 展示場	床面積の合計100平方メートル未満の規模
2 物販店舗	
3 ホテル等	
4 遊技場	
5 公衆浴場	
6 飲食店	
7 理髪店等	
8 クリーニング取次店等	
9 学習塾等	

別表第3（第6条関係）

第1 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1 高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路（以下「高齢者等利用経路」という。）	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（オに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者等利用経路にすること。 ア 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設（以下「公益的施設等」という。）に、高齢者等が利用する居室（以下「高齢者等利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該高齢者等利用居室（劇場等の施設であって、当該高齢者等利用居室に車椅子利用者利用区画を設けるときは、当該車椅子利用者利用区画）までの経路（学校又は共同住宅等の施設であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに高齢者等利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 公益的施設等が共同住宅又は寄宿舍である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舍の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。） ウ 公益的施設等又はその敷地に車椅子利用者利用便房（車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるものとして知事が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を設ける場合 高齢者等利用居室（当該公益的施設等に高齢者等利用居室が設けられていないときは道等、劇場等の施設であって当該高齢者等利用居室に車椅子利用者利用区画を設けるときは当該車椅子利用者利用区画。エにおいて同じ。）から当該車椅子利用者利用便房までの経路 エ 公益的施設等又はその敷地に車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合 当該車椅子利用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路 オ 公益的施設等が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	別表第1及び別表第2に掲げる規模（以下「基準規模」という。）
	(2) 高齢者等利用経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	基準規模。ただし、1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用にあっては、次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める規模とする。 ア イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 イ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル以上の規模 ウ 路外駐車場等 基準規模

2 出入口	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する（以下「視覚障害者等が利用する」という。）主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。	基準規模
	(2) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口に限る。）は、次に掲げるものとする。こと。 ア 幅は、80センチメートル以上であること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 エ 戸の前後に高低差を設けないものであること。	(7) アからウまでに掲げる事項にあっては、基準規模とする。 (イ) エに掲げる事項にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模とする。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模とする。
	(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く。）は、(2) のアからエまでに掲げるものとする。こと。	次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 ア イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等 基準規模 イ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計 1,000 平方メートル (7) 銀行等 (イ) 地下街等 (ウ) 物販店舗 (エ) 遊技場 (オ) 公衆浴場 (カ) 飲食店 (キ) 理髪店等 (ク) クリーニング取次店等 (ケ) 学習塾等 (コ) 路外駐車場等 ウ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計 2,000 平方メートル (7) ホテル等 (イ) 共同住宅 (ウ) 寄宿舍
3 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1) 高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。こと。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 次に掲げる公益的施設等にあつては、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (7) 病院等 (イ) 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） ウ 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下同じ。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあっては、この限りでない。 (7) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分 (イ) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分 (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等の部分	基準規模
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等は、(1) のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。こと。 ア 幅は、120 センチメートル以上であること。 イ 50 メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるものであること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であつて、かつ、その前後に高	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模とする。

	低差を設けないものであること。 (3) 次に掲げる公益的施設等にあつては、高齢者等利用経路上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を1以上設けること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。 ア 病院等 イ 劇場等 ウ 運動施設 エ 博物館等 オ 展示場 カ 物販店舗 キ ホテル等 ク 飲食店	床面積の合計 5,000 平方メートル以上の規模
	(4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち 1 以上を高齢者等利用経路上に設け、かつ、次に掲げるものとする。 ア 高さは、70 センチメートルから 80 センチメートルまでであること。 イ 下部に高さ 65 センチメートル以上であつて、かつ、奥行き 45 センチメートル以上の空間を設けるものであること。	基準規模
4 階段	高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 (1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (2) 踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (3) (2)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。 (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。 (6) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。 (7) 側面が壁でない場合には、側板又は 5 センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。 (8) 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (9) 視覚障害者等が利用する階段の段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分は、この限りでない。 ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける階段の踊場の部分 イ 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する踊場の部分	(7) (1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げる事項にあつては、基準規模とする。 (1) (3)に掲げる事項にあつては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模とする。
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 勾配が 20 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。 エ 勾配が 20 分の 1 を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は 5 センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。 オ 視覚障害者等が利用する傾斜路の傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分にあつては、この限りでない。 (7) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (1) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の踊場の部分 (1) 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、傾斜	基準規模

	がある部分の下端に近接する踊場の部分 (2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路は、(1)のAからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上であること。 イ 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。	(7) アに掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。 (イ) イ及びウに掲げる事項にあつては、基準規模とする。
6 エレベーターその他の昇降機	(1) 高齢者等利用経路を構成するエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、高齢者等利用居室、車椅子使用者利用便所又は車椅子使用者利用駐車施設のある階及び地上階に停止するものであること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ 籠の幅は、140センチメートル以上であつて、奥行きは135センチメートル以上であること。 エ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であること。 オ 籠内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 カ 籠内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けるものであること。 ク 籠内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。 ケ 籠内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 コ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。 サ 籠内及び乗降ロビーに、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けるものであること。 シ 乗降ロビーは、高低差がないものであつて、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上であること。 ス 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けるものであること。 セ 視覚障害者等が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、アからスまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーター及びその乗降ロビーは、この限りでない。 (7) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けるものであること。 (イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置とは別の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該別の位置に設ける制御装置に限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により、視覚障害者が容易に操作することができる構造であること。 (ウ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けるものであること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 a 公衆便所 床面積の合計50平方メートル b 路外駐車場等 基準規模
	(2) 共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。 ア 高齢者等利用経路と連結するものであること。 イ 籠の幅は100センチメートル以上であつて、奥行きは110センチメートル以上であること。 ウ (1)のA、イ及びオからスまでに掲げるものであること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	(3) 籠の幅が100センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが110センチメートル以上の高齢者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を(1)のA、イ及びオからスまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（以下「特殊構造昇降機」という。）は、次に掲げるものとする。 ア 平成 18 年国土交通省告示第 1492 号の第 1 に規定する特殊構造昇降機であって、かつ、その構造は、同告示の第 2 に規定するものであること。 イ 昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けるものであること。	基準規模
7 便所	(1) 高齢者等が利用する便所を、特定の階に偏ることなく設けることその他の高齢者等が当該便所を利用する上で支障がない位置に、高齢者等が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 ア 地上階であって、高齢者等が利用する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 a 公衆便所 基準規模 b 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計 2,000 平方メートル (a) 物販店舗 (b) ホテル等 (c) 遊技場 (d) クリーニング取次店等 (e) 共同住宅 (f) 寄宿舍
	(2) 高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとする。 ア 出入口のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上。以下この 7 において同じ。）は、次に掲げるものとする。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。 (7) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90 センチメートル以上であること。 b 勾配は、12 分の 1 を超えないものであること。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないものであること。 (4) 2 の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	基準規模
	(3) 高齢者等が利用する便所のうち 1 以上は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。 (7) 洗面器は、高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に設けるものであること。 (4) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。 (7) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。 イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設けるものであること。	
	(4) (1)により高齢者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち 1 以上（当該階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては、令和 6 年国土交通省告示第 1074 号の第 3 に定める数以上）に、次に掲げる車椅子利用者利用便所を 1 以上設けること。ただし、同告示第 5 の各号（公衆便所にあつては、同告示第 5 の第 1 号から第 3 号まで）に掲げる場合にあっては、この限りでない。 ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上であること。 イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。 エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 カ 便所の出入口付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便所である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあつては、基準規模とする。

	キ 車椅子利用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (7) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (イ) (3)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(3)のアの(イ)については、この限りでない。 ク 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便房を設けた便所である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。	
	(5) (4)の場合において、令和6年国土交通省告示第1074号の第5の第4号の算出方法の例により算出した車椅子利用者利用便房の数の合計が0となるときは、高齢者等が利用する便所の1以上に、(4)のアからクまでに掲げる構造の車椅子利用者利用便房を1以上設けること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	(6) (1)により高齢者等が利用する便所を設ける階を有する公益的施設等には、当該高齢者等が利用する便所の1以上に、車椅子利用者利用便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 公衆便所 イ 物販店舗 ウ ホテル等 エ 遊技場 オ クリーニング取次店等 カ 共同住宅 キ 寄宿舍 ク 事務所等	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	(7) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、(4)のイからエまでに掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 車椅子利用者利用便房を設ける公益的施設等（イ及びウに掲げる公益的施設等を除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舍	基準規模
	(8) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。
	(9) (8)に掲げるもののほか、高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げるオストメイトが円滑に利用することができる便房を1以上設けること。 ア 次に掲げる公益的施設等にあつては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (7) 病院等 (イ) 劇場等 (ウ) 官公署 (エ) 博物館等 (オ) 展示場 (カ) 物販店舗 (キ) 飲食店 イ アに掲げる設備を設ける便房にあつては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模
	(10) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、乳幼児を座らせることができる設備（以下「ベビーチェア」という。）を備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台（以下「おむつ交換台」という。）（以下これらを「乳幼児設備等」という。）を1以上（床面積の合計が5,000平方メートル以上（物販店舗及びホテル等にあつては、10,000平方メートル以上）である場合にあつては、高齢者等が利用する便所のうち1以上に乳幼児施設等を2以上、又は高齢者等が利用する便所のうち2以上に乳幼児設備等をそれぞれ1以上）設け、ベビーチェアを設けた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を設けた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (7) 公衆便所 基準規模 (イ) 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル a 物販店舗 b ホテル等

	設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア 学校 イ 老人ホーム等 ウ 自動車教習所 エ 遊技場 オ 理髪店等 カ クリーニング取次店等 キ 学習塾等 ク 路外駐車場等 ケ 共同住宅 コ 寄宿舍 サ 事務所等	
8 ホテル等の客室	(1) ホテル等にあつては、次に掲げる車椅子利用者利用客室を車椅子利用者利用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。 ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等（浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。）までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。 イ 客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。 エ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子利用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。オにおいて同じ。）設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 出入口は、7の(2)のアの(ア)及び(イ)に掲げるものであること。 (イ) 7の(3)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (ウ) 便房は、7の(4)のイからオまでに掲げるものであって、便房の出入口は2の(2)のア及びエに掲げるものであること。 (エ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 出入口は、2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (エ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (オ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。 (カ) 洗いの床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。 (2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。 (3) ホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。（3）及び(4)において同じ。））にあつては、車椅子利用者利用客室以外の客室（(3)及び(4)において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、5の(2)に規定する傾斜路、6の(1)に規定するエレベーター又は特殊構造昇降機を併設する場合は、この限りでない。	客室の総数50室以上の規模 床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

	(7) 道等から一般客室までの経路 (イ) ホテル等又はその敷地に車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者利用駐車施設から一般客室までの経路 イ アの(7)に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの(7)中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。	
	(4) ホテル等にあつては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあつては、ア、カの(ウ)並びにキの(ウ)及び(エ)に掲げるもの）とすること。 ア 客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 イ 客室内（次の(7)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)から(ウ)までに定める部分を除く。）に階段又は段を設けないこと。ただし、ホテル等の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は建築物の用途の変更をしてホテル等にすることは、この限りでない。 (7) 一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 ウ 客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ1以上の経路の幅は、80センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 エ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から1以上のベッドの長辺の側まで（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合にあつては、1以上のベッドまで）の1以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を1以上設けること。 (7) 出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合にあつては、70センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を1以上設けること。 (7) 出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合にあつては、70センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (エ) 適切な位置に手すりを設けるものであること。	
	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。	基準規模

9 敷地内の通路	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 段がある部分は、4の(2)及び(4)から(8)までに掲げるものであること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (7) 5の(1)のウ及びエに掲げるものであること。 (イ) 勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 3の(2)のアからウまでに掲げるものであること。 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (7) 5の(2)のア及びイに掲げるものであること。 (イ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。 ウ 排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けるものであること。 (7) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。	
	(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上は、視覚障害者が安全かつ快適に利用できる経路（以下「視覚障害者利用経路」という。）であること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 (7) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (イ) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合 (ウ) 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路がイ及びウに掲げるものである場合 イ 視覚障害者利用経路は、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられるものであり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けるものであること。 ウ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し段差、傾斜及び車路の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、(7)及び(イ)に掲げる部分のうち、3の(1)のウの(7)から(ウ)まで、4の(9)のア及びイ並びに5の(1)のオの(7)から(イ)までに掲げる部分は、この限りでない。 (7) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 (イ) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (ウ) 車路に近接する部分 (イ) 車路を横断する部分	
10 駐車場	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、次に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この10において同じ。）以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合にあっては、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上）、設けること。 ア 幅は、350センチメートル以上であること。 イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。 ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (7) 公衆便所 床面積の合計50平方メートル (イ) 路外駐車場等 基準規模

	施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表示し、車椅子利用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。 (3) 高齢者等が利用する駐車場で駐車施設の数が30以上のものを設ける場合には、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数200を超える場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上）、設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。 (4) 高齢者等が利用する駐車場で駐車施設の数30以上のものを設け、かつ、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。	基準規模
11 浴室等	(1) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下11において同じ。）を8の(1)のオの(7)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げるものとする。 ア 病院等 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） ウ ホテル等 エ 公衆浴場 (2) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者等が円滑に利用できるものとする。 ア 学校 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） ウ 運動施設 (3) (2)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。 ア 出入口の幅が80センチメートル以上のシャワー用の区画を1以上設けるものであること。 イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が、80センチメートル以上とするものであること。 ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。 オ シャワー用の区画に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40センチメートルから45センチメートルまでであること。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、ホテル等にあつては、床面積の合計5,000平方メートル以上の規模とする。 床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、学校にあつては、基準規模とする。
12 標識	高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の見やすい位置に、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。
13 案内設備	(1) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJIS適合図を用いて表示する案内板その他の設備を設けること。ただし、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。 (2) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。	ア 官公署 基準規模 イ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル ウ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル (7) 学校 (イ) 物販店舗 (ウ) ホテル等 (エ) 遊技場 (オ) クリーニング取次店等 (カ) 共同住宅

14 案内設備 までの経路	道等から13の(2)に掲げる設備又は案内所までの経路（視覚障害者等が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者利用経路にすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (2) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9の(3)のイ及びウに掲げるものである場合	(キ) 寄宿舍
15 固定式の 観覧席等	劇場等に固定式の観覧席等を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる車椅子使用者利用区画を2以上（当該劇場等に設ける観覧席等の数が400を超える場合にあっては、当該観覧席等の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上）設けるものであること。 ア 幅は90センチメートル以上であって、奥行きは140センチメートル以上であること。 イ 床は、平らとすること。 (2) 集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

- 備考 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公益的施設等に適用する。
- 2 1の(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により9の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、1の(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。
- 3 適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあっては、「自動車の停留又は駐車のために供する部分の面積」とする。

第2 公共の交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1 高齢者等 利用経路	第1の1（(1)のイ及びオを除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる経路にあっては、それぞれその1以上を、高齢者等利用経路にすること。 ア 地上の道等から一般の旅客が利用する改札口を経由し、各乗降場の車両等の乗降口までの経路 イ 乗車券等販売所、待合所又は案内所を設ける場合にあっては、アの経路（高齢者等利用経路としたものに限る。ウ及びエにおいて同じ。）からそれぞれ当該乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路 ウ 車椅子使用者利用便房を設ける場合にあっては、アの経路から当該車椅子使用者利用便房までの経路 エ 車椅子使用者利用駐車施設を設ける場合にあっては、アの経路から当該車椅子使用者利用駐車施設までの経路 (2) (1)の高齢者等利用経路は、次に掲げるものとする。 ア (1)のアの経路において床面に高低差がある場合は、エレベーターを設けること。ただし、床面の高低差が小さい場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができるものとする。 イ (1)のイからエまでの経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	全ての規模。ただし、第1の1の(2)及び第2の1の(2)に掲げる事項にあっては、1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限り、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。
2 出入口	第1の2に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。	全ての規模
3 廊下等	第1の3（(1)のイ及び(3)を除く。）に掲げるものとするほか、次に掲げる廊下等の部分は、視覚障害者利用経路とすること。 (1) 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分 (2) (1)に掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分	
4 階段	第1の4に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 (1) 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 (2) 回り階段としないこと。	

5 傾斜路	第1の5に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する傾斜路は、第1の5の(1)のイに掲げる手すりを両側に設けること。	
6 エレベーターその他の昇降機	第1の6(2)を除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。 (1) 鉄道駅等に出入口が複数あるエレベーター(開閉する籠の出入口を文字等及び音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)を設ける場合には、第1の6の(1)のエ及びカを除き、また、第1の6の(1)のウにかかわらず、籠の床面積は1.83平方メートル以上であって、かつ、籠の幅は90センチメートル以上であること。 (2) 籠及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設けられていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。 (3) 籠及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。	全ての規模。ただし、(2)及び(3)に掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。
7 便所	第1の7(5)から(7)まで及び(9)を除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。この場合においては、第1の7の(4)中「同告示第5の各号(公衆便所にあつては、同告示第5の第1号から第3号まで)」とあるのは、「同告示第5の第1号から第3号まで」とする。	全ての規模。ただし、第1の7の(8)のアに掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。
8 敷地内の通路	第1の9に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 (1) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりの端部の付近に、段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 イ 踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ウ 回り階段としないこと。 (2) 傾斜路には、踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (3) 次に掲げる敷地内の通路の部分は、視覚障害者利用経路であること。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上の敷地内の通路の部分 イ アに掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの敷地内の通路の部分	全ての規模
9 駐車場	第1の10に掲げるものとする。	(1) 第1の10の(1)及び(2)に掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2) 第1の10の(3)及び(4)に掲げる事項にあっては、全ての規模
10 標識	第1の12に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。 (1) 乗車券等販売所の付近の見やすい位置に、当該乗車券等販売所があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 (2) 標識に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。	全ての規模
11 案内設備	第1の13に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。 (1) 第1の13の(1)及び(2)の案内板その他の設備は、乗車券等販売所の配置を表示するものであること。 (2) 第1の13の(1)の案内板その他の設備に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。 (3) 車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供するための設備を設けるものであること。	全ての規模
12 案内設備までの経路	第1の14に掲げるものとする。	

13 乗車券等 販売所、待 合所及び案 内所	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省 令（平成 18 年国土交通省令第 111 号。第 2 において「省令」という。） 第 16 条（第 1 項第 1 号を除く。）及び第 17 条の基準に同じ。	
14 休憩設備	省令第 18 条第 1 項の基準に同じ。	
15 改札口	(1) 鉄道駅等にあつては、省令第 19 条（省令第 22 条において準用する場 合を含む。）の基準に同じ。この場合において、省令第 19 条第 1 項中 「移動等円滑化された経路」とあるのは、「高齢者等利用経路」とす る。 (2) 航空旅客ターミナル施設にあつては、省令第 29 条の基準に同じ。	
16 乗降場等	(1) 鉄道駅等のプラットホームにあつては、省令第 20 条及び第 21 条（省 令第 22 条において準用する場合を含む。）の基準に同じ。 (2) バスターミナルの乗降場にあつては、省令第 23 条の基準に同じ。 (3) 旅客船ターミナルの乗降用設備等にあつては、省令第 24 条及び第 26 条の基準に同じ。 (4) 航空旅客ターミナル施設の保安検査場の通路等にあつては、省令第 27 条（第 3 項を除く。）及び第 28 条第 1 項の基準に同じ。	
17 一時使用 目的の施設	災害等のため一時使用する施設については、1 から 16 までの基準によ らないことができるものであること。	1 から 16 までに掲げるそ れぞれの規模

- 備考 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公共の交通機関の施設に適用する。
- 2 整備基準を第 1 の基準に掲げるものとする場合においては、第 1 の事項の欄中「公益的施設等」とあるのは、「公共
の交通機関の施設」とする。
- 3 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」
とする。

第 3 公共施設（道路）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道	(1) 幅は、200 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理 由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 舗装は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供 の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号。第 3 において「省令」とい う。）第 5 条第 2 項の基準に同じ。 (3) 省令第 7 条第 1 項の基準に適合する縁石線を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由 によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する縁石の高 さは、省令第 7 条第 2 項の基準に同じ。ただし、歩行者の安全な通行が確保されている場合であつ て、雨水等の適切な排水が確保できるときには、必要に応じ 5 センチメートルまで低くすることがで きるものとする。 (5) 車道等に対する高さは、省令第 8 条（第 1 項ただし書を除く。）の基準に同じ。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、次に掲げる部分の車道等に対する高さは 2 セ ンチメートルを標準とし、そのすりつけ勾配は 8 パーセント以下とすること。 ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 (6) 次に掲げる部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 センチメートルを標 準とするほか、縁石に勾配が 12.5 パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等 との境界を識別するための措置を講ずること。 ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 (7) 横断歩道が中央分離帯を横断する部分は、車道等と同じ高さとする。ただし、横断する者の安 全を確保するために当該中央分離帯にその者を滞留させる必要がある場合は、車道等に対する高さは 2 センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が 12.5 パーセント以上の傾斜又は溝を設けること 等視覚障害者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。 (8) 乗合自動車停留所を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、省令第 17 条の基準に同じ。た だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (9) 視覚障害者が安全かつ快適に利用するために必要であると認められる箇所に、線状ブロック等及び 点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「歩道等」とあるのは、「歩道」とする。

第 4 公共施設（公園等）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 園路及び 広場	(1) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通 省令第 115 号。第 4 において「省令」という。）第 3 条の基準に同じ。この場合において、同条中 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下 「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び」とあるのは、「公園等の出入口と 2 から 8 まで

	の施設その他主要な施設との間の経路及び駐車場と当該施設（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路並びに」とする。 (2) 省令第3条第2号の通路にあっては、次に掲げるものとする。 ア 縦断勾配が5パーセントを超える箇所において、次に掲げるものであること。 (7) 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (イ) 高さが75センチメートルを超えるものにおいて、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。 イ 通路を横断する排水溝に車椅子のキャスターが落ち込まないように措置するものであること。 (3) 省令第3条第3号の階段及び同条第5号の傾斜路に設ける手すりにあっては、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものとする。
2 屋根付広場	省令第4条の基準に同じ。
3 休憩所及び管理事務所	省令第5条の基準に同じ。
4 野外劇場及び野外音楽堂	省令第6条の基準に同じ。
5 駐車場	(1) 省令第7条（第2項第2号を除く。）の基準に同じ。この場合において、同条中「車いす使用者用駐車施設」とあるのは、「車椅子使用者利用駐車施設」とする。 (2) 車椅子使用者利用駐車施設を次に掲げるものとする。 ア 出入口又はエレベーターまでの通路は、次に掲げるものであること。 (7) 路面に高低差のある場合には、第1の5の(1)のイからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。 (イ) 第1の9の(1)のア及び(2)のウに掲げるものであること。 イ 屋外のものにおいてはその出入口、屋内のものにおいてはその出入口又はエレベーターにそれぞれ近い位置に設けるものであること。 ウ 第1の10の(1)のウ及びエに掲げるものであること。
6 便所	(1) 省令第8条から第10条まで（省令第9条第3項において準用する同条第1項第1号イを除く。）の基準に同じ。 (2) 省令第8条第1項の便所の1以上に、第1の7の(3)のアの(7)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものとする。 (3) 省令第8条第1項の便所の1以上に、乳幼児設備等を1以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものとする。 (4) 省令第9条第1項の便所にあっては、次に掲げるものとする。 ア 省令第9条第1項第1号ハの傾斜路にあっては、幅は90センチメートル以上とし、勾配は12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにおいて、8分の1を超えないものであること。 イ 省令第9条第1項第1号ニの標識にあっては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ 省令第9条第1項第1号ホの戸にあっては、次に掲げるものであること。 (7) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (イ) 戸の前後に高低差を設けないものであること。 (5) 省令第9条第2項の便房にあっては、次に掲げるものとする。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。 イ 省令第9条第2項第2号の標識にあっては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 (6) 省令第8条第2項第2号の便所にあっては、次に掲げるものとする。 ア 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 イ 第1の7の(3)のアの(7)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、第1の7の(3)のアの(イ)については、この限りでない。 ウ 省令第10条の規定により読み替えて適用する省令第9条第2項第2号の標識にあっては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
7 水飲場及び手洗場	省令第11条の基準に同じ。
8 掲示板及び標識	(1) 省令第12条及び第13条の基準に同じ。 (2) 園路の要所及び主要な出入口の付近に設けるものとする。

9 一時使用 目的の施設	災害等のため一時使用する施設については、1から8までの基準によらないことができるものであること。
-----------------	--

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

別表第4（第11条関係）

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1 独立行政法人水資源機構 | 6 独立行政法人都市再生機構 |
| 2 独立行政法人鉄道建設
・運輸施設整備支援機構 | 7 独立行政法人国立病院機構 |
| 3 地方住宅供給公社 | 8 国立大学法人 |
| 4 地方道路公社 | 9 大学共同利用機関法人 |
| 5 日本下水道事業団 | 10 独立行政法人国立高等専門学校機構 |

別表第4の2（第12条の2関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場 (2) 物販店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店等 (7) クリーニング取次店等	床面積の合計 10,000 平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
2	(1) 病院等 (2) 劇場等 (3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。） (4) 博物館等 (5) 銀行等 (6) 地下街等	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
3	ホテル等	客室の合計 50 室以上又は床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
4	(1) 官公署 (2) 公共の交通機関の施設	全ての規模

備考 1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

別表第4の3（第12条の3関係）

建築物	基準規定	規模
1 条例別表第1の1の項から14の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第14条第2項	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
	政令第14条第3項、第18条並びに第19条第2項第1号（1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。）及び同項第5号	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
	政令第15条	床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	銀行等にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第19条第2項第3号及び第4号イ	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所及び停車場等を除く建築物にあっては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
2 条例別表第1の15の項から22の項までに掲げる建築物	政令第20条から第22条まで	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模 (2) 学校にあっては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模 (3) 学校、官公署、停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第14条第1項及び第20条から第22条まで	(1) 次に掲げる建築物にあっては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模 ア 物販店舗 イ ホテル等 ウ 遊技場 エ クリーニング取次店等 (2) (1)のアからエまでを除く建築物にあっては、条例別表第1の15

関連資料 1 福祉のまちづくり条例

		の項から 22 の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第 14 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条並びに第 19 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号イ及び第 5 号	条例別表第 1 の 15 の項から 22 の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
	政令第 19 条第 2 項第 2 号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	(1) ホテル等にあつては、条例別表第 1 の 15 の項から 22 の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模 (2) 展示場及びホテル等を除く建築物にあつては、条例別表第 1 の 15 の項から 22 の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第 19 条第 2 項第 2 号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第 1 の 15 の項から 22 の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
3 条例別表第 1 の 23 の項に掲げる建築物	政令第 14 条第 1 項、第 19 条第 2 項第 2 号イ（外部出入口に係る部分への適用を除く。）及び同号ロ（外部出入口の戸の構造に係る部分への適用を除く。）並びに第 20 条から第 22 条まで	条例別表第 1 の 23 の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 19 条第 2 項第 3 号及び第 4 号イ	条例別表第 1 の 23 の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、建築物の床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
4 条例別表第 1 の 24 の項に掲げる建築物	政令第 14 条第 1 項から第 3 項まで、第 18 条、第 19 条第 2 項第 1 号、第 2 号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第 3 号、第 4 号イ及び第 5 号並びに第 20 条から第 22 条まで	条例別表第 1 の 24 の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
	政令第 19 条第 2 項第 2 号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第 1 の 24 の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
5 条例別表第 1 の 25 の項に掲げる建築物	政令第 14 条第 1 項から第 3 項まで、第 18 条、第 19 条第 2 項第 1 号、第 2 号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第 3 号、第 4 号イ及び第 5 号並びに第 20 条から第 22 条まで	条例別表第 1 の 25 の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
	政令第 19 条第 2 項第 2 号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第 1 の 25 の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模

備考 基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る第12条の4第1項各号に定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

別表第4の4（第12条の4関係）

建築物特定施設	事 項
1 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (2) 停車場等にあつては、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。 (3) 政令第 19 条第 2 項第 2 号の規定によるものとする出入口は、戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずること。
2 廊下等	政令第 11 条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる特別特定建築物にあつては、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ア 病院等 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） (2) 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。 ア 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける部分

	(3) 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計 5,000 平方メートル以上のものに限る。）にあっては、移動等円滑化経路（政令第 19 条に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を 1 以上設けるものであること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。 ア 病院等 イ 劇場等 ウ 運動施設 エ 博物館等 オ 展示場 カ 物販店舗 キ ホテル等 ク 飲食店 (4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち 1 以上を移動等円滑化経路上に設け、かつ、次に掲げるものとする。 ア 高さは、70 センチメートルから 80 センチメートルまでであること。 イ 下部に高さ 65 センチメートル以上であって、かつ、奥行き 45 センチメートル以上の空間を設けるものであること。 (5) 停車場等にあっては、次に掲げる廊下等の部分は、政令第 22 条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路であること。 ア 外部出入口から乗降場までの経路のうち 1 以上の廊下等の部分 イ アに掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分
3 階段	政令第 12 条の規定によるものとする階段は、次に掲げるものとする。 (1) 手すりは、踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。 (2) 停車場等及び床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の特別特定建築物（停車場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）にあっては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 (3) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。 (4) 側面が壁でない場合には、側板又は 5 センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。 (5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものであって、段がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）及び下端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあっては、この限りでない。 ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける部分 イ 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する部分 (6) 停車場等にあっては、手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 (7) 停車場等にあっては、回り階段としないこと。
4 傾斜路	政令第 13 条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものとする。 (1) 勾配が 20 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分に設ける手すりは、踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。 (2) 停車場等にあっては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 (3) 勾配が 20 分の 1 を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は 5 センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。 (4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）及び下端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあっては、この限りでない。 ア 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分 イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分 ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の部分 エ 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する部分
5 エレベーターその他の昇降機	(1) 政令第 19 条第 2 項第 5 号の規定によるものとするエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠内の左右両面の側板に、高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 イ 籠内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。 ウ 籠内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。 エ 籠内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。

	オ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。 カ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ 80 センチメートルから 110 センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるものであること。 キ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 (ア) 籠の幅は 140 センチメートル以上であること。 (イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であること。 ク 停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 (ア) 籠及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設けられていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。 (イ) 籠及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。 (2) 床面積の合計 2,000 平方メートル以上の共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあっては、次に掲げるエレベーターを設けること。 ア 移動等円滑化経路と連結するものであること。 イ 籠の幅は 100 センチメートル以上であって、奥行きは 110 センチメートル以上であること。 ウ 政令第 19 条第 2 項第 5 号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものであること。 (3) 停車場等及び床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の特別特定建築物（停車場等を除く。）にあっては、籠の幅が 100 センチメートル以上であって、かつ、奥行きが 110 センチメートル以上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち 1 以上を政令第 19 条第 2 項第 5 号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。 (4) 政令第 19 条第 2 項第 6 号の規定によるものとする昇降機を設ける場合には、昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けること。
6 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものとする。 ア 出入口のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上。以下この 6 において同じ。）は、次に掲げるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ア) 幅は、80 センチメートル以上であること。 (イ) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90 センチメートル以上であること。 b 勾配は、12 分の 1 を超えないものであること。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないものであること。 (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものであること。 (エ) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上は、次に掲げるものをそれぞれ 1 以上設けるものとする。 ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ア) 洗面器は、高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に設けるものであること。 (イ) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。 (ウ) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。 イ 次に掲げる構造の腰掛式便所を 1 以上設けるものであること。ただし、共同住宅、寄宿舎及び政令第 14 条第 2 項の規定により設けるものとする車椅子使用者用便所を設ける特別特定建築物（共同住宅及び寄宿舎を除く。）を除く。 (ア) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 (イ) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。 (ウ) 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 (3) 次のアからウまでに掲げる特別特定建築物には、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に、乳幼児設備等を当該アからウまでに定める数以上設け、ベビーチェアを備えた便所の出入口付近の見やすい位置に当該設備を備えた便所であることを表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便所及びおむつ交換台を備えた便所であることを表示する標識を設けるものであること。 ア 特別特定建築物（学校、老人ホーム等、自動車教習所、遊技場、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎、事務所等並びにイ及びウに掲げる特別特定建築物を除く。）であって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のもの 1（床面積の合計が 5,000 平方メートル以上である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する数） (ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に乳幼児設備等を設ける場合 2

- (イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 2 以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに 1
- イ 停車場等及び公衆便所 1 (床面積の合計が 5,000 平方メートル以上である場合にあっては、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する数)
- (7) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に乳幼児設備等を設ける場合 2
- (イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 2 以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに 1
- ウ 物販店舗又はホテル等であって、床面積の合計 2,000 平方メートル以上のもの 1 (床面積の合計が 10,000 平方メートル以上である場合にあっては、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する数)
- (7) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に乳幼児設備等を設ける場合 2
- (イ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 2 以上に乳幼児設備等を設ける場合 当該便所のそれぞれに 1
- (4) 政令第 14 条第 2 項の規定により設けるものとする車椅子使用者用便房は、次に掲げるものとする。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。
- ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上であること。
- イ 戸は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。
- ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
- エ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者用便房である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。
- オ 車椅子使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
- (7) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。
- (イ) (2)の アに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)の アの(イ)については、この限りでない。
- カ 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子使用者用便房を設けた便所である旨を J I S 適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。
- (5) 政令第 14 条第 3 項の規定により設けるものとする便房のほか、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち 1 以上に次に掲げる事項のいずれにも該当する便房を 1 以上設けるものとする。
- ア 次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が 10,000 平方メートル以上のものに限る。)にあっては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。
- (7) 病院等
- (イ) 劇場等
- (ウ) 官公署
- (エ) 博物館等
- (オ) 展示場
- (カ) 物販店舗
- (キ) 飲食店
- イ アに掲げる設備を設ける便房にあっては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設ける便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けている便所である旨を表示する標識を設けるものであること。
- (6) 政令第 14 条第 4 項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けること。
- (7) 停車場等にあっては、高齢者、障害者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。
- (8) 停車場等及び公衆便所には、政令第 14 条第 1 項の規定により便所を設ける階に、当該便所のうち 1 以上に(4)に規定する車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。
- (9) 政令第 14 条第 2 項の場合において、令和 6 年国土交通省告示第 1074 号の第 5 の第 4 号の算出方法により算出した車椅子使用者用便房の数の合計が 0 となるときは、便所のうち 1 以上に(4)に規定する車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。
- (10) 政令第 14 条第 1 項の規定により便所を設ける階を有する特別特定建築物(次に掲げる特別特定建築物を除く。)であって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものには、(4)に規定する車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。
- ア 公衆便所
- イ 停車場等
- ウ 物販店舗
- エ ホテル等
- オ 遊技場
- カ クリーニング取次店等
- キ 共同住宅
- ク 寄宿舎

	ケ 事務所等
7 ホテル等の客室	(1) 政令第16条第2項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。 ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。 イ 客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。 エ 政令第16条第2項第1号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。 (7) 政令第16条第2項第1号イの規定により設けるものとする車椅子使用者用便所は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。 (イ) 出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a 幅は、90センチメートル以上であること。 b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。 (ウ) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (イ) 便所内に、6の(2)のアの(7)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (オ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (カ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ 政令第16条第2項第2号の規定によるものとする浴室等は、次に掲げるものであること。 (7) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (イ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ウ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (イ) 洗いの床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。 (2) 客室の総数が50室以上のホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。 (3) 床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業又は旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。（3）及び（4）において同じ。）にあつては、車椅子使用者用客室以外の客室（（3）及び（4）において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、政令第19条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 (7) 道等から一般客室までの経路 (イ) ホテル等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 イ アの(7)に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの(7)中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。 (4) 床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等にあつては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあつては、ア、カの(ウ)並びにキの(ウ)及び(イ)に掲げるもの）とすること。 ア 客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 イ 客室内（次の(7)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)から(ウ)までに定める部分を除く。）に階段又は段を設けないこと。ただし、建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、この限りでない。 (7) 一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 ウ 客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ1以上の経路の幅は、80センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 エ 客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から1以上のベッドの長辺の側まで（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合にあつては、1以上のベッドまで）の1以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。

	カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を 1 以上設けること。 (ア) 出入口の幅は、75 センチメートル（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合にあっては、70 センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を 1 以上設けること。 (ア) 出入口の幅は、75 センチメートル（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合にあっては、70 センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (エ) 適切な位置に手すりを設けるものであること。
8 敷地内の通路	(1) 政令第 17 条の規定によるものとする敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 政令第 12 条第 6 号並びに 3 の(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)に掲げるものであること。 (イ) 停車場等にあっては、3 の(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 4 の(2)及び(3)に掲げるものであること。 (イ) 勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (2) 政令第 19 条第 2 項第 7 号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けること。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 (3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、道等から外部出入口までの経路のうち 1 以上を、政令第 22 条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、停車場等を除く特別特定建築物であって、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りではない。 ア 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合 イ 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が政令第 22 条第 2 項及び(5)に規定するものである場合 (4) 停車場等にあっては、(3)に掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの経路は、政令第 22 条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。 (5) 敷地内の通路の次に掲げる部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち 2 の(2)のアからウまで、3 の(5)のア及びイ並びに 4 の(4)のアからエまでに掲げる部分並びに勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分及び高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分は、この限りでない。 ア 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 イ 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 ウ 車路に近接する部分 エ 車路を横断する部分
9 駐車場	(1) 政令第 18 条第 2 項の規定によるものとする車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子利用者用駐車施設である旨を J I S 適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 イ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子利用者用駐車施設を設けている旨を J I S 適合図を用いて表示し、車椅子利用者用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 政令第 18 条第 1 項の場合において、令和 6 年国土交通省告示第 1072 号本則第 1 号及び第 2 号に掲げる場合に該当するときは、(1)に規定する車椅子利用者用駐車施設を 1 以上設けること。 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場で駐車施設の数 が 30 以上のものを設ける場合には、令和 6 年国土交通省告示第 1072 号本則第 1 号及び第 2 号に掲げる場合を除き、(1)に規定する車椅子利用者用駐車施設を政令第 18 条第 1 項各号に定める数以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場で駐車施設の数 が 30 以上のものを設け、かつ、令和 6 年国土交通省告示第 1072 号本則第 1 号及び第 2 号に掲げる場合には、(1)に規定する車椅子利用者用駐車施設を 1 以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。
10 浴室等	(1) 次に掲げる特別特定建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用

		及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下10において同じ。)を車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。 ア 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの (7) 病院等 (イ) 老人ホーム等(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。) (ウ) 公衆浴場 イ 床面積の合計5,000平方メートル以上のホテル等 (2)(1)により設ける浴室は、次に掲げるものとする。 ア 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 イ 出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものであること。 ウ 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 エ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 オ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。 カ 洗いの床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした、出入りしやすい高さであること。 (3) 次に掲げる特別特定建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとする。 ア 学校 イ 老人ホーム等(主として高齢者、障害者等が利用するものであって、床面積の合計1,000平方メートル以上のものに限る。) ウ 運動施設(床面積の合計1,000平方メートル以上のものに限る。) (4)(3)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。 ア 出入口の幅が80センチメートル以上であるシャワー用の区画を1以上設けるものであること。 イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が80センチメートル以上とするものであること。 ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。 オ シャワー室に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40センチメートルから45センチメートルまでであること。
11	劇場等の客席	政令第15条の規定により設ける車椅子使用者用部分の奥行きは、140センチメートル以上とすること。
12	(1) 移動等円滑化経路	次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にすること。 ア 建築物(学校及び共同住宅等の施設を除く。)の地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。) イ 建築物が共同住宅又は寄宿舍である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舍の寝室までの経路(当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
	(2) 標識	次に掲げる特別特定建築物にあつては、移動等円滑化の措置がとられた階段の付近の見やすい位置に、当該階段があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。 ア イからエまでに掲げる建築物を除く特別特定建築物であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの イ 官公署及び停車場等 ウ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル以上のもの エ 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの (7) 学校 (イ) 物販店舗 (ウ) ホテル等 (エ) 遊技場 (オ) クリーニング取次店等 (カ) 共同住宅 (キ) 寄宿舍
	(3) 案内設備	ア 政令第21条第1項の規定により設けるものとする案内板は、JIS適合図を用いて表示すること。 イ 政令第21条第1項の規定により設けるものとする案内板その他の設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとする。ただし、当該階段の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 ウ 政令第21条第2項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段及び駐車施設の配置を表示するものとする。
	(4) 案内設備	政令第22条第2項の規定によるものとする視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分は、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するこ

	での経路	と。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち 2 の(2)のアからウまで、3 の(5)のア及びイ並びに 4 の(4)のアからエまでに掲げる部分は、この限りでない。 ア 段又は傾斜路の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分 イ 段又は傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する踊場の部分 ウ 車路を横断する部分
--	------	--

別表第4の5 小規模購買施設等整備基準 (第12条の6関係)

整備箇所	整備基準
1 出入口	高齢者等が利用する主たる外部出入口は、別表第3の第1の2の(1)及び(2)のアからウまでに掲げるものとする。
2 廊下等	高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 (1) 別表第3の第1の3の(1)のア及びウに掲げるものとする。 (2) 床面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1)のアからオまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は同表の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。
3 階段	高齢者等が利用する階段は、別表第3の第1の4の(1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げるものとする。
4 便所	ホテル等にあつては、高齢者等が利用する便所(客室の内部に設けるものを除く。)のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、別表第3の第1の7の(2)のアの(7)及び(イ)、(3)並びに(4)のイからエまでに掲げるものとする。
5 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 別表第3の第1の9の(1)のア及びイに掲げるものとする。 イ 道等から外部出入口までの敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。 (7) 幅は、120センチメートル以上とする。 (イ) 別表第3の第1の9の(2)のウに掲げるものとする。 (ウ) 路面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1)のアからオまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は別表第3の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。 (2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、別表第3の第1の9の(3)のアからウまでに掲げるものとする。

別表第5 (第13条関係)

第1 住宅の専用部分に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内の通路	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (2) 階段を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものとする。 ア 踏面の寸法は、24センチメートル以上であること。 イ 蹴上げの寸法に2を乗じて得たものと踏面の寸法の合計が、55センチメートル以上65センチメートル以下であること。 ウ 段は識別しやすいものであること。 エ 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けるものであること。 (3) 傾斜路を設置する場合にあつては、(2)のエに該当するものとする。
2 玄関	(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあつては、75センチメートル以上とする。 (2) 出入口のくつずりと敷地が接する部分の高低差は、2センチメートル以下とし、当該くつずりと土間が接する部分の高低差は、5ミリメートル以下とする。 (3) 土間の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (4) 上がりがまちは、安全上支障のない高さとする。 (5) 上がりがまち(式台を設置する場合にあつては、式台を含む。)の段を識別しやすいものとする。 (6) 上がりがまчиの側壁に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (7) 式台及び靴の着脱を容易にするためのいす等を設置できる空間を確保すること。
3 廊下等	(1) 有効幅員は、85センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあつては、78センチメートル以上とする。 (2) 側壁の高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (3) 屈曲部及び出入口に接する部分に車椅子の転回が可能な空間を確保し、又は軽微な改造により当該空間を確保することができるよう措置を講ずること。
4 階段	(1) 勾配は、1分の1以下とし、かつ、1の(2)のイに該当するものとする。ただし、踊場を設置する場合は、この限りでない。 (2) 階段の側面の高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。 (3) 手すりの端部は、下方に曲げる等通行する際に支障とならない形状とする。 (4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (6) 段を識別しやすいものとする。 (7) 階段の上端部又は下端部は、上階又は下階の廊下の通行の支障とならない構造とする。 (8) 回り段を設ける場合にあつては、1の段につき回る角度を45度以上の一定の角度とする等安全上支障

	のないものとする。
5 便所	(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。 (2) 出入口に段を設けないこと。 (3) 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保することができるよう措置を講ずること。 (4) 戸は、引き戸式又は外開き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とすること。 (5) 便器は、腰掛式とすること。 (6) 便器の両側に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。
6 洗面所及び脱衣所	(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。 (2) 出入口に段を設けないこと。 (3) 洗面所にある場合は、洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設置すること。 (4) 脱衣所にある場合は、衣服の着脱を容易にするための手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。
7 浴室	(1) 出入口の有効幅員は、65センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、60センチメートル以上とすること。 (2) 内法寸法は、短辺140センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、2.5平方メートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、内法寸法は、短辺120センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、1.8平方メートル以上とすること。 (3) 出入口の戸は、引き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該戸を緊急時に救出しやすい構造のものとする。 (4) 出入口の床面に高低差を設けないこととし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該床面の高低差は、12センチメートル以下とすること。 (5) 洗い場の床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、50センチメートル以下とすること。 (7) 浴槽及び洗い場に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。
8 居室	(1) 次のいずれにも該当するものとする。 ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずるものであること。 イ 出入口に段を設けないものであること。 (2) 1以上の居室を次のいずれにも該当するものとする。 ア 便所と同一階に近接して設置されたものであること。 イ 玄関、洗面所、浴室及び食事室（以下「玄関等」という。）と同一階に設置されたもの又は軽微な改造により玄関等と同一階に設置されることとなるよう措置が講ぜられたものであること。ただし、当該居室が設置された階と玄関等が設置された階の間に特殊構造昇降機（建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機をいう。）が設置されている場合は、この限りでない。 ウ 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、75センチメートル以上とするものであること。 エ 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保することができるよう措置を講ずるものであること。 オ 緊急時に避難がしやすいよう措置を講ずるものであること。
9 バルコニーその他これに類するもの	出入口の段は、安全上支障のない高さ及び形状とすること。
10 設備及び建具	(1) 給水給湯設備、電気設備及びガス設備は、安全性に配慮されたものとし、かつ、操作が容易なものとすること。 (2) 照明設備を安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保すること。 (3) 便所、浴室及び8の(2)のアからオまでに該当する居室に緊急時に救助を求めるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。 (4) 台所にガス漏れを入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。 (5) 寝室、寝室に至る階段及び台所に火災を入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。 (6) 冷房装置及び暖房装置を設置できるようコンセント等を設置すること。 (7) 建具の取手及び施錠装置は、使用しやすいものとする。

第2 一の建築物に存する戸数が20戸以下である共同住宅の共用部分に関する整備基準

整備箇所		整備基準
1	敷地内の通路	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内の通路の1以上を次のいずれにも該当するものとする。 ア 路面に高低差がある場合にあっては、次のいずれにも該当する傾斜路又は車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。 (7) 有効幅員は、120センチメートル(階段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上であること。 (イ) 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合にあっては、8分の1)以下であること。 (ウ) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設置するものであること。 (エ) 縁端部に5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設置するものであること。 (オ) 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (カ) 表面の色彩は、当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する部分の色彩と識別しやすいものであること。 イ 有効幅員は、120センチメートル以上であること。 ウ 車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。 エ 排水溝を設ける場合にあっては、次のいずれにも該当する溝蓋を設置すること。 (7) 表面は、滑りにくいものであること。 (イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 オ 自動車用の通路と分離するものであること。
2	(1) 幅員等	1以上を次のいずれにも該当する外部出入口とすること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上であること。 イ 戸の1以上は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。 ウ 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずるものであること。 エ 車椅子を使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること。
	(2) 開閉用水平面	床面積の合計1,000平方メートル以上である建築物の外部出入口にあっては、その1以上を車椅子を使用する者が戸を開閉するために必要な水平面を戸の前後に設置するものとする。
	(3) 敷地内の通路との連結	(1)及び(2)に該当する外部出入口にあっては、その1以上を1の(1)及び(2)に該当する敷地内の通路と連結すること。
3	床面(利用者の用に供しない部分を除く。)	滑りにくい仕上げとすること。
4	廊下等(利用者の用に供しない部分を除く。)	次のいずれにも該当するものとする。 (1) 床面に高低差がある場合にあっては、1の(2)のアの(7)から(カ)までに該当する傾斜路又は車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。 (2) 車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。
5	階段(利用者の用に供しない部分を除く。)	(1) 階段の側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置すること。 (2) 手すりを階段の両側に連続して設置すること。 (3) 側面が壁でない場合にあっては、側板又は立ち上がりを設置すること。 (4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (6) 段を識別しやすいものとする。 (7) 主たるものを回り階段以外のものとする。
6	エレベーター	籠の間口100センチメートル以上で奥行き110センチメートル以上のものを設置する場合にあっては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする。 (1) 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。 (2) 籠の平面形状は、車椅子の転回が可能なものであること。 (3) 乗り場のボタンは、高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に設置するものであること。 (4) 籠内の高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に車椅子を使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。

	(5) 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設置するものであること。 (6) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置するものであること。 (7) 戸は、緩やかに開閉するものとし、かつ、開いている時間を車椅子による乗降に配慮したものであること。 (8) 籠の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。 (9) 籠内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。 (10) 籠内の左右両面の側板の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (11) 乗り場及び籠内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場の階名の表示について点字による表示を行うものであること。 (12) 乗り場には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設置するものであること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。 (13) 乗り場の幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上であること。 (14) 昇降路の出入口に接する乗り場の部分に水平面を設置するものであること。 (15) 籠内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けること。 (16) 籠内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けること。
--	--

様式第1号（第7条関係）

正 本

特定施設建築等（変更）届

年 月 日

様

届出者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） —

電子メール

福祉のまちづくり条例第15条（第17条）の規定により、次のとおり特定施設の建築等（変更）の内容を届け出ます。

建 築 物 の 所 在 地			
建 築 物 の 用 途			
建 築 物 の 階 数			
工 事 種 別		新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模な修繕・大規模な模様替え	
		届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分
延べ面積		m ²	m ²
延 べ 面 積 の 内 訳	用途（ ）	m ²	m ²
	用途（ ）	m ²	m ²
	用途（ ）	m ²	m ²
	用途（ ）	m ²	m ²
	その他	m ²	m ²
共 同 住 宅 の 戸 数 又 は 寄 宿 舎 の 室 数		戸（室）	
工事着手予定年月日		年 月 日	工事完了予定年月日
		年 月 日	年 月 日
		代 理 者	設 計 者
氏 名			
事 務 所 の 所 在 地			
事 務 所 の 名 称			
		電話（ ） — 電子メール	電話（ ） — 電子メール
※		※	
受		処	
付		理	
欄		欄	

- 備考 1 この届は、建築物ごとに提出してください。
 2 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

（以下、省略）

2 福祉のまちづくり基本方針

I 基本方針の位置付け

① 「まちづくり基本方針」に掲げる安全・安心のまちづくりを実現するための指針

県は「まちづくり基本条例」に基づき、安全・安心・魅力あるまちづくりを推進するため「まちづくり基本方針」を定めている。

「まちづくり基本方針」では、「安全・安心のまちづくり」を重要テーマの一つとして掲げ、その取組として「福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの推進」を位置づけている。

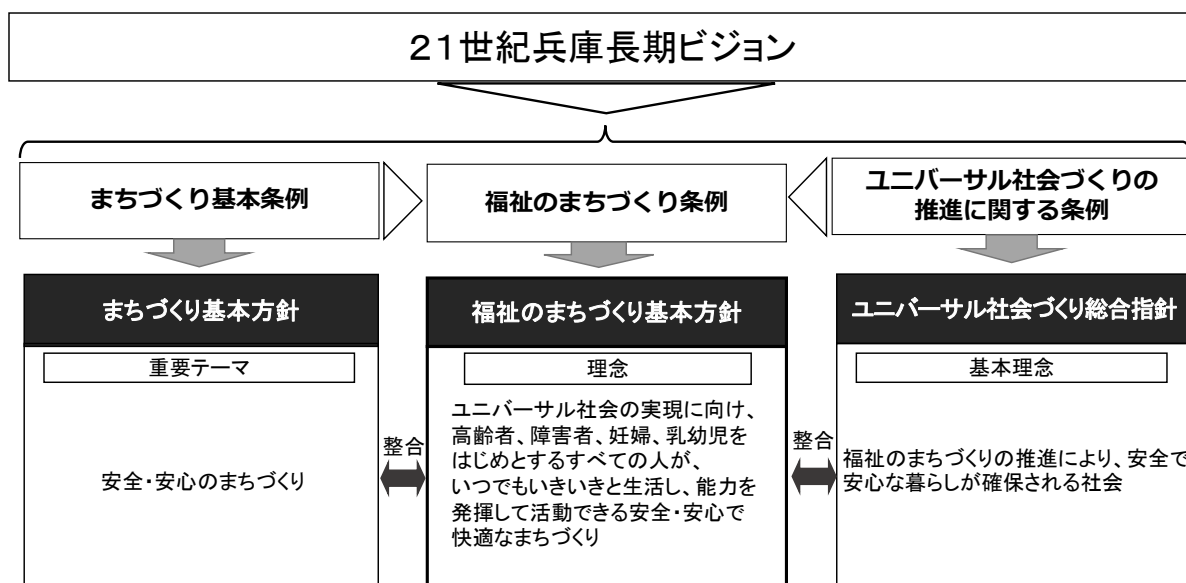
基本方針は「まちづくり基本方針」と整合を図りつつ、福祉のまちづくりの推進に関する取組の基本的方向と具体的な施策を定める指針である。

② 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に掲げる安全で安心な暮らしが確保される社会を実現するための指針

県はユニバーサル推進条例に基づき、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会づくりを推進するため「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」（以下「ユニバーサル総合指針」という。）を定めている。

「ユニバーサル総合指針」では、高齢者や障害のある人をはじめ、だれもが、住み慣れた地域で、自立し、安心して住まうことができる社会を基本理念に掲げ、取組の方向性を示している。

基本方針はユニバーサル総合指針と整合を図りつつ、ユニバーサル社会づくりの推進に資する具体的な施策を定める指針である。

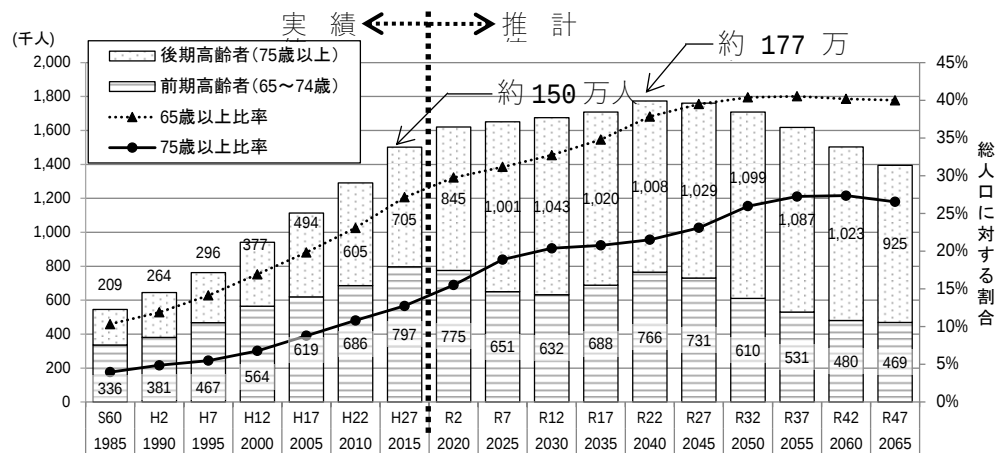


Ⅱ 福祉のまちづくりを取り巻く現状と課題

1 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

(1) 著しい高齢化の進展

本県の高齢者（65歳以上）人口は平成27年の約150万人から、令和22年には約177万人とピークを迎え、後期高齢者（75歳以上）人口は平成27年の約71万人から、令和32年には約110万人と最も多くなると推計されている。

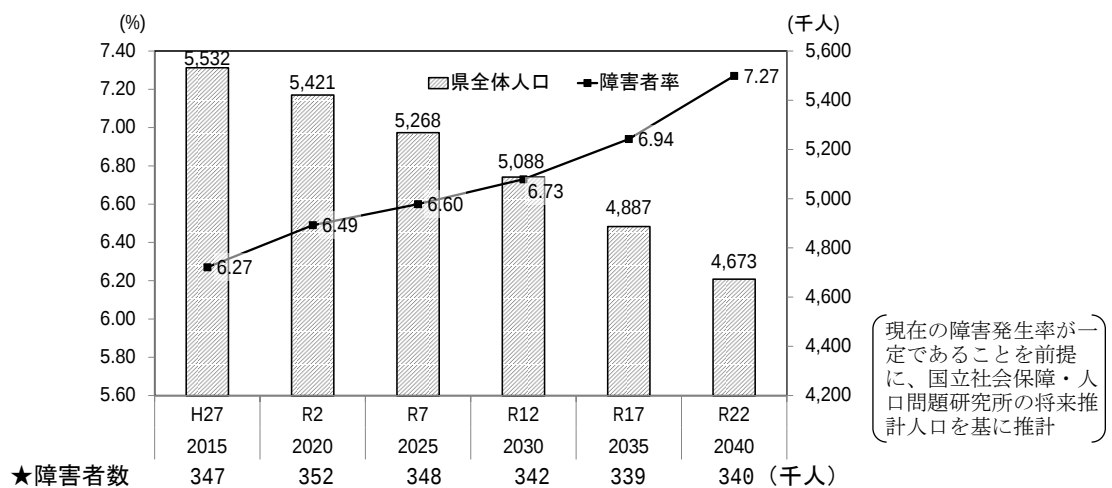


【高齢者及び後期高齢者数の推移】

資料：実績値（H27年以前）は国勢調査（各年）
推計値（R2年以降）は県推計

(2) 障害者の社会進出の拡大

人口は平成27年の約553万人から令和22年の約467万人まで大幅に減少するものの、障害者数はほぼ横ばいとなり、障害者率は平成27年の6.27%から令和22年の7.27%まで増加すると推計されている。



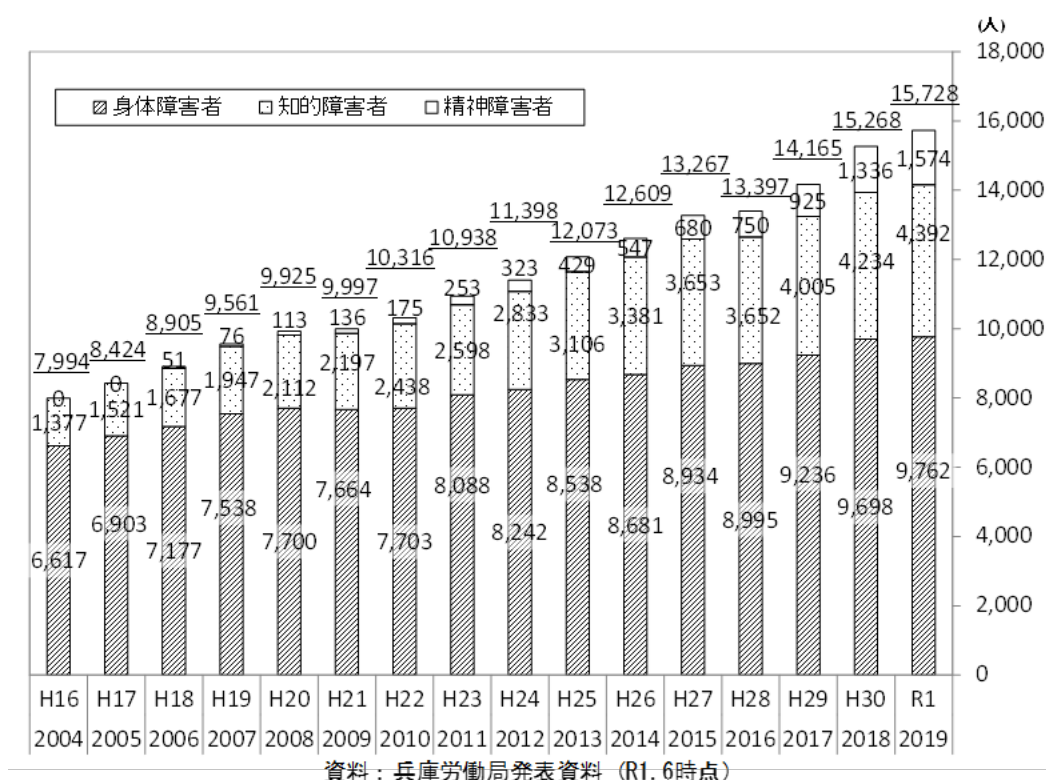
※上記グラフの障害者数及び障害者率は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ者

【障害者数及び障害者率の推移】

資料：ひょうご障害者福祉計画（H27.3策）

現在の障害発生率が一定であることを前提に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基に推計

本県の雇用障害者数は、平成 16 年の約 8 千人から令和元年に約 15.7 千人と約 2 倍に増加している。



(3) 移動等円滑化促進法の改正・ユニバーサル推進条例の制定

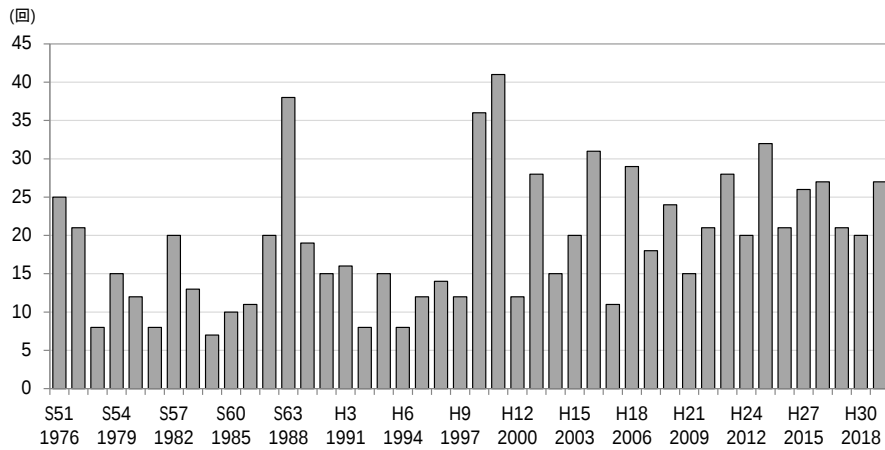
平成 30 年及び令和 2 年の移動等円滑化促進法改正により、市町が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度の創設や、心のバリアフリーを一層推進すること等が規定された。また、平成 30 年に「ユニバーサル推進条例」の施行や、「ユニバーサル総合指針」の改定が行われ、ユニバーサル社会づくりに関する取組を一層推進することが求められている。

(4) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博等に伴う訪日外客数の増加

平成 30 年の本県の訪日外客数は、平成 24 年と比べて約 3.9 倍の約 187 万人となっている。令和 3 年の東京オリンピック・パラリンピックなどのイベント時には、多くの訪日外客数が見込まれる。

(5) 豪雨災害の多発と南海トラフ地震の発生確率の上昇

全国の 1 時間降水量 80mm 以上の年間発生回数は、最近 10 年間（平成 22 年～令和元年）では、昭和 51 年からの 10 年間の年平均約 14 回の 1.7 倍の約 24 回に増加している。また、南海トラフ地震の 30 年以内の発生確率は、平成 24 年は 60%であったが、現在は、70～80%と想定されている。



【全国の1時間降水量80mm以上年間発生回数】

〔資料：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html)〕

(6) 革新技術の浸透と情報共有のグローバル化

A I※¹、I o T※²、ロボット等の革新技術を活用した自動運転、ドローン配送、遠隔診療、スマート農業等の実用化により、暮らしや産業の姿が変化することが想定される。

また、世界での普及が6割に達しているスマートフォンは今後も普及が見込まれ、情報共有のグローバル化の進展が想定される。

※1 A I (Artificial Intelligence) :

学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。

※2 I o T (Internet of Things) :

モノのインターネットと呼ばれ、コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、家電、自動車、ロボットなどのあらゆるモノがインターネットにつながり、情報を交換することで相互に制御する仕組み。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策としての新たな生活様式

令和2年3月1日に県内で感染者が発生し、4月7日に発出された緊急事態宣言の解除後は、3密（密閉・密集・密接）の回避、ソーシャルディスタンスの確保、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務及び時差出勤等に取り組む「ひょうごスタイル」が推進されている。

コロナ禍では、視覚障害者をはじめとした身体障害者等はガイドヘルパーとの密接を不安に感じている。また、聴覚障害者は相手がマスクを着用していることにより表情や口の形が分からないといったことを不安に感じているなど、感染拡大防止への対応が新たな障壁になっている。

2 福祉のまちづくり基本方針に基づく主な取組の現状

(1) ユニバーサル社会を目指す面的なまちづくりの取組が進展

- ・「ユニバーサル社会づくり推進地区」の指定数は36地区であり、目標の41地区をやや下回っているものの、市町におけるユニバーサル社会づくりを目指す地区での住民団体等で構成される協議会の取組が一定進展した。

(2) 鉄道駅舎、バス車両、公園、タクシー等でバリアフリー化が進展

- ・鉄道駅舎バリアフリー化は1日の平均乗降客数3千人以上5千人未満駅の42駅のうち37駅（88%）でエレベーター設置等の整備が完了し、目標の100%をやや下回るものの整備の目処は立った。このため、令和元年度より対象を3千人未満駅に広げて支援している。

-
- ・駅のホームドアの設置は平成 29 年度から整備に対する支援を開始し、J R 三ノ宮駅、明石駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅の一部のホームにおいて供用済みである。
 - ・ノンステップバス車両の購入経費を支援することなどにより、乗合バスに対するノンステップバス導入率は 66% であり、目標の 70% を概ね達成した。
 - ・都市公園の園路・広場のバリアフリー化率は 78% であり、目標の 70% を達成した。また、都市公園の駐車場のバリアフリー化率は 59% であり、目標の 70% をやや下回った。なお、県立都市公園については、すべてバリアフリー化済みである。
 - ・住宅のバリアフリー化率は 47% であり、目標の 65% をやや下回るものの、全国平均 42% を上回った。(全国 4 位)。
 - ・福祉タクシーは神戸市や明石市によるユニバーサルデザインタクシーの購入経費支援などにより 598 台増であり、目標の 50 台増を大きく上回った。また、子育てタクシーは 140 台増であり、目標の 50 台増を達成した。

(3) 利用者意見を反映したバリアフリー化やユニバーサル化が進展

- ・「チェック&アドバイス」の実施件数は県民の利用頻度が高い身近な店舗等を対象にした簡便なチェック方式の導入により累計 138 件であり、目標の 150 件を概ね達成した。
- ・「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定数は累計 30 件であり、目標の 40 件をやや下回った。
- ・「福祉のまちづくりアドバイザー」の登録数は 194 人であり、目標の 200 人を概ね達成し、「チェック&アドバイス」の実施体制が整った。

【主な目標の進捗状況】

項 目		指 標	当初 (H27 末)	目標 (R2 末)	見込み (R2 末)
面的なまちづくり		ユニバーサル社会づくり推進地区の指定数	28 地区	41 地区	36 地区
ハード目標	鉄道駅舎	1 日の平均乗降客数 3 千人以上 5 千人未満の駅舎のバリアフリー化率	70%	100%	88%
	バス車両	乗合バス※に対するノンステップバス導入率 ※移動等円滑化基準の適用除外認定車両を除く	58%	70%	66%
	道路	ユニバーサル社会づくり推進地区及び重点整備地区内の主要な経路を構成する道路のバリアフリー化率（※新規地区等含む）	89% (※77%)	100%	98%
	公園	都市公園			
		園路・広場のバリアフリー化率	68%	70%	78%
		駐車場のバリアフリー化率	56%	70%	59%
	公益的施設等	公益的施設等の基本的なバリアフリー化率※ ※バリアフリー情報公表制度の対象施設のうち条例に適合、又は①車椅子利用者用駐車区画②スロープ③エレベーター④車椅子利用者用トイレ⑤視覚障害者誘導用ブロックの 5 項目を整備した施設の割合	65%	70%	69%
	住宅	住宅の一定のバリアフリー化率※ ※高齢者が居住する住宅のうち、2 力以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当する住宅の割合	47%	65%	47%
ソフト目標	タクシー	福祉タクシーの導入台数	—	50 台増	598 台増
		子育てタクシーの導入台数	—	50 台増	140 台増
		「チェック&アドバイス」の実施件数	53 件	150 件	138 件
		「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定数	10 件	40 件	30 件
		コミュニティバスの立ち上げ支援数	14 地域	23 地域	26 地域
		みんなの声かけ運動の推進員数	4,627 人	5,930 人	5,000 人
		兵庫ゆずりあい駐車場登録数	4,181 箇所	4,211 箇所	4,900 箇所
		「福祉のまちづくりアドバイザー」登録数	112 人	200 人	194 人

3 福祉のまちづくりの課題

(1) 多様な要配慮者の生活や勤労を支える施設整備

県では、条例に基づき多数の県民が利用する福祉・医療・教育施設等の公益的施設や共同住宅等の建築等を行う場合は、整備基準への適合を義務化し、バリアフリー化を進めてきた。今後は、元気な高齢者や訪日外国人等の増加にも対応した空間のユニバーサル化、障害者の雇用拡大に対応した働く空間のユニバーサル化を進めていく必要がある。

(2) 公益的施設、鉄道駅舎、バス、住宅等のバリアフリー化率の向上

県では、建築確認制度と連動した福祉・医療・教育施設等のバリアフリー整備基準の審査や、駅舎のバリアフリー化、ノンステップバスの導入、住宅のバリアフリー化への支援を行った結果、バリアフリー化が着実に向上してきている。今後も、これらの支援を通じてバリアフリー化を更に進めていく必要がある。

(3) 駅周辺や商店街等のまちのユニバーサル化

県では、「ユニバーサル社会づくり推進地区」を指定し、行政、住民、企業、NPO等が協働し、施設のバリアフリー化やソフト事業の取組を重点的に支援してきた。こうした面的な取組をさらに充実させるため、多くの人が集まる駅周辺や商店街等のまちなかにおいて、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進する必要がある。

(4) 利用者意見を反映した施設や空間の普及

県では、施設所有者等の求めに応じて、高齢者、障害者等の利用者や建築・福祉の専門家からなる「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、施設の整備や管理・運営について点検・助言する「チェック&アドバイス制度」を推進し、県や市町が整備する施設を中心に実施してきた。今後は、高齢者、障害者等の意見を反映したバリアフリー化をより一層進めるため、障害者が働く空間及び駅周辺や商店街等のまちなかに対象を広げていく必要がある。

(5) 頻発する大規模自然災害等への対応

避難を要する大規模な自然災害が発生する可能性が高いことから、災害時における避難所や避難経路のバリアフリー化が必要である。また、コロナウイルス流行後、障害者とガイドヘルパーとの密接を回避するための活動の自粛、聴覚障害者のマスク着用によるコミュニケーションの不安感などの解消に取り組む必要がある。

(6) AI、IoT、ビッグデータ等の革新技術の活用

AI、IoT、ビッグデータ等の革新技術があらゆる場面で活用されていくことから、福祉のまちづくりにおいても、公共交通機関やまちなかで革新技術を活用した情報提供・情報発信を行い、円滑な移動に加え、利便性、快適性の向上に取り組む必要がある。

(7) 心のバリアフリー化

県では、兵庫ゆずりあい駐車場の活用、みんなの声かけ運動の推進等により障害者の外出活動を支援している。平成 30 年の移動等円滑化促進法の改正により、国及び国民の責務として、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）が明記されるとともに、国が駅員による旅客の介助や職員研修等のソフト対策メニューを新たに提示するなど公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組を推進しており、県においても市町や事業者とともに心のバリアフリー化に取り組む必要がある。

Ⅲ 福祉のまちづくりの理念と基本的方向

1 福祉のまちづくりの理念

ユニバーサル社会の実現に向け、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児をはじめとするすべての人が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくり

2 福祉のまちづくりの基本的方向

(1) すべての人が安全かつ快適に利用できる施設のよりきめ細やかなバリアフリー化の推進

福祉・医療・教育施設等の公益的施設等の建築物単体において、すべての人が、安全・快適に利用し活動できるよう、よりきめ細やかなバリアフリー化に向けた取組を進める。

また、働く障害者や訪日外国人等にも対応したユニバーサル化を進めるため、バリアフリー整備基準の見直しなどを進める。

加えて、誰もが安心して生活し、活動できる社会を実現するため、平常時だけでなく自然災害等の非常時も想定した整備を進める。

(2) すべての人が円滑に移動し、活動できるまちのユニバーサル化の推進

すべての人が円滑に移動し、活動できるよう、県、市町、事業者、住民団体等との協働による駅周辺や商店街等のまちのユニバーサル化や公共交通のバリアフリー化を進める。

(3) ハード整備の取組を補完する心のバリアフリー化の推進

すべての人が、公益的施設等を快適に利用し、目的地まで円滑に移動ができるようバリアフリーに関する情報提供の取組を進める。

また、きめ細やかな移動支援やみんなの声かけ運動による助け合いなど人的支援による取組を進める。

加えて、県・市町・関連団体への連携強化及び福祉のまちづくりの普及啓発や情報発信などによる相互理解の取組を進める。

Ⅳ 福祉のまちづくりの目標

1 目標の設定（目標年次：令和7年度）

福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、以下のとおり目標を設定する。

- ・面的なまちづくりの取組について、ユニバーサル社会づくり推進地区の事業プラン策定及び見直し市町数を新たに目標に設定
- ・鉄道駅舎について、3千人未満駅のバリアフリー整備を行う駅数を新たに目標に設定
- ・バス車両、道路、タクシーについて、国の移動等円滑化の促進に関する基本方針の目標を参考に設定
- ・ソフト目標について、接遇研修を行う鉄道事業者数・バス事業者数、「福祉のまちづくりアドバイザー」スキル・アップ研修の実施回数等を新たに目標に設定

【令和7年度の目標】

項 目		指 標	現状 (R2 末見込)	目標 (R7 末)
面的なまちづくり		ユニバーサル社会づくり推進地区の事業プラン策定及び見直し市町数	—	20 市町
ハード	鉄道駅舎	1日の平均乗降客数3千人以上の駅舎の2経路目のバリアフリー整備数	—	2 駅
		1日の平均乗降客数3千人未満駅で、3千人以上駅と同程度の高齢者等の利用が見込まれる駅のバリアフリー整備数	—	10 駅
		10万人以上駅のホームドア設置数	—	全駅
	バス車両	乗合バスに対するノンステップバス導入率 ※なお、適用除外認定車両については、その約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとするなど、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化する。	66%	80%
	道路	重点整備地区内の主要な経路を構成する道路のバリアフリー化率	88%	95%
	公園	都市公園	園路・広場のバリアフリー化率	83%
			駐車場のバリアフリー化率	70%
	公益的施設等	公益的施設等のバリアフリー化率 〔バリアフリー情報公表制度の対象施設のうち移動等円滑化基準に適合する施設の割合〕	69%	75%
	住宅	住宅のバリアフリー化率 〔65歳以上の世帯員のいる主世帯のうち高齢者等のための設備がある世帯の割合〕	59%	65%
	タクシー	福祉タクシーの導入台数 ※なお、総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする。	598 台増	2,000 台増
ソフト		接遇研修を行う鉄道事業者数・バス事業者数	—	全事業者
		「チェック&アドバイス」の実施件数	138 件	100 件増
		「福祉のまちづくりアドバイザー」スキル・アップ研修の実施回数	—	10 回
		「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定数	30 件	30 件増
		コミュニティバスの立ち上げ支援数	26 地域	5 地域増
		みんなの声かけ運動の推進員数	5,000 人	286 人増
		兵庫ゆずりあい駐車場登録数	4,900 箇所	500 箇所増

V 福祉のまちづくりの展開

1 福祉のまちづくりを推進する各主体の役割

福祉のまちづくりを展開していくためには、県、市町、県民、事業者が、それぞれの役割や責務を認識し、必要な取り組みを主体的に実施していくことが重要である。

(1) 県の役割

県は、ユニバーサル社会づくりの視点のもとに基本的かつ総合的な施策を策定し、県民や事業者に福祉のまちづくりの方針を示すとともに、高齢者、障害者等に配慮した生活環境を整備するため、県が設置・管理する建築物、道路、公園等を整備し、市町及び民間施設の整備を促進・支援するほか、県民への福祉のまちづくりに関する普及啓発、福祉のまちづくりに係る調査・研究等を実施する。

また、市町及び県民等との連携のもとに地域における福祉のまちづくりを推進する。

さらに、県、市町、県民及び事業者が一体となって全県的に福祉のまちづくりを推進する体制を整備し、施策の総合調整を行う。

(2) 市町の役割

市町は、ユニバーサル社会づくりの視点のもとに地域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、住民や事業者に福祉のまちづくりの方針を示すとともに、高齢者、障害者等に配慮した生活環境を整備するため、市町が設置・管理する建築物、道路、公園等を整備し、民間施設の整備を促進・支援する。

また、県及び住民等との連携のもとに地域における福祉のまちづくりを推進する。

さらに、市町、地域住民及び事業者が一体となって福祉のまちづくりを推進する体制を整備し、施策の総合調整を行う。

(3) 県民の役割

県民、地域団体、NPO等は、高齢者、障害者等に対する理解を深め、意識の高揚を図り、自らの問題としてとらえ、県や市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力する。

また、地域社会における福祉のまちづくりを推進する主役として、身近なところから自分のまちを点検し、相互に協力して高齢者、障害者等が安心して生活できる地域社会をつくり出していくよう努める。

(4) 事業者の役割

事業者は、事業活動において地域の高齢者、障害者等の利用に配慮するとともに、就業の場を確保、管理することに大きな役割を果たすことを認識し、自らが所有・管理する既存の施設あるいは、供給・管理する住宅を条例に定める基準に適合するよう努める。

また、企業市民として県民と協力し、安心して暮らせる地域社会をつくり、安全かつ快適に利用できるよう努める。

2 県、市町、県民及び事業者の協働

福祉のまちづくりは、県、市町、県民、事業者全体に係わるものであり、県域から日常生活圏まで、それぞれの段階でこれら主体が連携して取組を進める。

このため、県域では、公共交通機関等市町域を越えて事業活動を展開する事業者と県、市町等が協力して施設の整備を推進するとともに、高齢者、障害者等をはじめ各種団体と事業者等が主体となった県民運動を展開する等の広域的な取組を進める。

また、市町等の地域単位では、高齢者、障害者等を含む住民及び各種団体と市町、事業者が協力して、駅前、商店街等の地域の現状を点検し地域ぐるみの対策を検討し実施する等の取組を進める。

さらに、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、ユニバーサル社会づくりを志す県民及び地域団体等、事業者、行政等で構成される「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」等において、各主体が連携を図り、総合的に施策を展開する。

VI 福祉のまちづくりの推進施策

1 すべての人が安全かつ快適に利用できる施設のよりきめ細やかなバリアフリー化の推進

(1) 公益的施設の更なるバリアフリー化の取組の推進

ア 公益的施設のバリアフリー化

(ア) 条例に規定した整備基準による規制誘導

a 建築確認又は条例による届出の審査

多数の県民が利用する福祉・医療・教育施設等の公益的施設等のバリアフリー化を誘導するため、条例等に定められたバリアフリー整備基準に基づき、建築確認や条例による届出において適合状況を審査する。

b 「施設整備・管理運営の手引き」の普及

バリアフリー整備基準に加え、人的な対応、備品による対応、非常時の対応等の管理・運営上の対策等、特に配慮すべき推奨事項を規定した「施設整備・管理運営の手引き」について、これまでの「チェック&アドバイス」での助言内容等を踏まえ見直しを行い、普及を図る。

(イ) 公益的施設の「チェック&アドバイス」

a 「福祉のまちづくりアドバイザー」による「チェック&アドバイス」

施設所有者等の求めに応じて、高齢者、障害者等や建築・福祉の専門家からなる「福祉のまちづくりアドバイザー」をあつせんし、施設の整備や管理・運営について点検・助言する「チェック&アドバイス」を実施する。

b 点検表型の「チェック&アドバイス」

日常生活でよく使われる一定規模未満の店舗や飲食店等については、チェック項目を定めた点検表を用いた「チェック&アドバイス」を実施する。

c 県有施設の「チェック&アドバイス」

ユニバーサル社会づくり第6次兵庫県率先行動計画(R元～R3)に基づき、新たに整備する庁舎、病院等のすべての県有施設について「チェック&アドバイス」を実施する。

(ウ) 利用者意見を反映した「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定

利用者の意見や助言を適切に反映し、高齢者、障害者等利用しやすい施設の整備、管理運営を行っている施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する。

(エ) 「福祉のまちづくりアドバイザー」のスキル・アップ

a 「福祉のまちづくりアドバイザー」向け研修会

「福祉のまちづくりアドバイザー」の更なるスキル・アップのため、建築士会ユニバーサルデザイン部会の協力のもと、「チェック&アドバイス」による施設改修事例や、ユニバーサル設備の最新仕様等の紹介等を行う研修を実施する。

b 「チェック&アドバイス施設整備事例集」の作成

「チェック&アドバイス」において「福祉のまちづくりアドバイザー」からの助言に基づき整備や改修された事例を紹介する冊子を作成し、建築士を対象とした研修等で活用する。

イ 住宅のバリアフリー化

(ア) 「人生いきいき住宅助成事業」

高齢者等が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、住戸内の段差解消、手すり設置、トイレ改修、敷地内通路のバリアフリー化など、既存の住宅の改修に対して支援する。

また、バリアフリー化率の低い民間借家への対応として、高齢者、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅（「セーフティネット住宅」）を助成対象に加えることを検討する。

(イ) バリアフリー化された「セーフティネット住宅」の登録・情報提供等

県、市町、不動産関係団体等からなる「ひょうご住まいづくり協議会」において、「セーフティネット住宅」の登録を推進し、バリアフリー化情報をホームページで提供する。さらに、障害者、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を専用に受け入れる「セーフティネット住宅」の賃貸人に対して、バリアフリー工事等の改修費等を助成する。

(ウ) 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録及び適正な管理

安否確認等が提供される「サービス付き高齢者向け住宅」の整備・登録を促進するとともに、「兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」に基づく指導や定期報告の確認、立入検査等により「サービス付き高齢者向け住宅」の適正な管理運営を促進する。

(エ) 公営住宅のバリアフリー化

a 「いきいき県営住宅仕様」による県営住宅の整備

建替事業において、手すり設置や段差解消、高齢者対応型浴室ユニットの採用等ユニバーサルデザインを取り入れた「いきいき県営住宅仕様」による整備を行う。

b 公営住宅のバリアフリー改修

既存の公営住宅について、住戸内の手すり設置や共用部のエレベーター設置等のバリアフリー改修を実施する。

(オ) 介護保険制度を活用した住宅改修

要支援、要介護者が、身体状況に応じた自宅の改修を行う場合、介護保険制度により手すりの取り付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え等の住宅改修を支援する。

ウ 公園のユニバーサル化

(ア) 県立都市公園のリノベーション※

県立都市公園のリノベーションにおいて、オストメイトやベビーベッド等を備え、障害の有無、性別等にかかわらず利用できる「バリアフリースイートイレ」の整備や、案内板の多言語化等、公園のユニバーサル化を着実に進める。

※ リノベーション：

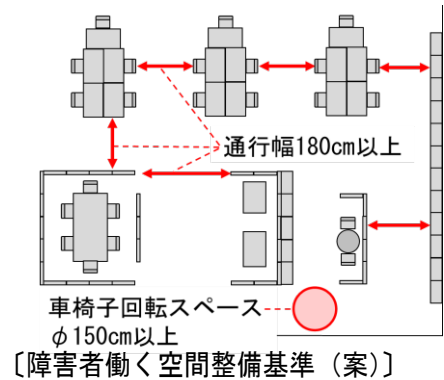
老朽化した施設の単なる機能維持を図る改修ではなく、機能や性能を高める改修のこと。

(2) 社会の変化に対応した新たな取組の推進

ア 事務所・工場等のユニバーサル化

(ア) 「働く空間チェック&アドバイス」

働きやすい空間を整備するため、障害者が働く事務所、工場、店舗等のバックヤード等を対象に、「福祉のまちづくりアドバイザー」による「働く空間チェック&アドバイス」を実施し、障害者が働く空間の実態を把握する。あわせて、その実態を踏まえ「障害者働く空間整備ガイドライン（仮称）」を作成する。



(イ) 働く空間整備に対する特例子会社等への支援

中堅・中小企業が特例子会社・事業協同組合（算定特例）を設立する場合や、特例子会社・事業協同組合が障害者の新規雇用を行った場合に、設備整備等に要した経費を助成する。また、特例子会社等の設立を検討している企業に対しアドバイザー派遣を実施する。

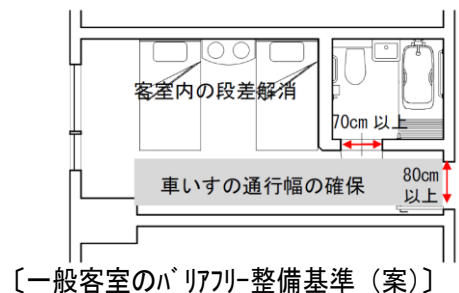
(ウ) ユニバーサル推進貸付の実施

県内中小企業が障害者・高齢者等を雇用するために施設・設備改善を実施する場合、資金貸付により支援する。

イ 宿泊施設のユニバーサル化

(ア) 条例による一般客室のバリアフリー義務化

高齢者や訪日外国人等への対応として、現在、条例で義務化している車椅子利用者利用客室の整備に加え、一般客室についても条例により客室、便所、浴室の出入口の有効幅等の基準を定め、新築等の際にバリアフリー化を義務付ける。



(イ) ユニバーサル推進貸付の実施

県内の旅館・ホテル等がバリアフリー化のための施設・設備改善を実施する場合、資金貸付により支援する。

(3) 災害時に対応した取組の推進

ア 避難所のバリアフリー化

(ア) 避難所運営指針等に基づく避難所の指定

市町は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」及び「避難所運営指針（県）」に基づき、できる限りバリアフリー化された学校、公民館、福祉スポーツセンター等を一般の避難所として指定する。また、各避難所において多様な要配慮者との意思疎通を図るため、コミュニケーションボード等を整備するとともに、必要に応じて手話通訳の配置を行う。県は、市町職員向け研修等を通じて、上記のことについての理解促進を図る。

(イ) バリアフリー化された福祉避難所の指定

市町は、一般の避難所での避難生活が困難な要援護者のために、段差の解消や障害者トイレの整備された老人福祉センター等を福祉避難所として指定する。県は、

各福祉避難所において多様な要配慮者が災害情報を入手するための設備（文字放送用テレビ等）の設置・活用を促す。

また、民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するため、入所者と避難者との動線の分離等に必要な出入口の新設、トイレ増設、バリアフリー化などを支援する。

（ウ）避難行動要支援者への支援

行政が保有する要配慮者情報を基に避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域における情報共有を図る。また、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と地域の自主防災組織などが連携し、避難のための個別支援計画を本人、家族とともに作成するための体制を全市町で構築する。

2 すべての人が円滑に移動し、活動できるまちのユニバーサル化の推進

（1）まちでの活動を支える取組の推進

ア まちのユニバーサル化

（ア）「ユニバーサル社会づくり推進地区」における活動支援

すべての人が暮らしやすく活動できるまちづくりを進めるため、市町と地域住民が協働してハード・ソフト両面からユニバーサル社会づくりに取り組む「ユニバーサル社会づくり推進地区」の未指定市町に対して地区指定を促す。また、既指定市町に対しては、地区の追加指定や事業プランの見直しにより継続的な取組を促す。

（イ）移動等円滑化促進法に基づく「基本構想」等の策定の誘導

高齢者、障害者等多様な要配慮者の移動等の円滑化を促進するため、国との連携のもと、市町に対して移動等円滑化促進法に基づき、駅、公共・商業施設等が集まる地区の面的・一体的なバリアフリー化を進める「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」及び駅、道路、都市公園等の面的・一体的なバリアフリー化事業を実施するための「基本構想」の策定を促す。

（ウ）「まちのチェック&アドバイス」

駅周辺や商店街等のまちなかにおいて、「福祉のまちづくりアドバイザー」による「チェック&アドバイス」を実施し、高齢者、障害者をはじめとするすべての人が活動しやすいまちのユニバーサル化を推進する。

また、「チェック&アドバイス」の結果に基づき実施する段差解消、点字ブロックの設置等の施設整備を支援する。



〔バリアフリースイートの設置〕〔休憩施設の設置〕

（エ）ＩＣＴを活用した移動支援方策の情報発信

駅周辺等のまちなかで、車いす使用者や視覚障害者等が単独で移動及び活動ができるよう、市町や事業者等に対しＩＣＴを活用した音声案内設備やスマートフォン等を活用した先進的な移動支援の取組の発表会を実施する。

（オ）バリアフリー情報のオープンデータ化

民間においてバリアフリールートのナビゲーションサービスアプリの開発が進むよう、市町に対して、国が行う歩行空間ネットワークデータ*実証事業への参加等を促し、バリアフリー情報のオープンデータ化を進める。

※ 歩行空間ネットワークデータ：

歩道の段差や幅等バリアフリー情報をデータ化したもので、移動の負担が少ない観光ルートやニーズに合った避難ルートの選定等、観光や防災といった様々な分野においてICT化を進める手段の1つとして活用が期待されている。

(カ) 道路・歩道のバリアフリー整備

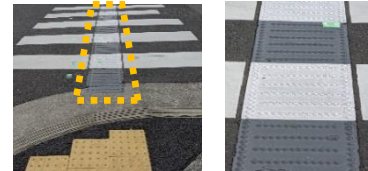
a 既設歩道のバリアフリー化

高齢者や身体障害者のみならず誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を整備するため、移動等円滑化促進法の重点整備地区等を中心に、波打ち歩道の解消や段差解消等による既設歩道のバリアフリー化を推進する。また、特に視覚障害者等の利用の多い横断歩道にはエスコートゾーン※の整備を進めるとともに、信号機に高

齢者や視覚障害者の安全を支援する装置（視覚障害者用付加装置等）の整備を推進する。

※ エスコートゾーン：

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上のため横断歩道上に設置する突起体の列で「横断歩道の点字ブロック」といわれている。



〔エスコートゾーン〕

b バリアフリー化を伴う通学路の交通安全対策等

通学児童の安全を確保するため、市町が学校、警察、道路管理者等と連携して策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路においてバリアフリー化を伴う歩道整備等の交通安全対策を計画的に推進する。

c 通行空間確保のための無電柱化

安全で安心な通行空間の確保等を目的として、「兵庫県無電柱化推進計画」に基づき、令和5年度までに県管理道路約38kmを含む約100kmの無電柱化に着手する。

(2) 移動を支える取組の推進

ア 鉄道駅舎のバリアフリー化

(ア) 鉄道駅舎のエレベーター等設置支援

1日平均乗降客数3千人以上駅のバリアフリー化に目処が立ったことから、次の駅舎のバリアフリー化を支援する。また、早期の事業化に向け、地域の実情を踏まえた多様なバリアフリー化手法の活用を市町、事業者とともに検討する。

【1日平均乗降客数3千人以上駅】

- ・高齢者等の利用時に一般乗降客より著しく長い距離の迂回を要する駅の2経路目

【1日平均乗降客数3千人未満駅】

- ・3千人以上駅と同程度の高齢者、乳幼児連れの利用が見込まれる駅

また、この他の駅舎についても、利用者数のみならず駅の特性や利用実態等を踏まえバリアフリー化への支援を検討するとともに、地域の実情に応じてスロープ等の小規模な改修の活用範囲を拡げられるよう補助対象基準の見直しも検討する。



〔鉄道駅舎エレベーター〕

(イ) 鉄道駅のホームドア設置支援

視覚障害者等の駅ホームからの転落防止等を図るため、引き続き、10 万人以上駅のホームドア設置を優先的に支援する。

10 万人未満駅は、ホームからの転落件数など駅の状況等を勘案し、10 万人以上と同程度に優先的な整備が必要と認められる駅から支援する。



〔鉄道駅ホームドア〕

イ バス・タクシーのバリアフリー化

(ア) ノンステップバス等の導入支援

高齢者等の利用が多い地域の移動を支えるバスのバリアフリー化を推進するため、民営バス事業者に対し、高齢者、障害者等が乗り降りしやすいノンステップバス・リフト付きバス等の導入を支援する。



〔ノンステップバス〕

(イ) 福祉タクシーや子育て支援タクシーの導入

高齢者や子育て世帯が利用しやすい福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）や、子育て支援タクシーの導入を促進するため、一般社団法人兵庫県タクシー協会と連携し、タクシー事業者に対し働きかける。

(ウ) コミュニティバスの運行支援

通勤、通学、買い物、通院等の日常生活を支える生活交通バスを維持確保するため、路線バスが運行していない地域等において、コミュニティバスの運行を支援する。また、地域住民等が運行の主体となり地域の移動ニーズにきめ細かく対応する自主運行バスについては、立ち上げ費用を支援する。

(エ) MaaS^{※1}を活用したデマンド型乗合交通^{※2}の導入支援

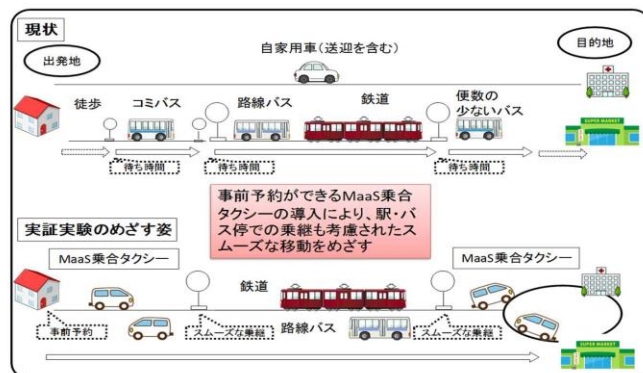
交通不便地域等において、自宅から最寄りのバス停、駅等までの交通手段を確保するため、MaaSのサービスを活用したデマンド型乗合交通の導入に取り組む市町を支援する。

※1 MaaS (Mobility as a Service) :

スムーズな乗継ぎ支援による公共交通の利便性向上を図るため、スマホアプリ等のICTにより、地域住民や旅行者等の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービス。

※2 デマンド型乗合交通 :

定時定路線で運行するバスに対して、区域運行で電話予約等利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。



〔MaaS のイメージ〕

3 ハード整備の取組を補完する心のバリアフリー化の推進

(1) 情報提供の推進

ア わかりやすい情報の提供

誰もが容易に施設のバリアフリー化の情報や公共交通機関の運行情報等が入手できるよう、ピクトグラムや点字を用いた案内板、デジタルサイネージ、音声案内、文字情報などの活用により、わかりやすい情報提供を推進する。



〔デジタルサイネージ〕

イ 条例による施設のバリアフリー情報の公表

条例に基づき、一定規模以上の官公署、病院、百貨店、ホテル等のバリアフリー情報の公表制度を推進する。県有施設をはじめとする兵庫県内にある主要な公共施設・公益的施設のバリアフリー状況の情報等について県のホームページでの提供を推進する。

主な外部 出入口	トイレ	誘導案内	昇降設備

〔施設のバリアフリー情報の公表〕

ウ ユニバーサルツーリズムに資するユニバーサルマップの作成

高齢者、障害者等、誰もが気兼ねなく安心して旅行ができるよう、姫路城や城崎温泉等県内の主要な観光地において、車いす用トイレの有無、エレベーターの有無、道路の通行しやすさ等の施設のバリアフリー情報を掲載したユニバーサルマップを作成し、観光案内所やインターネット等で広く発信する。

エ 「ひょうご防災ネット」による緊急時情報の発信

災害時の緊急事態等における情報のバリアフリー化を促進するために、携帯電話・スマートフォンを利用して緊急情報や防災気象情報、避難情報などの情報発信を実施する。また、より多くの来日外国人向けに12言語（英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、ポルトガル語、ベトナム語、フランス語、ドイツ語、インドネシア語、イタリア語、スペイン語、タイ語）に翻訳された情報等を発信する「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」も併せて運用する。

(2) 人的支援の推進

ア 交通事業者による乗客の移動支援のレベルアップ

単独では移動等が困難な高齢者、障害者等へのきめ細やかな移動支援を行うため、国の「公共交通事業者に向けた接遇※ガイドライン」に基づき、きめ細やかな交通事業者の取組を促す。

また、「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議交通事業者部会」において、利用者支援に関する取組状況を共有し、一定水準を確保する。さらに、交通事業者の移動支援のレベルアップのための研修会を実施するとともにガイドヘルパー養成研修の受講を促していく。

※ 接遇とは、高齢者、障害者等に対し、移動するために必要となる介助、誘導その他の支援を行うことを指す。

イ ユニバーサル整備などに関する県民意識の把握と活用

ユニバーサル整備などに対する県民意識の経年変化を把握するため、計画期間の中間と最終年度に県民意識調査等により県民意識を把握し、評価結果を踏まえ福祉のまちづくり施策の見直しを行う。

ウ 「みんなの声かけ運動」等

(ア) 「みんなの声かけ運動」

誰かがまちなかで困っていたら、みんなが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を推進する。また、企業・地域団体・学校等と「みんなの声かけ運動応援協定」を締結し、みんなの声かけ運動の輪を拡大するとともに企業・地域団体・学校等の実践活動についても充実させる。

(イ) 「ヘルプマーク」の普及

内部障害者、難病患者、妊婦等援助や配慮が必要なことが外見から分かりにくい人の社会参加を応援する「ヘルプマーク」の普及啓発を図ることにより、公共交通機関等での座席の譲り合いなどの県民意識の高揚を図る。



〔ヘルプマーク〕

エ 「兵庫ゆずりあい駐車場」の普及

商業施設、病院等の公益的施設等の駐車施設において、障害者等が利用する「兵庫ゆずりあい駐車場」の表示を行うとともに、利用証を交付して、適正利用を図る。



〔兵庫ゆずりあい駐車場〕

(3) 相互理解の推進

ア 県、市町、関連団体との連携強化

県関係部局、市町関係部局、関連団体との連絡会議等において、基本方針に基づく取組の進捗状況の点検と評価や新規・拡充施策の検討を行うなど連携を強化する。

イ 「ひょうご住まいサポートセンター」による相談

住宅に関し常設の相談窓口を設置し、電話等による相談を実施する。また、住宅のバリアフリー化等に関する技術的アドバイスを行う専門家を現地へ派遣する。

ウ 福祉のまちづくりを普及啓発する研修会等

「ユニバーサル社会づくり推進地区」に関する市町職員向けの研修会や、「福祉のまちづくりアドバイザー」のスキル・アップ研修会等を活用し、福祉のまちづくりの取組についての普及啓発を推進する。

エ 「人間サイズのまちづくり賞」による顕彰

「人間サイズのまちづくり賞」において、ユニバーサルデザインを取り入れた優れた建築物やユニバーサル社会づくりに配慮したまちづくりを行った団体等を顕彰する。

オ 福祉用具や住宅改修の情報発信・相談体制の確保

「福祉のまちづくり研究所」、「西播磨総合リハビリテーションセンター」、「但馬長寿の郷」において、介護や生活を支援する福祉用具や住宅改修の情報を発信するとともに、窓口を設けて高齢者、障害者等からの相談に対応する。

カ 「福祉のまちづくり研究所」による先進的な取組

(ア) 最先端機器等の展示・情報発信

福祉用具展示ホール等を活用し、現場で高い有効性を発揮すると見込まれる介護ロボット等の最先端機器の展示・情報発信など、高齢者や障害者等の自立性を高め、暮らしに役立つ取り組みを推進する。

(イ) 先進的研究等

a 実践的な研究や先進的・国際的な研究

装飾性に優れ、軽量かつ廉価な筋電義手をはじめ、企業との共同研究を含む実践的な研究に加えて先進的・国際的な研究を推進する。

b 認知症の人に対応した調査研究・情報提供

認知症の人に対応した住宅の整備手法に関する調査研究を行うとともに、認知症の人と家族介護者の生活を支援するための情報提供を行い、在宅における介護の質の向上に取り組む。

c 高齢者の健康長寿に関する研究開発

介護予防サービスへの活用が期待できる高齢者の身体動作等を評価するシステムやロボット技術を活用したトレーニング手法の研究開発を行い、高齢者の健康長寿の実現を図る。

(ウ) 企業等への介護ロボット等の開発・導入支援

介護ロボットや高機能福祉機器に関する企業への開発支援を行うとともに、障害者や高齢者の生活環境への導入支援を行い、「本当に役立つものづくり」や「福祉サービスの質の維持・向上」を後押しする。

(エ) 福祉のまちづくりの研究ネットワークの形成

「福祉のまちづくり研究所」等を核に、関連学会等と人的・知的ネットワークの形成を図ることにより、福祉のまちづくりに係る情報を発信する。

3 特定施設の建築等の手続

3 特定施設の建築等の手続

(1) 手続の流れ

ア 特定施設

「特定施設」の大半は、新築、改築、増築又は用途変更の工事に着手する際、建築確認（計画通知を含む）において整備基準への適合が審査・検査されます。

（※建築確認の際、申請関係書類として特定施設整備計画調書を提出してください）

表1 条例の届出が不要となる特定施設の用途と規模及び、届出が必要となる条件

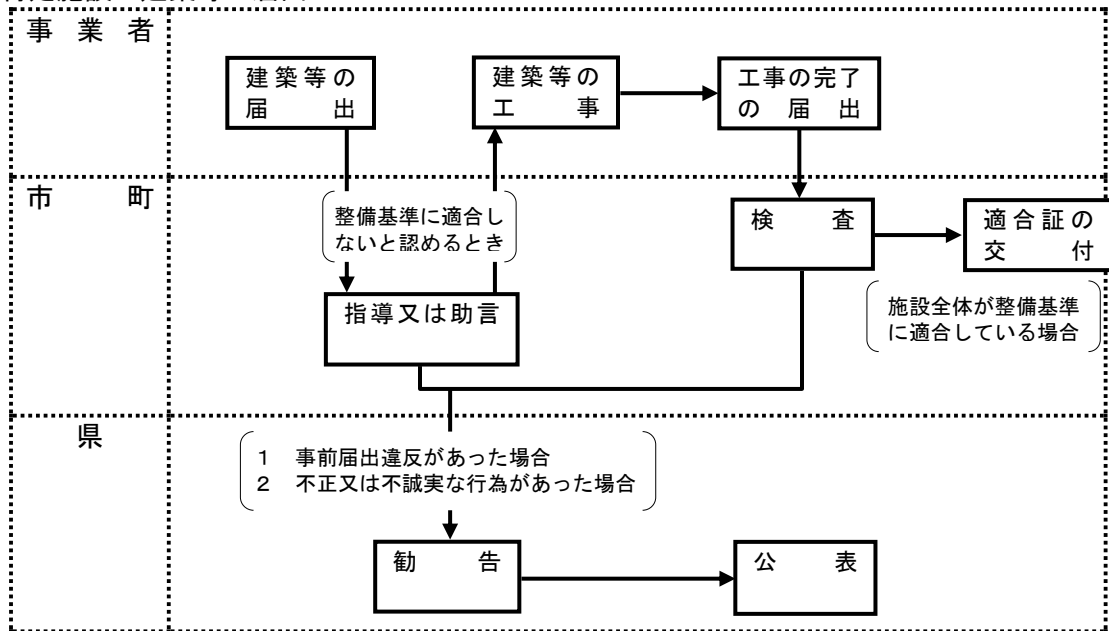
条例の届出に代わり、建築確認で審査される特定施設	新築、改築、増築又は用途変更を行う部分の規模	従来どおり、条例の届出で審査される特定施設
1 学校 2 病院又は診療所 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 4 集会場又は公会堂 5 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 8 体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設 9 博物館、美術館又は図書館 10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 11 自動車教習所 12 公共の交通機関の施設（車両の停車場、船舶・航空機の発着場等） 13 公衆便所 14 公共用歩廊	全ての規模	(1) 条例のみで審査対象となる整備箇所を有する特定施設（当該整備箇所のみ条例で審査、その他の整備箇所は建築確認で審査） ・ 左記 3, 4 の劇場等で固定観覧席を設けるもの ・ 左記 12 の公共の交通機関の施設（車両の停車場、船舶・航空機の発着場等）で乗降場、改札口等を設けるもの (2) 条例のみで審査対象となる特定施設 ・ 地下街等 ・ 公共の交通機関の施設（鉄道駅舎等） (3) 左記 15 から 26 の特定施設で、左記の規模未満の増築又は用途変更を行うもの (4) 移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行う特定施設 (5) 建築確認申請が不要な特定施設（都市計画区域外の施設等）
15 展示場 16 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 17 ホテル又は旅館 18 遊技場 19 公衆浴場 20 飲食店 21 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗 22 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 23 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 100 ㎡以上の規模	※小規模購買施設等の施設、21 戸以上の共同住宅の住戸専用部分は従来どおり届出が必要
24 路外駐車場等	自動車の停留又は駐車のために供する部分の床面積の合計 500 ㎡以上の規模	
25 共同住宅・寄宿舍	床面積の合計 2,000 ㎡以上又は共同住宅 21 戸、寄宿舍 51 室以上の規模	
26 工場・事務所（床面積 3,000 ㎡以上のもの）	床面積の合計 2,000 ㎡以上の規模	

届出が必要となる場合とその手続

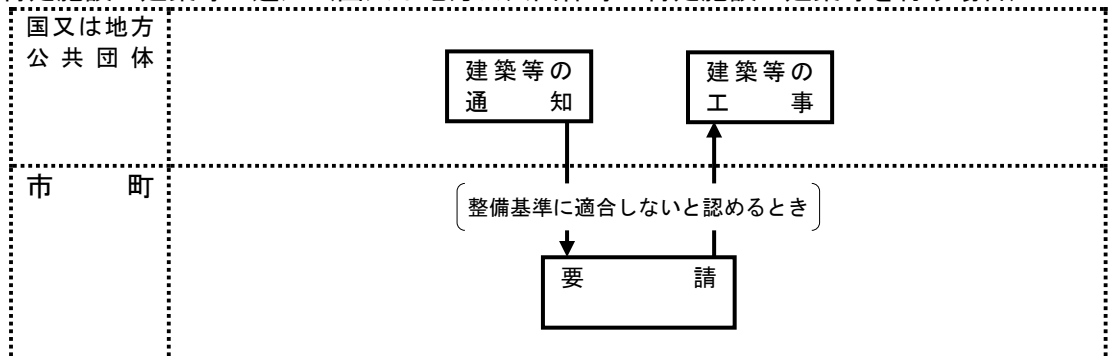
表1の「条例の届出で審査される特定施設」に挙げられる施設については、下記の届出が必要となります。

① 公共施設、公共の交通機関の施設を除く特定施設の建築等※

特定施設の建築等の届出



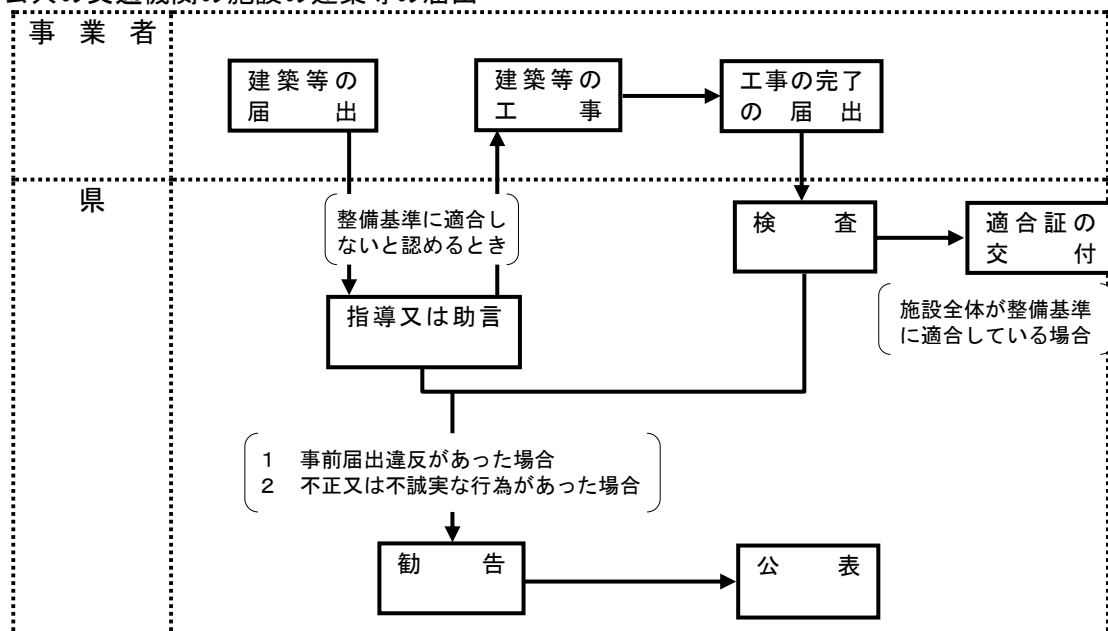
特定施設の建築等の通知（国又は地方公共団体等が特定施設の建築等を行う場合）



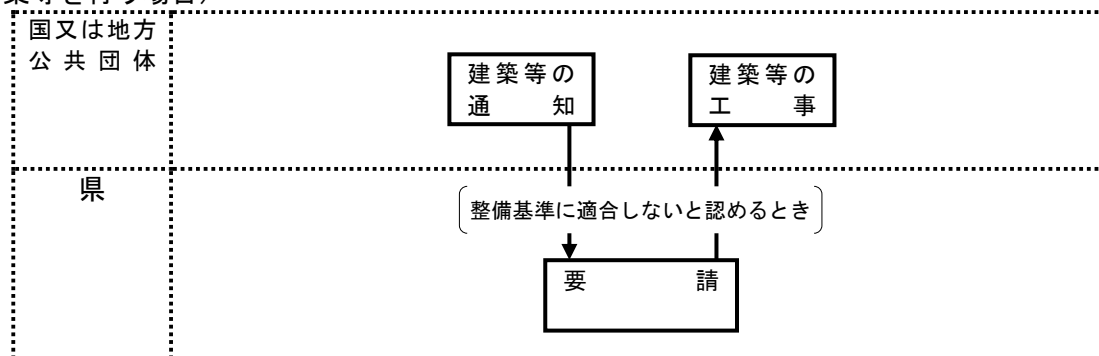
※ 公益的施設若しくは共同住宅等の施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更（用途を変更して、公益的施設又は共同住宅等の施設とする場合を含む。）又は公共施設の新設若しくは改築等

② 公共の交通機関の施設

公共の交通機関の施設の建築等の届出

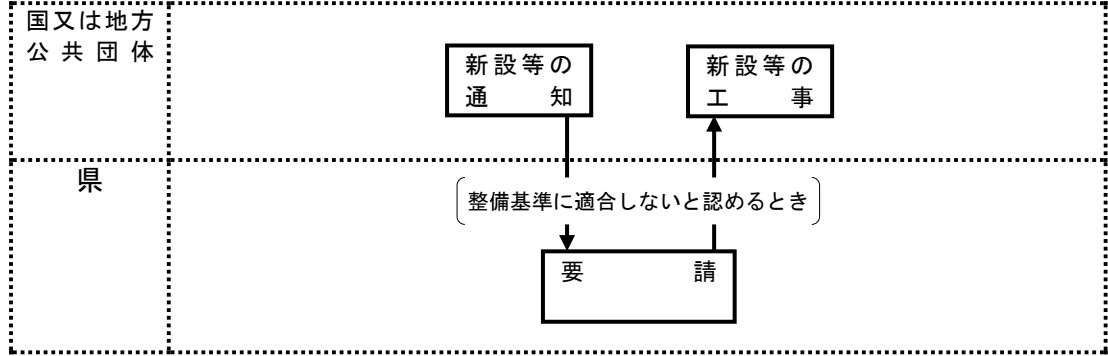


公共の交通機関の施設の建築等の通知（国又は地方公共団体等が公共の交通機関の施設の建築等を行う場合）



③ 公共施設（道路、公園、広場等）

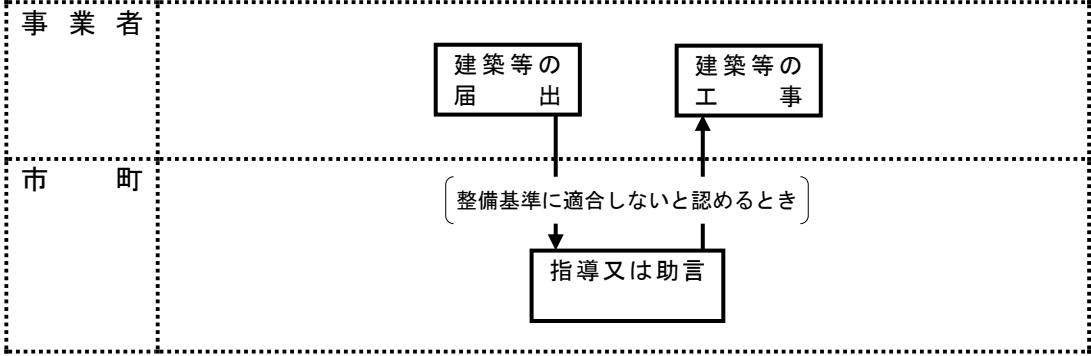
公共施設の新設等の通知（国又は地方公共団体等が公共施設の新設等を行う場合）



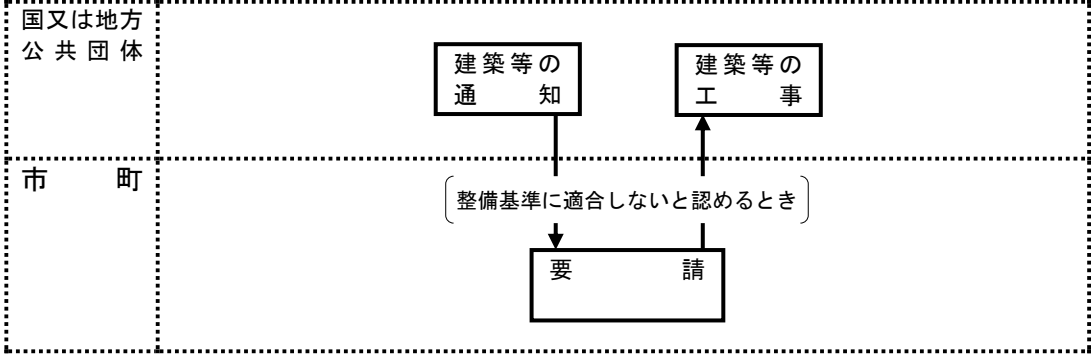
イ 小規模購買施設等の施設及び、21 戸以上の共同住宅の住戸専用部分

小規模購買施設等の施設及び、21 戸以上の共同住宅の住戸専用部分において、新築、改築、増築又は用途変更の工事を行う場合には、下記の届出が必要です。
※共同住宅の共用部分は、「特定施設」に含まれますので、前項をご覧ください。

小規模購買施設等の施設及び、21 戸以上の共同住宅の住戸専用部分の建築等の届出



**小規模購買施設等の施設及び、21 戸以上の共同住宅の住戸専用部分の建築等の通知
(国又は地方公共団体等が小規模購買施設等の施設の建築等を行う場合)**



(2) 手続に必要な図書

ア 建築確認（計画通知含む）に添付する図書（建築確認で審査される事項がある場合）

建築等を行う施設の種別	添付図書（右表図書番号参照）	
	建築確認申請時	完了検査申請時
1 特定施設（2，3除く）	① (②)	
2 劇場等（1,000 m ² 以上）※	①	
3 公共の交通機関の施設（停車場等）※	③	

※建築確認で審査される場合であっても、特定施設の建築等の届出が必要

イ 条例の届出に要する図書

建築等を行う施設の種別	提出図書（右表図書番号参照）				
	着工前			その他	完了時
	様式	計画調書	図面		
1 特定施設（2，3，公共施設除く）	①	① (②)	(A) (B)	(H)	③
2 公共の交通機関の施設（停車場等）	①	③	(A) (B)	(H)	③
3 公共の交通機関の施設（鉄道の駅、軌道の停留所）	①	④	(A) (B)	(H)	③
4 路外駐車場等	②	— *	(A) (C)	(H)	④
5 小規模購買施設等の施設	⑨	⑥	(A)	(H)	—
6 共同住宅（専用部分）	⑪	⑦	— *	(H)	—

* 計画の内容が分かるよう、必要に応じて計画調書又は図面を添付すること

ウ 条例の通知に要する図書

建築等（新設等）を行う国等の施設の種別	提出図書（右表図書番号参照）			
	様式	計画調書	図面	その他
1 特定施設（2，3，5除く）	⑤	① (②)	(A) (B)	(H)
2 公共の交通機関の施設（停車場等）	⑤	③	(A) (B)	(H)
3 公共の交通機関の施設（鉄道の駅、軌道の停留所）	⑤	④	(A) (B)	(H)
4 路外駐車場等	⑥	— *	(A) (C)	(H)
5 公共施設（道路）	⑦	⑤	—	(H)
6 小規模購買施設等の施設	⑩	⑥	(A)	(H)
7 共同住宅（専用部分）	⑫	⑦	— *	(H)

* 計画の内容が分かるよう、必要に応じて計画調書又は図面を添付すること

と

エ その他の申請に要する図書

申請の種別	提出図書（右表図書番号参照）			
	様式	計画調書	図面	その他
1 建築物移動等円滑化基準緩和認定申請	⑧	① (②)or③	— *	(D) (H)
2 福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請	⑬	—	(A)	(E) (F) (H)
3 県民参加型特定施設認定申請	⑭	—	(A)	(G)

* 計画の内容が分かるよう、必要に応じて図面を添付すること

<図書一覧>

図書番号			図書の種類	内容等
所 定 様 式	規 則 に 定 め る 様 式	①	様式第1号	特定施設建築等（変更）届／正・副
		②	様式第2号	路外駐車場等建築等（変更）届／正・副
		③	様式第4号	特定施設工事完了届
		④	様式第5号	路外駐車場等工事完了届
		⑤	様式第7号	公益的施設建築等通知書
		⑥	様式第8号	路外駐車場等建築等通知書
		⑦	様式第9号	公共施設新設等通知書
		⑧	様式第10号	建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書
		⑨	様式第10号の2	小規模購買施設等建築等（変更）届
		⑩	様式第10号の4	小規模購買施設等建築等通知書
		⑪	様式第11号	共同住宅建築等（変更）届／正・副
		⑫	様式第13号	共同住宅建築等通知書
		⑬	様式第14号	福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書
		⑭	様式第15号	県民参加型特定施設認定申請書
	計 画 調 書	❶	調書1－1	特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書
		❷	調書1－2	特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書（1,000㎡未満）
		❸	調書3－1	特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書（停車場等）
		❹	調書3－2	特定施設整備計画調書（鉄道の駅、軌道の停留所）
		❺	調書4	公共施設整備計画調書
		❻	調書5	小規模購買施設等整備計画調書
		❼	調書6	共同住宅整備計画調書（専用部分）
図面	A	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示	
		配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示	
		各階の平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示	
	B	敷地の断面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示	
		建築物の立面図（2面以上）	縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口の位置を明示	
		建築物の断面図（2面以上）	縮尺及び床の高さを明示	
	C	駐車場の平面図	車椅子利用者利用駐車施設を明示	
その他	D	建築確認申請書の写し		
	E	特定施設の運営の状況又は計画を記載した調書		
	F	工事工程表（特定施設の整備を計画している場合のみ）		
	G	県民の参画と協働による特定施設の整備及び運営の状況に関する図書		
	H	知事が必要と認める図書（委任状、詳細図等）		

(3) 計画調書の記載方法

ア 計画調書とは

計画調書は、建築物が条例で定められた整備基準を満たしているか否かを、設備箇所毎に確認するためのチェックシートです。調書は、建築物の用途によって表(1)のように分かれており、建築物の用途に応じた調書を使用します。

<用途別計画調書一覧>

公益的施設 共同住宅等の施設	公共の交通機関の施設 以外の施設	調書 1-1	特定施設整備(特別特定建築物建築) 計画調書
		調書 1-2	特定施設整備(特別特定建築物建築) 計画調書(1,000平方メートル未満)
	公共の交通機関の施設	調書 3-1	特定施設整備(特別特定建築物建築) 計画調書(停車場等)
		調書 3-2	特定施設整備計画調書(鉄道の駅、軌 道の停留場)
公共施設	道路	調書 4-1	公共施設整備計画調書(道路)
	公園等	調書 4-2	公共施設整備計画調書(公園等)
小規模購買施設等の施設		調書 5	小規模購買施設等整備計画調書
共同住宅(専用部分)		調書 6	共同住宅整備計画調書(専用部分)

イ 計画調書の作成手順

計画調書の作成には、大きく分けて下記の3つのステップがあり、建築物の用途に応じた調書に対し、記載を行っていきます。

ステップ1 建築物の規模に応じた整備項目を整備基準適用表で確認する

ステップ2 計画調書にステップ1で確認した整備の要否を書き込む

ステップ3 整備が必要な項目について、建築物が整備基準を満たしているか否かを書き込む

※整備基準適用表 凡例の見方

●	全ての規模
●1	床面積の合計 100 ㎡以上の規模
●5	床面積の合計 500 ㎡以上の規模
●20A	床面積の合計 2000 ㎡以上又は戸数の合計 21 戸以上の規模
●20B	床面積の合計 2000 ㎡以上又は室数の合計 51 室以上の規模
●30	床面積の合計 3000 ㎡以上の規模
⑤	床面積の合計 50 ㎡以上の規模
10	床面積の合計 1000 ㎡以上の規模
20	床面積の合計 2000 ㎡以上の規模
50	床面積の合計 5000 ㎡以上の規模
100	床面積の合計 10000 ㎡以上の規模
A	戸数の合計 21 戸以上の規模
B	室数の合計 51 室以上の規模
C	主として高齢者又は障害者が利用するものに限る
D	客室の総数 50 室以上の規模
※	固定式カウンター、公衆電話台を設置する場合に適用

例 「20」→床面積の合計 2000 ㎡以上の規模である建築物が適用対象

「10 かつ ●20A」→床面積の合計が 2000 ㎡以上の規模である建築物及び、床面積の合計が 1000 ㎡以上で戸数の合計が 21 戸以上の規模である建築物が適用対象

① 整備基準適用表より建築物の用途に該当する項目を探す

3	14	15	16
	展示場	物販店舗	ホテル等
し地 下		品百 販貨	ホニ

(適用表特定施設整備基準)

適用対象

適用対象外

設置する場合は
適用対象

＜ステップ2 計画調書にステップ1で確認した整備の要否を書きこむ＞

特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書（調書1-1）に整備の要否を書き込んでいく。

調書1-1		特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書		全規模用	
建築物の所在地					
建築物の用途		床面積		㎡	
インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務（条例第24条の2関係）の適用 ※ 4ページ目を参考に右欄の該当する□にチェックしてください。				□公表義務あり □公表義務なし	
チェック欄		《 特 定 施 設 整 備 基 準 》			
適用欄		①『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」の□をチェックしてください。 「★」は条例独自基準のため、建築確認での審査対象外です。「★」がある「□」にチェックが入る場合は、 条例の届出を行ってください。 ②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において□をチェックしてください。 ③《特定施設整備基準》欄の該当する□にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ④1(1)高齢者等利用経路、9(3)及び14の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。			
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路				
	□ □ □ ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含み、劇場等の場合は当該居室内の車椅子使用者利用区画）までの経路のうち1以上			
	□ □ □ イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上			
	□ □ □ ウ	高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便所までの経路のうち1以上			
(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段	□ □ □	車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上			
	□ □ □	公共用歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路のうち1以上			
	□ □ □	幅≧80cm			
	□ □ □				
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口				
	□ □ □	出入口前後の点状ブロック等			
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口				
	□ □ □	幅≧80cm			

＜ステップ3 整備が必要な項目について、建築物が整備基準を満たしているか否かをチェックする＞
申請時に提出する図面を元に、ステップ2でチェックした項目について整備基準を満たしているか確認する。

チェック欄		《 特 定 施 設 整 備 基 準 》	
適用欄		①適用される整備基準を満たしている場合はチェック ②整備基準の中にチェック欄がある項目は該当するものにチェック	
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路		
	✓ □ □ ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含み、劇場等の場合は当該居室内の車椅子使用者利用区画）までの経路のうち1以上	
	□ □ □ イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上	
	✓ □ □ ウ	高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便所までの経路のうち1以上	
(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段	□ □ □	車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上	
	□ □ □	公共用歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路のうち1以上	
	✓ □ □	幅≧80cm	
	✓ □ □		
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口		
	□ □ □	出入口前後の点状ブロック等	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口		
	□ □ □	幅≧80cm	

ウ 建築確認時の関係図書への添付

届出・申請時に作成した計画調書は、建築確認及び条例の届出・通知の際に、関係図書として2部提出します。なお、この調書には工事完了時のチェック欄もあり、整備箇所最終確認としての活用を推奨しています（完了検査の関係図書としての添付は不要です）。

(4) 整備基準適用表・計画調査

■ 特 定 施 設 整 備 基 準 適 用 表 ■

全規模用

凡例：特定施設整備基準を適用する規模等			
規則別表第1、第2に掲げる「基準規模」		規則別表第3第1による規模等	
●	全ての規模	⑤	床面積の合計50㎡以上の規模
●1	床面積の合計100㎡以上の規模	10	床面積の合計100㎡以上の規模
●5	床面積の合計500㎡以上の規模	20	床面積の合計2000㎡以上の規模
●20A	床面積の合計2000㎡以上又は戸数の合計21戸以上の規模	50	床面積の合計5000㎡以上の規模
●20B	床面積の合計2000㎡以上又は室数の合計51室以上の規模	100	床面積の合計10000㎡以上の規模
●30	床面積の合計3000㎡以上の規模	※	固定式カウンター、公衆電話台を設置する場合に適用

特 定 施 設 整 備 基 準（規則別表第3第1）			
1 高齢者等 利用経路	(1)	高齢者等利用経路	ア ・高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舍の集客室等含む）、劇場等の車椅子使用者利用区画 イ ・共同住宅の住戸、寄宿舍の寝室 カ ・車椅子使用者利用便所・車椅子使用者利用駐車施設・公共用歩廊
		高齢者等利用経路上の段又は階段	・段又は階段を設けない・傾斜路、EV、その他の昇降機の併設 ・階と階との間の上下移動に係る部分への傾斜路、EV、その他の昇降機の併設
		視覚障害者等が利用する主たる外部出入口	・点状ブロック等
2 出入口	(2)	高齢者等利用経路を構成する外部出入口	ア～ウ ・幅≧80cm・戸の構造等 エ ・戸の前後に高低差なし
		高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口除く）	ア～エ ・幅≧80cm・戸の構造等・戸の前後に高低差なし
		高齢者等が利用する廊下等	ア ・滑りにくい仕上げ イ ・握りやすい高さの手すり ウ ・階段又は傾斜路の点状ブロック等
3 廊下等	(2)	高齢者等利用経路を構成する廊下等	ア～ウ ・幅≧120cm・転回場所≧50m・戸の構造等
		授乳所	・授乳所、授乳室
		固定式の記載用カウンター又は公衆電話台	・記載用カウンター ・公衆電話台
4 階段	高齢者等が利用する階段	(1)②	・滑りにくい仕上げ・片側に握りやすい高さの手すり
		(3)	・両側に握りやすい高さの手すり
		(4)～(9)	・段を容易に識別できる措置・段鼻のつまみき防止・蹴込み板及び滑り止め ・側板又は立ち上がり・回り階段・階段踊場の点状ブロック等
5 傾斜路	(1)	高齢者等が利用する傾斜路	ア～イ ・滑りにくい仕上げ・握りやすい高さの手すり・傾斜路を容易に識別できる措置 ・側板又は立ち上がり・傾斜路踊場の点状ブロック等
		高齢者等利用経路を構成する傾斜路	ア ・階段に代わる傾斜路の幅、階段と併設する傾斜路の幅≧90cm ウ ・勾配≦1/12・高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場
		高齢者等利用経路（共同住宅・寄宿舍の集客室等までの経路を含む）を構成するEV及びその乗降ロビー	・EVの停止階・かこの構造、寸法等・かこの装置・かご内及び乗降ロビーの装置 ・乗降ロビー寸法、装置・視覚障害者等が利用するEV及びその乗降ロビーの装置
6 エレベーターその他の昇降機	(2)	共同住宅のEV	ア～ウ ・高齢者等利用経路との連結・かこの幅及び奥行き・(1)ア、イ、オ～ス
		かこの幅≧100cm、奥行≧110cmのEV（(1)②のEVを設ける場合を除く）	(1)ア、イ、オ～ス
		高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機	ア ・告示規定の特殊構造昇降機・昇降路出入口部分の水平面
7 便所	(1)	高齢者等が利用する便所の設置数	・高齢者等が利用する階の数に相当する数以上設置
		高齢者等が利用する便所	ア ・出入口（・傾斜路の幅及び勾配・出入口の幅・戸の構造等） イ ・滑りにくい仕上げ ウ ・洗面所（・洗面器の高さ、手すり、水洗器具） エ ・男子用小便器（形式、手すり）
		車椅子使用者利用便所（(1)の便所を設けた階に1以上）	ア～ウ ・出入口の幅・戸の構造・腰掛便座、手すり等の配置・便器の洗浄装置 ・車椅子使用者が円滑利用できる空間・JIS適合図の標識（便所） ・独立便所（非常ボタン、洗面所の基準）・JIS適合図の標識（便所）
8 ホテル又は旅館の客室	(1)	車椅子使用者利用客室	ア～イ ・出入口から便所及び浴室等までの経路・出入口からベッドまでの経路 ・車椅子を転回することができる空間 ・便所（出入口の基準、洗面所の基準、便所の基準、滑りにくい仕上げ、非常ボタン） ・浴室等（出入口の基準、車椅子使用者が円滑利用できる空間、滑りにくい仕上げ、非常ボタン、手すり等の配置、浴槽の縁の高さ）
		客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室	・客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置
		一般客室までの経路	ア ・道等から一般客室まで（段又は階段を設けない、傾斜路、EV、その他の昇降機の併設） ・車椅子使用者利用駐車施設から一般客室まで（段又は階段を設けない、傾斜路、EV、その他の昇降機の併設）
9 敷地内の通路	(1)	一般客室	ア～キ ・出入口の幅・段又は階段を設けない ・出入口から便所及び浴室等までの経路・出入口からベッドまでの経路 ・車椅子を転回することができる空間 ・便所（出入口の幅、便器及び洗面所に車椅子で近づくことができる空間、滑りにくい仕上げ） ・浴室等（出入口の幅、浴槽に車椅子で近づくことができる空間、滑りにくい仕上げ、手すり）
		高齢者等が利用する敷地内の通路	ア～ウ ・滑りにくい仕上げ・段がある部分の基準・傾斜路の基準
		高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路	ア～ウ ・通路の幅・転回場所・戸の構造等・傾斜路の基準・排水溝の基準
10 駐車場	(1)	視覚障害者等が利用する敷地内の通路	ア～ウ ・視覚障害者利用経路・線状ブロック等及び点状ブロック等・音声等の誘導設備
		高齢者等が利用する駐車場を設ける場合の車椅子使用者利用駐車施設	ア～エ ・幅≧350cm・高齢者等利用経路の短縮・JIS適合図の表示・案内板
		高齢者等が利用する駐車場台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子使用者利用駐車施設	・幅≧350cm・高齢者等利用経路の短縮・JIS適合図の表示・案内板
11 浴室等	(2)	高齢者等が利用する浴室	・出入口（幅≧80cm、戸の構造、衝突防止、高低差） ・浴室内（滑りにくい仕上げ、浴槽等の配置、浴槽の縁の高さ）
		シャワー用区画（出入口の幅≧80cm、手すり、固定式腰掛台の高さ）	・シャワー用区画（出入口の幅≧80cm、手すり、固定式腰掛台の高さ）
		高齢者等が利用するシャワー室	・更衣用区画（出入口の幅≧80cm）・滑りにくい仕上げ
12 標識	(1)	階段、EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の標識	・階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図により表示
		案内板その他の設備	・階段、EV等、便所、駐車施設の配置をJIS適合図により表示
		視覚障害者に示すための設備	・階段、EV等、便所、駐車施設の配置を点字・文字等の浮き彫り・音による案内等
13 案内設備	(1)	案内板その他の設備	・1以上を視覚障害者利用経路
		視覚障害者等が利用する敷地内の通路	・寸法・床を平らに
		車椅子使用者が円滑に利用できる区画	・難聴者の聴力を補うための設備

規則別表第1																							規則別表第2		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	1	2	3
学校	病院等	劇場等	官公署	老人ホーム	運動施設	博物館等	銀行等	教習所	自動車	公共歩廊	公共歩廊	地下街等	展示場	物販店舗	ホテル等	遊技場	公衆浴場	飲食店	理髪店等	グロリアニ等	学習塾等	等路外駐車場	共同住宅	寄宿舍	事務所等
(特別支援学校を含む)	病院又は診療所	劇場、集会場又は公会堂	劇場、集会場又は公会堂	老人ホーム、老人福祉センター、児童福祉施設、その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	博物館、美術館又は図書館	銀行、質屋その他これらに類するもの	教習所	自動車	公共歩廊	公共歩廊	地下街等	展示場	物販店舗	ホテル又は旅館	遊技場	公衆浴場	飲食店	理髪店等	グロリアニ等	学習塾等	等路外駐車場	共同住宅	寄宿舍	事務所等
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●20A	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●20B	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

■ 特定施設整備基準適用表 ■
【官公署、公衆便所、ホテル等、路外駐車場等を除く】

1000㎡未満用

凡例：特定施設整備基準を適用する規模等			
規則別表第1、第2に掲げる「基準規模」		規則別表第3第1による規模等	
●	全ての規模	A	戸数の合計21戸以上の規模
●1	床面積の合計100㎡以上の規模	B	室数の合計51室以上の規模
		C	主として高齢者又は障害者が利用するものに限る
		※	固定式カウンター、公衆電話台を設置する場合に適用

特 定 施 設 整 備 基 準 （ 規 則 別 表 第 3 第 1 ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

調書1-1

特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書

（規則第7条第2項第7号（第12条の5第2項第2号）関係）

全規模用

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	m ²
インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務（条例第24条の2関係）の適用 ※ 4ページ目を参考に右欄の該当する□にチェックしてください。			□公表義務あり □公表義務なし

	チェック欄			《 特 定 施 設 整 備 基 準 》	
	適用欄	届出・申請時	完了時		
1 高齢者等利用経路	①『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」の□をチェックしてください。 「★」は条例独自基準のため、建築確認での審査対象外です。「★」がある「□」にチェックが入る場合は、条例の届出を行ってください。				
	②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において□をチェックしてください。				
	③《特定施設整備基準》欄の該当する□にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。				
	④ 1(1)高齢者等利用経路、9(3)及び14の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。				
	(1) 高齢者等利用経路				
	□	□	□	ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舍の集会室等を含み、劇場等の場合は当該居室内の車椅子使用者利用区画）までの経路のうち1以上
	□	□	□	イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舍の寝室までの経路のうち1以上
	□	□	□	ウ	高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便房までの経路のうち1以上
	□	□	□	エ	車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	□	□	□	オ	公共用歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路の全て
(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段					
□	□	□	段又は階段を設けない		
□	□	□	段又は階段への（□傾斜路 □EV □その他の昇降機）の併設		
□	□	□	階と階との間の上下の移動に係る部分への（□傾斜路 □EV □その他の昇降機）の併設		
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口				
	□	□	□	出入口前後の点状ブロック等	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口				
	□	□	□	ア	幅≧80cm
	□	□	□	イ	戸を設ける場合 戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）
	□	□	□	ウ	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
	□	□	□	エ	戸の前後に高低差なし
	(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く）				
	□	□	□	ア	幅≧80cm
	□	□	□	イ	戸を設ける場合 戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）
□	□	□	ウ	戸の全面が透明な場合 衝突防止措置	
□	□	□	エ	戸の前後に高低差なし	
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等				
	□	□	□	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	□	□	□	イ	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	□	□	□	ウ	視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等				
	□	□	□	ア	幅≧120cm
	□	□	□	イ	車椅子の転回に支障がない場所の設置距離≧50m
	□	□	□	ウ	戸を設ける場合 戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）
	□	□	□	エ	戸の前後に高低差なし
	(3) 授乳所				
□	□	□	□	壁、固定式のついたて等により外部から見通せない授乳所 □授乳室	
(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台					
□	□	□	記載用カウンター	70cm≦カウンターの高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm	
□	□	□	公衆電話台	70cm≦公衆電話台の高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm	

5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路							
	□	□	□	ア 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
		□	□	イ 勾配>1/20又は高さ>16cmの場合 握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）				
		□	□	ウ 傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置				
		□	□	エ 勾配>1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm				
		□	□	オ 視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等				
	(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路							
	□	□	□	階段に代わる傾斜路の幅≧120cm、階段と併設する傾斜路の幅≧90cm				
		□	□	イ 勾配≦1/12（高低差≦16cmの場合 勾配≦1/8）				
		□	□	ウ 傾斜路の高低差>75cmの場合 高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場				
6 エレベーター その他の昇降機	(1) 高齢者等利用経路（共同住宅・寄宿舎の集会室等までの経路を含む）を構成するEV及びその乗降ロビー							
	□	□	□	□	ア EVの停止階	高齢者等利用居室の存する階、車椅子利用者利用便所の存する階、車椅子利用者利用駐車施設の存する階、地上階		
			□	□	イ	かごの構造・寸法等	出入口幅≧80cm	
			□	□	ウ		幅≧140cm、奥行き≧135cm	
			□	□	エ		車椅子の転回に支障がない構造	
			□	□	オ		左右両面の側板に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり	
		□	□	カ	戸の開閉状態を確認できる鏡			
		□	□	キ	かごの装置	停止予定階及び現在位置を表示する装置		
		□	□	ク		文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置		
		□	□	ケ		点灯等により押したことが確認できる非常ボタン		
		□	□	コ		利用者を感知し、自動的に戸の開鎖を制止する装置		
		□	□	サ	かご内及び乗降ロビーの装置	車椅子使用者が利用しやすい高さ（標準：80cm～110cm）の制御装置		
		□	□	シ	乗降ロビーの寸法・装置	高低差なし、幅及び奥行≧150cm		
		□	□	ス		到着するかごの昇降方向を表示する装置		
		□	□	セ	視覚障害者等が利用するEV及びその乗降ロビーの装置	(7) かご内	到着する階及び戸の開閉を音声で知らせる装置	
		□	□			(4) かご内及び乗降ロビー	点字・音声案内等で操作できる制御装置	
	□	□	(9) かご内又は乗降ロビー			到着するかごの昇降方向を音声で知らせる装置		
	(2) 共同住宅のEV（地上階又はその直上階・直下階のみに住戸を設ける場合を除く）							
	□	□	□	ア	高齢者等利用経路との連結			
		□	□	イ	かごの幅≧100cm、奥行≧110cm			
		□	□	ウ	(1)ア、イ、オ～ス			
	(3) かごの幅≧100cm かつ 奥行≧110cmのEV（(1)又は(2)のEVを設ける場合を除く）							
	□	□	□	(1)ア、イ、オ～ス				
	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機							
	□	□	□	ア	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造			
		□	□	イ	昇降路の出入口に接する部分の水平面			
	7 便所 （(1)はすべて。(2)～(6)は男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。）	(1) 高齢者等が利用する便所の設置数						
□		□	□	高齢者等が利用する階（次のア又はイ掲げる階を除く）の階数に相当する数以上				
				①階の総数		※不特定多数が利用する施設における従業員専用階など		
				②高齢者等が利用する階以外の階の数				
				③アに該当する階の数				
				④イに該当する階の数				
				必要設置数 ①-(②+③+④)		≧必要設置数		
				設置数				
□		□	ア	地上階であって、高齢者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの				
□		□	イ	高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階				
(2) 高齢者等が利用する便所								
□		□	□	1以上の出入口	(7) 床面に高低差がある場合の傾斜路	幅≧90cm 勾配≦1/12（高さ≦16cmの場合 勾配≦1/8）		
					(4) 戸を設ける場合	幅≧80cm	戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】） 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし	
						□		
						□		
						□		
□		□	イ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上								
□		□	□	ア	洗面所	(7) 70cm≦洗面器の高さ≦80cm (4) 洗面器の周囲の手すり (9) 水洗器具（□レバー式 □光感知式 □その他【 】）		
					男子用小便器	小便器（□床置き式 □壁掛け式 □その他【 】）		
	周囲の手すり							

(4) 車椅子使用者利用便所																										
☐	☐	☐	(1)により高齢者等が利用する便所を設置した階の数又は面積に応じて算出する必要数以上の車椅子使用者利用便所 <table border="1"> <tr> <td>小規模階 (1,000㎡未満)</td> <td>床面積 合計(㎡)</td> <td>$\times 1/1,000 =$ ① </td> <td>※1未満の端数切捨て</td> </tr> <tr> <td>一般階 (1,000～1万㎡)</td> <td rowspan="2">階の数</td> <td> ② </td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模階 (1万㎡超～4万㎡)</td> <td>$\times 2 =$ ③ </td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模階 (4万㎡超～)</td> <td>必要 設置数</td> <td> ④ </td> <td>※大規模階(4万㎡超～)ごとの 当該階の床面積$\times 1/20,000$(1未満の端数切捨て)の合計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">必要設置数(①+②+③+④)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置数</td> <td colspan="2">$\geq$ 必要設置数</td> </tr> </table>	小規模階 (1,000㎡未満)	床面積 合計(㎡)	$\times 1/1,000 =$ ①	※1未満の端数切捨て	一般階 (1,000～1万㎡)	階の数	②		大規模階 (1万㎡超～4万㎡)	$\times 2 =$ ③		大規模階 (4万㎡超～)	必要 設置数	④	※大規模階(4万㎡超～)ごとの 当該階の床面積 $\times 1/20,000$ (1未満の端数切捨て)の合計	必要設置数(①+②+③+④)				設置数		$\geq$ 必要設置数	
			小規模階 (1,000㎡未満)	床面積 合計(㎡)	$\times 1/1,000 =$ ①	※1未満の端数切捨て																				
			一般階 (1,000～1万㎡)	階の数	②																					
			大規模階 (1万㎡超～4万㎡)		$\times 2 =$ ③																					
			大規模階 (4万㎡超～)	必要 設置数	④	※大規模階(4万㎡超～)ごとの 当該階の床面積 $\times 1/20,000$ (1未満の端数切捨て)の合計																				
必要設置数(①+②+③+④)																										
設置数		$\geq$ 必要設置数																								
☐	☐	☐	ア 出入口の幅 ≥ 85 cm																							
☐	☐	☐	イ 戸の構造(☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】)																							
☐	☐	☐	ウ 腰掛便座、手すり等の適切な配置																							
☐	☐	☐	エ 便器の洗浄装置(☐ 光感知式 ☐ 押ボタン式 ☐ その他【 】)																							
☐	☐	☐	オ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間																							
☐	☐	☐	カ 便所の出入口付近に車椅子使用者利用便所である旨をJIS適合図により表示する標識																							
☐	☐	キ	独立 便所 の 点灯等により押したことの確認ができる非常ボタン																							
☐	☐		洗面 70cm $\leq$ 洗面器の高さ ≤ 80 cm																							
☐	☐		洗面 洗面器の周囲の手すり																							
☐	☐		水洗器具(☐ レバー式 ☐ 光感知式 ☐ その他【 】)																							
☐	☐	☐	ク 便所の出入口付近に車椅子使用者利用便所を設けた便所である旨をJIS適合図により表示する標識																							
(5) 車椅子使用者利用便所(全階が小規模階かつ小規模階の合計が1,000㎡未満の場合)																										
☐	☐	☐	施設に1以上の車椅子使用者利用便所の設置																							
(6) 車椅子使用者利用便所(1,000㎡以上2,000㎡未満の施設)																										
☐	☐	☐	施設に1以上の車椅子使用者利用便所の設置																							
(7) 腰掛式便所(4)の便所を設ける場合を除く)																										
☐	☐	☐	戸の構造(☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】)																							
☐	☐	☐	腰掛便座、手すり等の適切な配置																							
☐	☐	☐	便器の洗浄装置(☐ 光感知式 ☐ 押ボタン式 ☐ その他【 】)																							
(8) オストメイトが円滑に利用できる便所(1以上)																										
☐	☐	☐	ア オストメイトが円滑に利用できる構造の水洗器具																							
(9) オストメイトが円滑に利用できる便所(8)の規定による便所+1以上)																										
☐	☐	☐	オストメイトが円滑に利用できる構造の水洗器具を設ける便所の設置数(①+② ≥ 2 かつ② ≥ 1)																							
			①(8)の規定による便所の個数																							
			②下記に掲げる基準に適合する便所の個数	≥ 1																						
			オストメイト対応設備合計(①+②)	≥ 2																						
			☐	☐	フラッシュバルブ式汚物流し																					
			☐	☐	温水シャワー																					
			☐	☐	腹部を映すための鏡																					
			☐	☐	補装具を置くための棚又は台																					
☐	☐	☐	衣服を掛けるための設備																							
☐	☐	☐	便所の出入口付近にオストメイトが円滑に利用できる便所である旨を表示する標識																							
☐	☐	☐	便所の出入口付近にオストメイトが円滑に利用できる便所を設けた便所である旨を表示する標識																							
(10) 乳幼児用設備を備えた便所・便所																										
☐	☐	☐	ベビーチェアを設けた便所を定める数以上設置																							
			必要設置数																							
			設置数	$\geq$ 必要設置数																						
			☐	☐	便所の出入口付近にベビーチェアを設けた便所である旨を表示する標識																					
			☐	☐	便所の出入口付近にベビーチェアを設けた便所を備えた便所である旨を表示する標識																					
☐	☐	☐	おむつ交換台を設けた便所を定める数以上設置																							
			必要設置数																							
			設置数	$\geq$ 必要設置数																						
			☐	☐	便所の出入口付近におむつ交換台を設けた便所である旨を表示する標識																					

8ホテル 又は旅館 の客室	(1) 車椅子利用者利用客室										
	客室総数の1%以上の車椅子利用者利用客室の設置										
	☐	☐	総客室数				※総客室数×1/100（端数切上げ） ≥必要設置数				
	☐	☐	必要設置数								
	☐	☐	設置数								
	☐	☐	ア	出入口から便所及び浴室等までの経路				経路の幅≥80cm			
	☐	☐	イ	出入口からベッドまでの経路				内角 90 度以内に屈曲する箇所≥100cm×100cm ベッド長辺までの経路の幅≥80cm			
	☐	☐	ウ	車椅子を転回することができる空間							
	☐	☐	エ	便所	(7)	出入口	高低差がある場合 幅≥90cm の傾斜路 勾配≤1/12、（高低差≤16cmの場合 勾配≤1/8）				
							幅≥80cm				
							戸を設ける場合	戸の構造（ ☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】）			
								戸の全面が透明な場合の衝突防止措置			
								戸の前後に高低差なし			
							(1)	洗面所	70cm≤洗面器の高さ≤80cm		
									水洗器具（ ☐ レバー式 ☐ 光感知式 ☐ その他【 】）		
							(7)	便房	戸の構造（ ☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】）		
									腰掛便座、手すり等の適切な設置		
									便器の洗浄装置（ ☐ 光感知式 ☐ 押ボタン式 ☐ その他【 】）		
					車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間						
					便房の出入口	幅≥80cm					
						戸の前後に高低差なし					
					(1)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ					
					(1)	点灯等により押したことが確認ができる非常ボタン					
					(7)	出入口	幅≥80cm				
							戸を設ける場合	戸の構造（ ☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】）			
								戸の全面が透明な場合 衝突防止措置			
								戸の前後に高低差なし			
							(1)	車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間			
	(1)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ									
	(1)	点灯等により押したことが確認できる非常ボタン									
	(1)	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置									
	(1)	入出ししやすい浴槽の縁の高さ（標準：洗い場の床面から40cm～45cm）									
	(2) 客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室										
	☐	☐	☐	客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置							
	(3) 一般客室までの経路										
	☐	☐	ア	(7)	道等から一般客室まで				段又は階段を設けない 段又は階段への（ ☐ 傾斜路 ☐ EV ☐ その他の昇降機）の併設		
					車椅子利用者利用駐車施設から一般客室まで				段又は階段を設けない 段又は階段への（ ☐ 傾斜路 ☐ EV ☐ その他の昇降機）の併設		
				(1)							
	(4) 一般客室										
☐	☐	オ	(7)	出入口の幅≥80cm							
				段又は階段を設けない							
			(7)	出入口から便所及び浴室等までの経路				経路の幅≥80cm 内角 90 度以内に屈曲する箇所≥100cm×100cm			
				出入口から1以上のベッドまでの経路				ベッド長辺までの経路の幅≥80cm ベッドまでの経路の幅≥80cm			
			(7)	車椅子を転回することができる空間							
			(7)	便所	出入口の幅≥75cm						
					出入口の幅≥70cm						
					(1) 便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間						
					(1) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ						
			(7)	浴室等	出入口の幅≥75cm						
					出入口の幅≥70cm						
					(1) 浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間						
					(1) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ						
			(1) 適切な位置に手すりを設置								

9 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路					
	□	□	□	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
		□	□	イ	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり	
		□	□		踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置	
		□	□		段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置	
		□	□		蹴込板及び滑り止め	
		□	□		側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり ≥ 5 cm	
		□	□	□主たる階段を回り階段としない □主たる階段を回り階段以外とすることが困難		
		□	□	ウ	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置	
		□	□		勾配 $> 1/20$ かつ側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり ≥ 5 cm	
	□	□	勾配 $> 1/20$ の部分に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）			
	(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路					
	□	□	□	ア	幅 ≥ 120 cm	
		□	□		車椅子の転回に支障がない場所の設置距離 ≤ 50 m	
		□	□		戸を設ける場合	戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）
		□	□		戸の前後に高低差なし	
		□	□	イ	傾斜路に代わる傾斜路の幅 ≥ 120 cm、階段と併設する傾斜路の幅 ≥ 90 cm	
		□	□		勾配 $\leq 1/12$ （高低差 ≤ 16 cmの場合 勾配 $\leq 1/8$ ）	
		□	□		傾斜路の高低差 > 75 cmの場合 高さ ≤ 75 cmごとに踏幅 ≥ 150 cmの踊場	
		□	□	ウ	排水溝	粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ふた
		□	□		車椅子のキャスターが落ち込まない溝ふた	
	(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路					
	□	□	□	ア	視覚障害者利用経路	道等から外部出入口までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）
		□	□		(ア) 主として自動車の駐車のために供する施設	
		□	□		(イ) 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる	
		□	□		(ウ) 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置 道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合	
		□	□	イ	線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備	
		□	□	ウ	点状ブロック等	(ア) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分
		□	□		(イ) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分	
		□	□		(ウ) 車路に近接する部分	
□		□	(エ) 車路を横断する部分			

10駐車場	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設												
	☐	☐	駐車台数の総数の2%以上（駐車台数200超の場合1%+2以上）の車椅子利用者利用駐車施設を設置										
			駐車台数総数 必要設置数 設置数	※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ） ≥必要設置数									
			☐	☐	☐	幅≥350cm							
	☐	☐	☐	高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置									
	☐	☐	☐	区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識									
	☐	☐	☐	駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板									
	(2) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設（車椅子利用者対応の機械式駐車場を有し、R6国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当する場合）												
	☐	☐	令和6年国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当										
			駐車台数総数 車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数 ①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数 ②車椅子利用者利用駐車施設の数 ①+②	※車椅子対応の機械式駐車場及び車椅子利用者利用駐車施設の駐車台数含む ※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ）									
			☐	☐	1以上の車椅子利用者利用駐車施設を設置（②≥1）								
			☐	☐	幅≥350cm								
			☐	☐	高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置								
			☐	☐	区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識								
			☐	☐	駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板								
(3) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設													
☐	☐	駐車台数の総数の2%以上（駐車台数200超の場合1%+2以上）の車椅子利用者利用駐車施設を設置											
		駐車台数総数 必要設置数 設置数	※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ） ≥必要設置数										
		☐	☐	幅≥350cm									
		☐	☐	高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置									
		☐	☐	区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識									
		☐	☐	駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板									
		(4) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設（車椅子利用者対応の機械式駐車場を有し、R6国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当する場合）											
		☐	☐	令和6年国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当									
駐車台数総数 車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数 ①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数 ②車椅子利用者利用駐車施設の数 ①+②	※車椅子対応の機械式駐車場及び車椅子利用者用駐車施設の駐車台数含む ※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ）												
☐	☐			1以上の車椅子利用者利用駐車施設を設置（②≥1）									
☐	☐			幅≥350cm									
☐	☐			高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置									
☐	☐			区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識									
☐	☐			駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板									
11浴室等 （男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。）	(1) 高齢者等が利用する浴室												
	☐	☐	☐	☐	幅≥80cm								
					戸を設ける場合 戸の構造（☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】） 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし								
					☐	☐	☐	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ					
								浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置					
								出入りしやすい浴槽の縁の高さ（標準：洗い場の床面から40cm～45cm）					
	(2)(3) 高齢者等が利用するシャワー室												
	☐	☐	☐	☐	☐	シャワー用区画の出入口の幅≥80cm							
						更衣用区画の出入口の幅≥80cm							
						粗面又は滑りにくい材料による仕上げ							
						シャワー用区画の手すり							
						シャワー用区画に固定式腰掛台を設ける場合 40cm≤高さ≤45cm							
	12標識												
	階段、EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の標識												
	☐	☐	☐	階段、EVその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図により表示									

13案内設備	(1) 案内板その他の設備			
	☐	☐	☐	階段、E Vその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJIS適合図により表示
	(2) 視覚障害者に示すための設備			
	☐	☐	☐	点字 ☐ 文字等の浮き彫り ☐ 音による案内 ☐ その他【 ☐ 】 ☐ 案内所
14案内設備までの経路	道等から案内設備までの経路			
	☐	☐	☐	視覚障害者利用経路
		道等から案内設備までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）		
		(1)	主として自動車の駐車の用に供する施設	
		(2)	建築物管理者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から、直接地上へ通じる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9 (3) イ、ウの基準に適合 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により誘導する設備	
15固定式の観覧席等	(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる区画			
	☐	☐	☐	2以上設置（固定式の観覧席等の数が400超の場合は0.5%以上（1未満の端数切上げ））
		☐	☐	ア 寸法 幅≧90cm、奥行≧140cm
		☐	☐	イ 床は平らに
	(2) 集団補聴設備等			
	☐	★	☐	難聴者の聴力を補うための設備の設置

※ 規則第12条の5第1項に規定する建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書を提出する場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の写し（申請しようとする図書の写し）とともに、本調書を添付してください。その際には、緩和認定を受けようとする部分だけでなく、適用される特定施設整備基準の全てについて記載してください。

※参考：インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務（条例第24条の2 関係）

下表の用途及び規模の施設の所有者・管理者は、施設のバリアフリーに関する情報をインターネット等で公表する義務があります。

別表第4の2（福祉のまちづくり条例施行規則第12条の2 関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
	(2) 物販店舗	
	(3) 遊技場	
	(4) 公衆浴場	
	(5) 飲食店	
	(6) 理髪店等	
	(7) クリーニング取次店等	
2	(1) 病院等	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
	(2) 劇場等	
	(3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
	(4) 博物館等	
	(5) 銀行等	
	(6) 地下街等	
3	ホテル等	客室の合計50室以上又は床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
4	(1) 官公署	全ての規模
	(2) 公共の交通機関の施設	

備考：1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	㎡

	チェック欄			《 特 定 施 設 整 備 基 準 》	
	適用欄	届出・申請時	完了時		
				①『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」の口をチェックしてください。 ②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において口をチェックしてください。 ③《特定施設整備基準》欄の該当する口にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ④ 1(1)高齢者等利用経路、9(3)の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。	
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路				
	☐	☐	☐	ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含み、劇場等の場合は当該居室内の車椅子利用者利用区画）までの経路のうち1以上
	☐	☐	☐	イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上
	☐	☐	☐	ウ	高齢者等利用居室から車椅子利用者利用便所までの経路のうち1以上
	☐	☐	☐	エ	車椅子利用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	☐	☐	☐	オ	公共用歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路の全て
	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段（階と階との間の上下の移動に係る部分を除く）				
	☐	☐	☐	段又は階段を設けない	
	☐	☐	☐	段又は階段への（ ☐ 傾斜路 ☐ EV ☐ その他の昇降機）の併設	
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口				
	☐	☐	☐	出入口前後の点状ブロック等	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口				
	☐	☐	☐	ア	幅≧80cm
	☐	☐	☐	イ	戸を設ける場合
	☐	☐	☐	ウ	戸の構造（ ☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】） 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
	(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く）				
	☐	☐	☐	ア	幅≧80cm
	☐	☐	☐	イ	戸を設ける場合
	☐	☐	☐	ウ	戸の構造（ ☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】） 戸の全面が透明な場合 衝突防止措置
	☐	☐	☐	エ	戸の前後に高低差なし
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等				
	☐	☐	☐	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	☐	☐	☐	イ	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
	☐	☐	☐	ウ	視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等
	(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台				
	☐	☐	☐	記載用カウンター	70cm≦カウンターの高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm
	☐	☐	☐	公衆電話台	70cm≦公衆電話台の高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm
4 階段	高齢者等が利用する階段				
	☐	☐	☐	(1)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	☐	☐	☐	(2)	片側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
	☐	☐	☐	(4)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
	☐	☐	☐	(5)	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
	☐	☐	☐	(6)	蹴込板及び滑り止め
	☐	☐	☐	(7)	側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
	☐	☐	☐	(8)	☐ 主たる階段を回り階段としない ☐ 主たる階段を回り階段以外とすることが困難
	☐	☐	☐	(9)	視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路				
	☐	☐	☐	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	☐	☐	☐	イ	勾配>1/20又は高さ>16cmの場合 握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
	☐	☐	☐	ウ	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
	☐	☐	☐	エ	勾配>1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
	☐	☐	☐	オ	視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路				
	☐	☐	☐	イ	勾配≦1/12（高低差≦16cmの場合 勾配≦1/8）
	☐	☐	☐	ウ	傾斜路の高低差>75cmの場合 高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場
6 エレベーターその他の昇降機	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機				
	☐	☐	☐	ア	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造
	☐	☐	☐	イ	昇降路の出入口に接する部分の水平面

7 便所 (1)はすべて。(2)(4)は男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	(2) 高齢者等が利用する便所											
	□	□ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □	ア	1 以上 の 出 入 口	(7)	床面に高低差がある場合の傾斜路		幅≧90cm 勾配≦1/12（高さ≦16cmの場合 勾配≦1/8）			
							(1)	幅≧80cm		戸の構造（□ 自動開閉扉 □ 引き戸 □ その他【 】）		
								戸を設ける場合	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置		戸の前後に高低差なし	
	□	□	□	イ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ							
	(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上											
	□	□ □ □	□ □ □	ア	洗 面 所	(7)	70cm≦洗面器の高さ≦80cm					
							(1)	洗面器の周囲の手すり				
								(9)	水洗器具（□ レバー式 □ 光感知式 □ その他【 】）			
	□	□ □	□ □	イ	男子用 小便器	(1)	小便器（□ 床置き式 □ 壁掛け式 □ その他【 】）					
							周囲の手すり					
	(7) 腰掛式便所											
□	□ □ □	□ □ □	□ □ □	イ	(1)	戸の構造（□ 自動開閉扉 □ 引き戸 □ その他【 】）						
						腰掛便座、手すり等の適切な配置						
						便器の洗浄装置（□ 光感知式 □ 押ボタン式 □ その他【 】）						
9 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路											
	□	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ							
					イ	段 が あ る 部 分	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり					
							踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置					
							段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置					
							蹴込板及び滑り止め					
							側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり≧5cm					
							□ 主たる階段を回り階段としない □ 主たる階段を回り階段以外とすることが困難					
							ウ	傾 斜 路	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置			
									勾配>1/20かつ側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり≧5cm 勾配>1/20の部分に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）			
					(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路							
	□	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ア	幅≧120cm							
					車椅子の転回に支障がない場所の設置距離≦50m							
					戸を設ける 場合	戸の構造（□ 自動開閉扉 □ 引き戸 □ その他【 】）						
						戸の前後に高低差なし						
					イ	傾 斜 路	階段に代わる傾斜路の幅≧120cm、階段と併設する傾斜路の幅≧90cm					
							勾配≦1/12（高低差≦16cmの場合 勾配≦1/8）					
							傾斜路の高低差>75cmの場合 高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場					
					ウ	溝 排 水	粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ふた					
							車椅子のキャスターが落ち込まない溝ふた					
					(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路							
	□	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ア	道等から外部出入口までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）							
					(7)	主として自動車の駐車のために供する施設						
						(1)	建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる					
							敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置 道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合					
					イ	経 路	線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備					
ウ					点 状 ブ ロ ッ ク 等	(7)	段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分					
							(1)	段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分				
								(9) 車路に近接する部分				
								(1) 車路を横断する部分				

10 駐車場	(3) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設					
	☐	☐	駐車台数の総数の2%以上（駐車台数200超の場合1%+2以上）の車椅子利用者利用駐車施設を設置			
			駐車台数総数		※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ）	
			必要設置数			
			設置数		≥必要設置数	
	☐	☐	幅≥350cm			
			高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置			
			区画面及び付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識			
			駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板			
	(4) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設（車椅子利用者対応の機械式駐車場を有し、R6国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当する場合）					
☐	☐	令和6年国交省告示第1072号第1号又は第2号に該当				
		駐車台数総数		※車椅子対応の機械式駐車場及び車椅子利用者利用駐車施設の駐車台数含む ※駐車台数総数×2/100（駐車台数200超の場合1%+2）以上（端数切上げ）		
		車椅子利用者利用駐車施設の必要設置数				
		①車椅子利用者対応の機械式駐車場の数				
		②車椅子利用者利用駐車施設の数				
			①+②		≥必要設置数	
		☐	☐	1以上の車椅子利用者利用駐車施設を設置（②≥1）		
		☐	☐	幅≥350cm		
☐	☐	高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置				
☐	☐	区画面及び付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識				
☐	☐	駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板				
11 浴室等 （男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたと。）	(2)(3) 高齢者等が利用するシャワー室					
	☐	☐	☐	ア	シャワー用区画の出入口の幅≥80cm	
				イ	更衣用区画の出入口の幅≥80cm	
				ウ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
				エ	シャワー用区画の手すり	
				オ	シャワー用区画に固定式腰掛台を設ける場合 40cm≤高さ≤45cm	

※規則第12条の5第1項に規定する建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書を提出する場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の写し（申請しようとする図書の写し）と共に、本調書を添付してください。その際には、緩和認定を受けようとする部分だけでなく、適用される特定施設整備基準の全てについて記載してください。

調書5

小規模購買施設等整備計画調書

〈規則第12条の7第2項第4号関係〉

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	m ²

	チ ェ ッ ク 欄	《 小 規 模 購 買 施 設 等 整 備 基 準 》	
		① 届出時において口をチェックしてください。 ② 《小規模購買施設等整備基準》欄の該当する口にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ③ 「視覚障害者等が利用する」とある基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する」施設の部分に適用されるため、学習塾等を除くすべての小規模購買施設等（不特定かつ多数の者が利用する施設）に適用されます。学習塾等（特定かつ多数の者が利用する施設）においては「主として視覚障害者が利用する部分」がある場合に限り適用されます。	
1 出入口		高齢者等が利用する主たる外部出入口 (第1の2)	
		☐ 視覚障害者等が利用する出入口前後の点状ブロック等	
		☐ 幅≧80cm	
		☐ 戸を設ける場合 戸の構造 (☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】)	
		☐ 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置	
2 廊下等		高齢者等が利用する廊下等 (第1の3、第1の5、第1の6)	
	(1)	☐ 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
		☐ 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等	
	(2)	床面に高低差がある場合	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			勾配>1/20又は高さ>16cmの場合 握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり(踊場含む)
			傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
			勾配>1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
			視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
			階段に代わる傾斜路の幅≧120cm、階段と併設する傾斜路の幅≧90cm
			勾配≦1/12(高低差≦16cmの場合 勾配≦1/8)
			傾斜路の高低差>75cmの場合 高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場
			特殊構造昇降機
			昇降路の出入口に接する部分の水平面
3 階段		高齢者等が利用する階段 (第1の4)	
		☐ 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
		☐ 片側に握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり	
		☐ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置	
		☐ 段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置	
		☐ 蹴込板及び滑り止め	
		☐ 側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm	
		☐ 口主たる階段を回り階段としない ☐ 主たる階段を回り階段以外とすることが困難	
		☐ 視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等	
4 便所 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)		高齢者等が利用する便所(ホテル等のみに適用 ただし客室の内部に設けるものを除く) (第1の7)	
	1以上の出入口	床面に高低差がある場合の傾斜路	幅≧90cm
			勾配≦1/12(高さ≦16cmの場合 勾配≦1/8)
			幅≧80cm
		戸を設ける場合	戸の構造 (☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】)
			戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
		戸の前後に高低差なし	
	洗面所	70cm≦洗面器の高さ≦80cm	
		洗面器の周囲の手すり	
		水洗器具 (☐ レバー式 ☐ 光感知式 ☐ その他【 】)	
	男子用小便器	小便器 (☐ 床置き式 ☐ 壁掛け式 ☐ その他【 】)	
		周囲の手すり	
	腰掛式便所	戸の構造 (☐ 自動開閉扉 ☐ 引き戸 ☐ その他【 】)	
		腰掛便座、手すり等の適切な配置	
		便器の洗浄装置 (☐ 光感知式 ☐ 押ボタン式 ☐ その他【 】)	

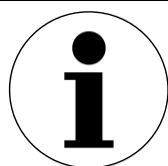
5敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路				(第1の5、第1の6、第1の9)			
	☐	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ					
	☐		段がある部分	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり				
	☐			踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置				
	☐			段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置				
	☐			蹴込板及び滑り止め				
	☐			側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり $\geq 5\text{cm}$				
	☐			☐ 主たる階段を回り階段としない ☐ 主たる階段を回り階段以外とすることが困難				
	☐	イ	敷地内通路のうち1以上の道等から外部出入口までの	(7)	幅 $\geq 120\text{cm}$			
	☐			(4)	排水溝	粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ふた		
	☐					車椅子のキャスターが落ち込まない溝ふた		
	☐			(9)	路面に高低差がある場合	傾斜路	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
	☐						勾配 $> 1/20$ 又は高さ $> 16\text{cm}$ の場合	
	☐						握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）	
	☐						傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置	
	☐						勾配 $> 1/20$ かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり $\geq 5\text{cm}$	
	☐						視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等	
	☐						階段に代わる傾斜路の幅 $\geq 120\text{cm}$ 、階段と併設する傾斜路の幅 $\geq 90\text{cm}$	
	☐						勾配 $\leq 1/12$ （高低差 $\leq 16\text{cm}$ の場合 勾配 $\leq 1/8$ ）	
	☐						傾斜路の高低差 $> 75\text{cm}$ の場合 高さ $\leq 75\text{cm}$ ごとに踏幅 $\geq 150\text{cm}$ の踊場	
	☐	特殊構造昇降機	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造					
	☐		昇降路の出入口に接する部分の水平面					
	(2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路					(第1の9)		
	☐	視覚障害者利用経路	道等から外部出入口までの経路のうち1以上（下記の場合を除く）					
	☐		・ 主として自動車の駐車のために供する施設					
	☐		・ 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる					
	☐		・ 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置 道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合					
	☐		線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備					
☐	点状ブロック等	段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分						
☐		段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分						
☐		車路に近接する部分						
☐		車路を横断する部分						

4 JIS 規格等

4 JIS 規格等

(1) 案内図、記号一覧

公共・一般施設図記号



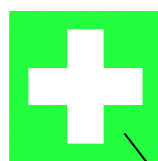
案内
Information



案内所
Question & answer



病院
Hospital



救護所
First aid 緑



警察
Police



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender toilet



こどもお手洗
Children's toilet



男子
Men



女子
Women



障害のある人が使
える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area
※1



チェックイン／受付
Check-in/
Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル／宿泊施設
Hotel/
Accommodation



きっぷうりば／精算所
Tickets/
Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



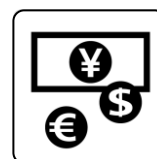
コインロッカー
Coin lockers



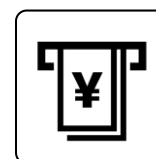
休憩所／待合室
Lounge/
Waiting room



ミーティング
ポイント
Meeting point



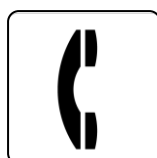
銀行・両替
Bank, money
Exchange ※2



キャッシュサービス
Cash service ※3



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



上りエスカレータ
Escalator, up



下りエスカレータ
Escalator, down



階段
Stairs



ベビーケアルーム
Baby care room



授乳室（女性用）
Baby feeding room
(for women)



授乳室（男女共用）
Baby feeding room
(for men and women)



おむつ交換台
Diaper changing
table



クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室（女子）
Dressing room
(women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility
for the recycling
products



高齢者優先設備
Priority facilities
for elderly people



障害のある人・
けが人優先設備
Priority facilities
for injured people



内部障害のある人
優先設備
Priority facilities
for people with
internal disabilities,
heart pacer, etc.



乳幼児連れ優先設備
Priority facilities
for people
accompanied with
small children



妊産婦優先設備
Priority facilities
for expecting
mothers



高齢者優先席
Priority seats for
elderly people



障害のある人・
けが人優先席
Priority seats for
injured people



内部障害のある人
優先席
Priority seats for
People with internal
disabilities,
heart pacer, etc



乳幼児連れ優先席
Priority seats for
people accompanied
with small children



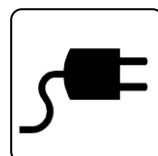
妊産婦優先席
Priority seats for
expecting mothers



ベビーカー
Prams/Strollers



無線 LAN
Wireless LAN



充電コーナー
Charge point



自動販売機
Vending machine



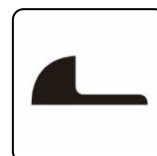
海外発行カード
対応 ATM
ATM for oversea
cards



オストメイト用設
備／オストメイト
Facilities for
Ostomy or Ostomate



洋風便器
Sitting style
Toilet



和風便器
Squatting style
toilet



温水洗浄便座
Spray seat



介助用ベッド
Care bed



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



カームダウン・
クールダウン
Calm down, cool down



航空機／空港
Aircraft/Airport



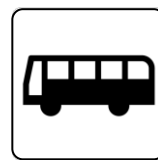
鉄道／鉄道駅
Railway/
Railway station



船舶／フェリー／
港
Ship／Ferry/
Port



ヘリコプター／
ヘリポート
Helicopter/
Heliport



バス／バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー／
タクシーのりば
Taxi/Taxi stand



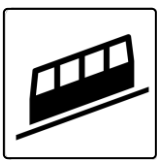
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting
flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関／荷物検査
Customs/Baggage
check



出国手続／入国手
続／検疫／書類審
査
Immigration/
Quarantine/
Inspection



駅事務室／駅係員
Station office/
Station staff



一般車
Car



レンタサイクル／
シェアサイクル
Rental bicycle/
Bicycle sharing

商業施設図記号



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier
※4



コンビニエンスストア
Convenience store

観光・文化・スポーツ施設図記号



展望地／景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場／プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring



温泉
Hot spring



コミュニケーション
Communication in
the specified
language



靴を脱いでください
Take off your
shoes



イヤホンガイド
Audio guide

安全図記号



消火器
Fire
extinguisher 赤



非常電話
Emergency
telephone 赤



非常ボタン
Emergency call
button 赤



広域避難場所
Safety
evacuation area 緑



避難所（建物）
Safety
evacuation
shelter
※5 緑



津波避難場所
Tsunami
evacuation area
※5 緑



津波避難ビル
Tsunami
evacuation
building
※5 緑



列車の非常停止
ボタン
Emergency train
stop button



AED（自動体外式
除細動器）
Automated external
defibrillator

禁止図記号



一般禁止
General
prohibition 赤



禁煙
No smoking
※1 赤



火気厳禁
No open flame 赤



進入禁止
No entry 赤



駐車禁止
No parking 赤



自転車乗り入れ禁止
No bicycles 赤



立入禁止
No admittance 赤



走るな／かけ込み
禁止
Do not rush 赤



さわるな
Do not touch 赤



捨てるな
Do not throw
rubbish 赤



飲めない
Not drinking
water 赤



携帯電話使用禁止
Do not use mobile
phones 赤



電子機器使用禁止
Do not use
electronic
devices
※5 赤



撮影禁止
Do not take
photographs 赤



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash
photographs 赤



ベビーカー使用禁止
Do not use
prams /strollers
※5 赤



遊泳禁止
No swimming 赤



キャンプ禁止
No camping 赤



ホームドア：
たてかけない
Do not lean objects
on the platform
door 赤

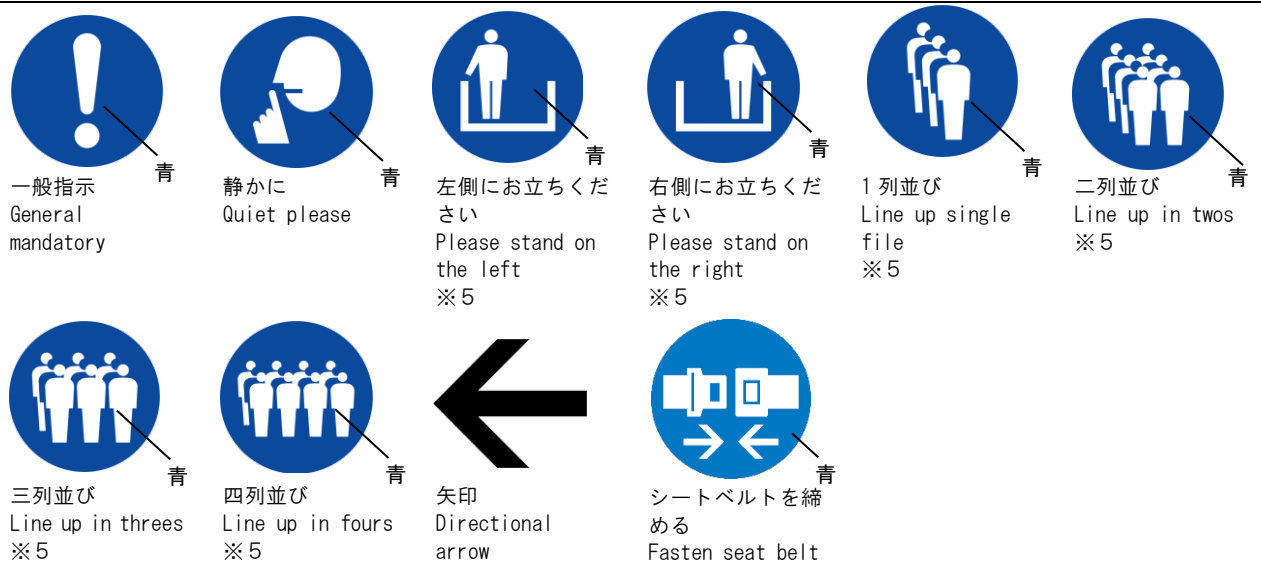


ホームドア：
乗り出さない
Do not lean over
The platform door 赤

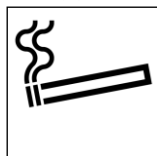
注意図記号



指示図記号



※ 1 火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



喫煙所



禁煙

※ 2 円・ドル及びユーロの通貨記号は、状況に合わせて変更することができる。

※ 3 円の通貨記号は、状況に合わせて変更することができる。

※ 4 円の通貨記号は、必要に応じて変更することができる。

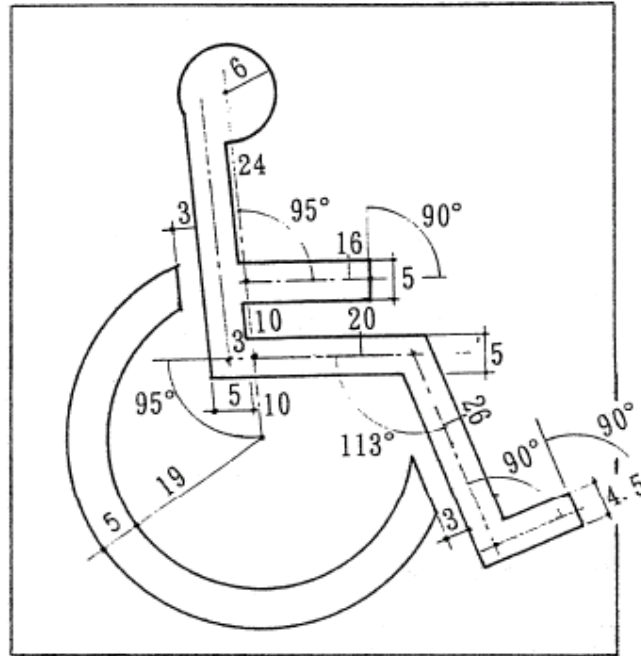
※ 5 文字による補助表示が必要。

出典：日本産業規格 Z8210 案内用図記号

(2) 国際シンボルマークの形状及び使用

国際シンボルマークは、英語の International Symbol of Access を日本語とした呼称である。障害者が利用できる建物であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。シンボルマークの形状は下図のとおりである。

なお、本図は、2002 年 3 月「身障者用設備」という名称で、JIS Z 8210 5.1.9（障害者が利用できる建築物及び施設であることを示している）に規定された。



日本において国際シンボルマークは、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が使用管理を行っている。

＜国際シンボルマークの使用に関する新決議＞

1978 年 1 月 22 日、フィリピンのバギオで開かれた国際リハビリテーション協会総会で採択される。総会は、国際シンボルマークの使用を管理するため、次の方針を定めた。

国際シンボルマークは、常に総会で定められたデザインと比率を守って使用しなければならない。またシンボルマークを複製する場合は、この決議に従わなければならない。シンボルマークの色は、他の色を使わなければならない特別な理由がない限り、国際道路標識法（International Road Sign Conventions）に従って、濃い青の地に白を使用することとする。図柄は、顔を右に向けた形にしなければならない。ただし、方向を示す目的がある場合は、図柄全体を左向きにしてもよい。

国際シンボルマークのデザインを変えたり、書き加えたりしてはならない。ただし、シンボルマークそのものの形を否めない限りは、方向や対象を明らかに示すために、ほかの図柄や文字を併用してもよい。

国際シンボルマークは、車いす使用者など移動能力が限定されている全ての者が利用建物・施設を明確に表示するため、またはそこへの道順を示すためにのみ使用できる。

障害者が利用できる建物・施設の基準は、各国で責任を持つ機関が決定する。基準を決定する際は、国連障害者生活環境専門家会議（United Nations Expert Group Meeting on Barrier - free Design）が 1974 年に定めた最低基準に従わなければならない。

国際シンボルマークを複製することは禁止する。ただし、これを普及させ、その目的を広く知ってもらうため出版物その他のメディアに転載することは許可する。出版物などに転載する場合

は、その出版物などの内容が障害者に直接関わりある場合を除いては、このマークが「国際シンボルマーク」であることを明記しなければならない。

国際シンボルマークを商業目的で使用することは禁止する。例えば、広告、商標、レターヘッド、障害者のための商品、障害者自身が作った商品などにこのマークを使用してはならない。ただし商業目的の建物・施設が障害者に利用できることを表示する場合は、このマークを使用してもよい。

国際リハビリテーション協会の加盟団体は、この決議に定められた方針に従って、各国で国際シンボルマークを法的に保護し、その使用を管理することができる。各国の加盟団体は、シンボルマークの管理を他の適切な機関に委任してもよい。加盟団体がない国では、国際リハビリテーション協会が文書によって認可した機関が、シンボルマークを管理することができる。

国際シンボルマークの使用指針は以下に表示されている。

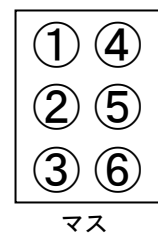
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

(※出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」 国土交通省)

(3) 点字の読み方一覧

点字の組み立て

- 1点字はタテ3点ヨコ2点の六つの組み合わせからなる表音文字で、左上から下へ順に、1の点、2の点、3の点、右上から下へ順に4の点、5の点、6の点と言う。
- 濁音や拗音（ようおん）は、この6点を2単位（ニマス）を用いてつくる。
濁音はその清音の前に5の点を加えてつくり、拗音は4の点を加える。
- 3点字は紙の表面から裏へつき出して書き、右から左への横書きである。視覚障害者はその凸面を触読する。
- この表は凸面用であり、視覚障害者同様、点字を凸面から読む際に用いる。
この場合左から右へ読み進む。



五十音

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ		ユ		ヨ
ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	(ヰ)		(ヱ)	ヲ
ン		長音符		促音符					

濁音・半濁音

ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
パ	ピ	プ	ペ	ポ

特殊音

ウィ	ウエ	ウオ	
ツァ	ツイ	ツェ	ツォ
ファ	フィ	フェ	フォ
ヴァ	ヴィ	ヴェ	ヴォ
シェ	ジェ	チェ	
ティ	ディ	トウ	ドウ
テュ	デュ	クァ	グァ
ヴ	イェ		

数字

					
1	2	3	4	5	6
					
7	8	9	0	数符	小数点 位取り点

拗音 (ようおん)

キヤ	キュ	キョ	ニヤ	ニュ	ニョ
シヤ	シュ	ショ	ヒヤ	ヒュ	ヒョ
チャ	チュ	チョ	ミヤ	ミュ	ミョ
リヤ	リュ	リョ	ヂヤ	ヂュ	ヂョ
ギャ	ギュ	ギョ	ビヤ	ビュ	ビョ
ジャ	ジュ	ジョ	ピヤ	ピュ	ピョ

アルファベット

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
U	V	W	X	Y	Z	外字符	外国語引用符		

英文記号

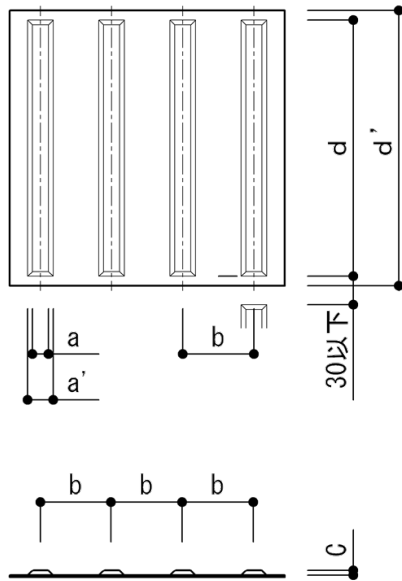
ハイフン	コロ	セミコロ	コンマ	ピリオド	大文字符	?	!	コーテーション	アポストロフィ	ダッシュ	二重大文字符
------	----	------	-----	------	------	---	---	---------	---------	------	--------

記号・符号

句点(。)	疑問符?	感嘆符!	読点(、)	中点(・)
第1カギ「	第2カギ」	ふたえカギ『		
第1カッコ(	第2カッコ)	二重カッコ((		
点訳者挿入符	段落挿入符	文中注記符		
棒線	点線	右向き矢印	左向き矢印	両向き矢印
波線類	第1指示符	第2指示符		
第3指示符	星印	空欄記号	(小文字符)	小見出し符
○	△	□	×	数字
伏せ字記号				

出典：日本産業規格 JIS T 0921 点字の表示原則及び点字表示方法 (2006 年)

(4) 視覚障害者誘導用ブロック

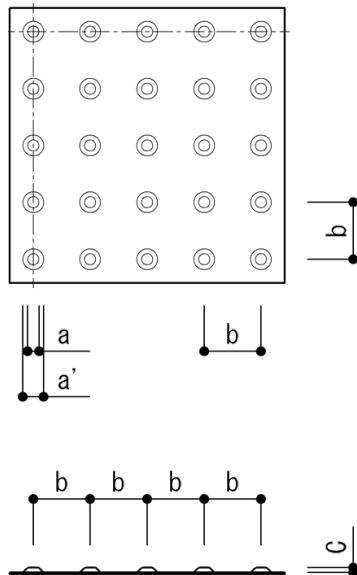


線状突起の形状及びその配列

線状突起の配列は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

単位 (mm)		
記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。



点状突起の形状及びその配列

点状突起を配列するブロック等の大きさは、300mm(目地込み)四方以上で、点状突起の数は25(5×5)点を下限とし点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

単位 (mm)		
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60*	+1 0
c	5	

注 この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

図Ⅶ-3-1 JIS (T 9251) による視覚障害者誘導用ブロックの形状

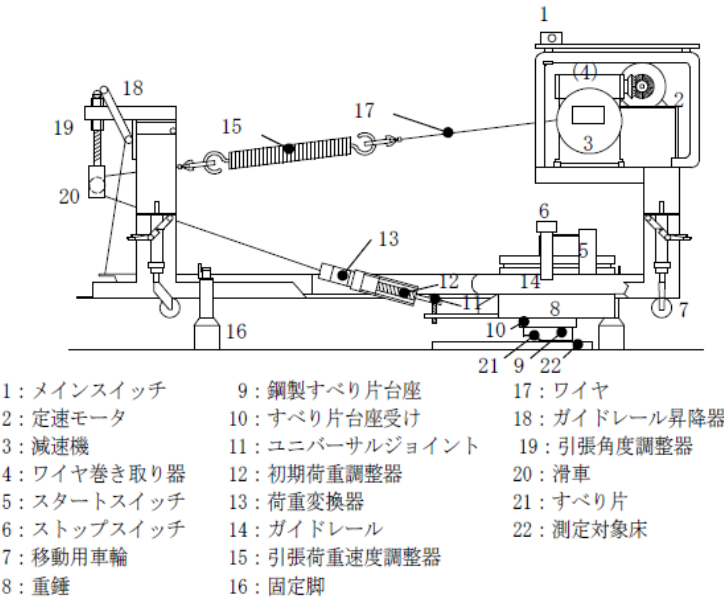
(5) 床の滑り

床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

① 履物着用の場合の滑り

ア 評価指標

床の滑りの指標として、JISA1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C. S. R）を用いる。



JIS A 1454 に準拠している滑り試験機の例

イ 評価方法

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表一1の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：滑り抵抗係数の推奨値（案）
・（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）では、履物着用・素足・斜路及び、階段（踏面と段鼻をあわせた評価）・杖の滑り等について推奨値（案）を示している。

■表一1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C. S. R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	$C. S. R - \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C. S. R=0.3 以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

② 素足の場合の滑り（※ここでは大量の水や石鹸水などがかかる床を想定）

ア 評価指標

床の滑りの指標として、JISA 1509-12（陶磁器質タイル試験方法—第12部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C. S. R・B）を用いる。

イ 評価方法

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表一2の滑り抵抗値の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：床の材料・仕上げ選択時の留意点
・材料・仕上げのC. S. R 値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。

留意点：大量の水や石鹸水などがかかる床以外における素足の場合の滑り

- ・一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹸水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下とした C. S. R 値で安全側に評価できる可能性が高い。

■表一 2 素足の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド シャワー室・更衣室の床	C. S. R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C. S. R・B =0.6 以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月））

③ 滑りの差

突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

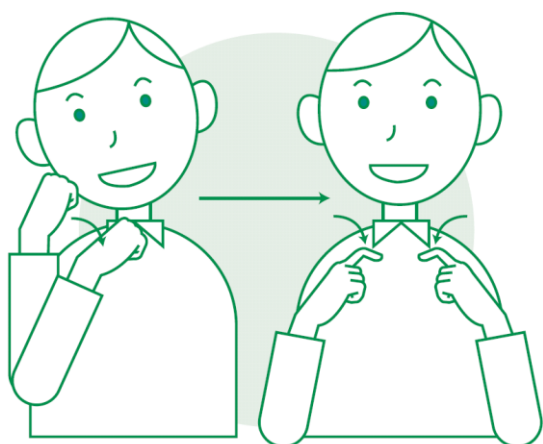
- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等を使用するには十分配慮することが望ましい。
- ・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等を使用するには、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

留意点：建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- ・建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値（案）を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

（※出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」 国土交通省）

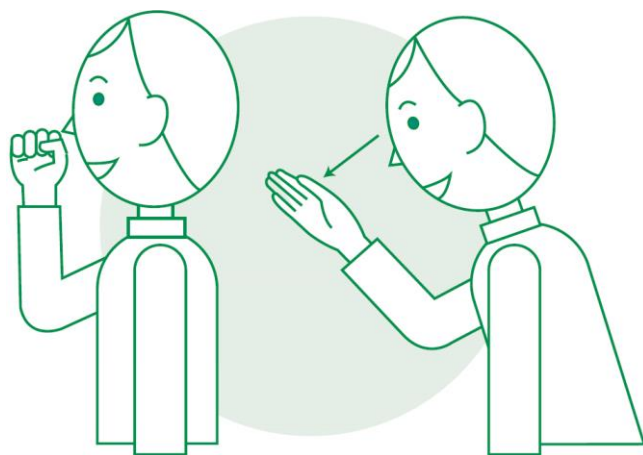
(6) 手話の例



おはようございます



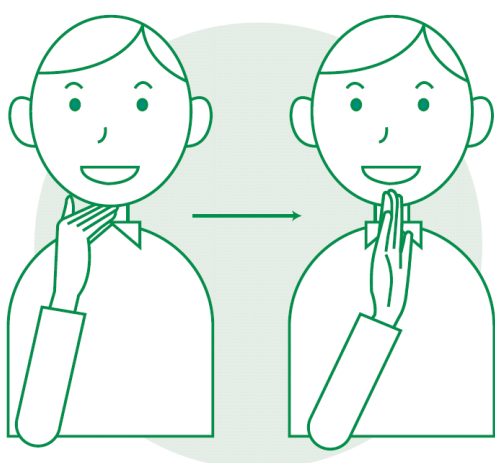
こんにちは



よろしくお願いします



ありがとうございます



おまちください



わかりました

出典：公共サービス窓口における配慮マニュアル（障害者施策推進本部）

＜引用・参考文献＞

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省 2012年
- 道路の移動等円滑化整備ガイドライン 財団法人 国土技術研究センター 2008年
- 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 東京都 2009年
- 神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック 神奈川県 2009年
- 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施設整備の手引き 石川県 2004年
- 滋賀県だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施設整備マニュアル 滋賀県
- 青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル 青森県 2000年
- 公共サービス窓口における配慮マニュアル 内閣府 障害者施策推進本部 2005年
- 街中での案内・介助の手引き 大分県 2007年
- 災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドライン 山口県 2010年
- 災害時要援護者対策ガイドライン 日本赤十字社 2006年
- 妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン 東京都 2007年
- TOTOバリアフリーブック(2011-2012) TOTO株式会社 2011年
- 標準案内用図記号ガイドライン 国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団 2021年

兵庫県福祉のまちづくり条例
施設整備・管理運営の手引（公益的施設編）

平成 24 年 1 月 発 行
平成 26 年 3 月 改 訂
平成 28 年 7 月 改 訂
平成 30 年 3 月 改 訂
平成 31 年 4 月 改 訂
令和 元 年 7 月 改 訂
令和 5 年 3 月 改 訂
令和 7 年 6 月 改 訂

監 修 兵庫県立福祉のまちづくり研究所

編集・発行 兵庫県
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

問合せ 兵庫県まちづくり部都市政策課
電話 078-362-4298
FAX 078-362-9487
E-mail toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
兵庫県ホームページアドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/>